

# 府 中 の 環 境

—平成23年度報告書—



平成24年12月

府 中 市

表紙のイラストは環境啓発標語・ポスターコンクールの地球温暖化防止部門最優秀賞受賞作品をポスターにしたものです。最優秀賞受賞者はそれぞれ次のとおりです。

○地球温暖化防止部門

標語

府中第一小学校 6年 近藤優祐

ポスター原画

小柳小学校 5年 後藤 実里

(敬称略)

# 目 次

I	環境基本計画の推進	
1	環境基本計画の概要	1
2	環境基本計画重点施策	4
3	推進体制の確立	5
4	計画の連携体制と進行管理	6
5	府中市環境行動指針	7
6	府中市地球温暖化対策地域推進計画	7
II	公害問題の現状と対策	
1	大気汚染	8
2	土壌・地下水汚染	16
3	水質汚濁・地盤沈下	25
4	騒音・振動	32
5	悪臭	44
6	放射能	45
7	その他の公害	49
III	ごみ減量・リサイクルの推進	
1	廃棄物の種類	52
2	ごみの現状	53
3	リサイクル事業の現状	55
4	ごみ収集実績	57
IV	環境整備	
1	まちの美化推進事業	60
2	環境衛生対策事業	62
3	猫去勢不妊手術費補助事業	64
4	緑のまちづくり	65
V	環境を考える	
1	環境学習・環境啓発	66
2	自然環境保全の推進	83
3	環境保全活動センター	87
4	地球温暖化対策	88
VI	工場・指定作業場の設置状況	92
	府中市の環境の歴史	94

# I 環境基本計画の推進

## 1 環境基本計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

市では環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保することを目的として、平成11年(1999年)に「府中市環境基本条例」を制定しました。

この条例では次の3つの基本理念が示されています。

- 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

この理念に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「府中市環境基本計画」が平成15年2月に策定されました。

### (2) 計画の目的・性格・特徴

#### ア 計画の目的

府中市環境基本計画は、府中市の良好な環境を保全し、現在及び将来にわたって市民が快適に暮らすことができるよう、各種の施策を総合化、体系化することで、環境の保全に関する施策を計画的に推進するものであり、行政だけでなく、府中市で暮らし、活動するすべての市民や民間団体、事業者などの参加によって、実現することを目指します。

#### イ 計画の性格

環境に配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

目指すべき望ましい環境像を掲げて、それを実現するために基本方針・基本目標を設定し、その達成に向けて個別目標を定めることで、施策展開の方向を示します。

パートナーとしての市民や事業者、行政などの果たすべき役割を示し、相互の協働により計画の推進を図ります。

東京都の環境基本計画や市の各種計画との整合・連携を図ります。

#### ウ 計画の特徴

計画は、公募でかつボランティアの市民が、2年間をかけて計画素案を作成し、府中市環境審議会が、その素案を基に審議し答申した内容を尊重して策定されました。

計画には、行政の環境施策のみならず、市民や事業者それぞれの環境保全行動が示され、市民、事業者及び行政の協働による環境の保全が明確にされています。

計画には、重点施策を掲げ、ごみの50パーセント削減や学校の100パーセントエコスクール化などの数値目標を掲げるなど、意欲的な取組が示されています。

計画は、連携体制や進行管理体制を詳細に定め、市民、事業者及び行政の計画に関する協議会の設置や計画の進捗状況の把握や公表などにより確実な推進を図ります。

### (3) 計画の位置付け

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例に基づき策定され、府中市総合計画を環境面から具体化するために、環境に関連する諸計画の基本的方向を示すとともに、関連する各種の施策の推進における環境保全上配慮すべき事項を提示するものです。

さらに、この計画に基づき、市民をはじめ、事業者、行政など、各主体の環境保全に向けた具体的な行動や施策を定める環境行動指針を策定しています。

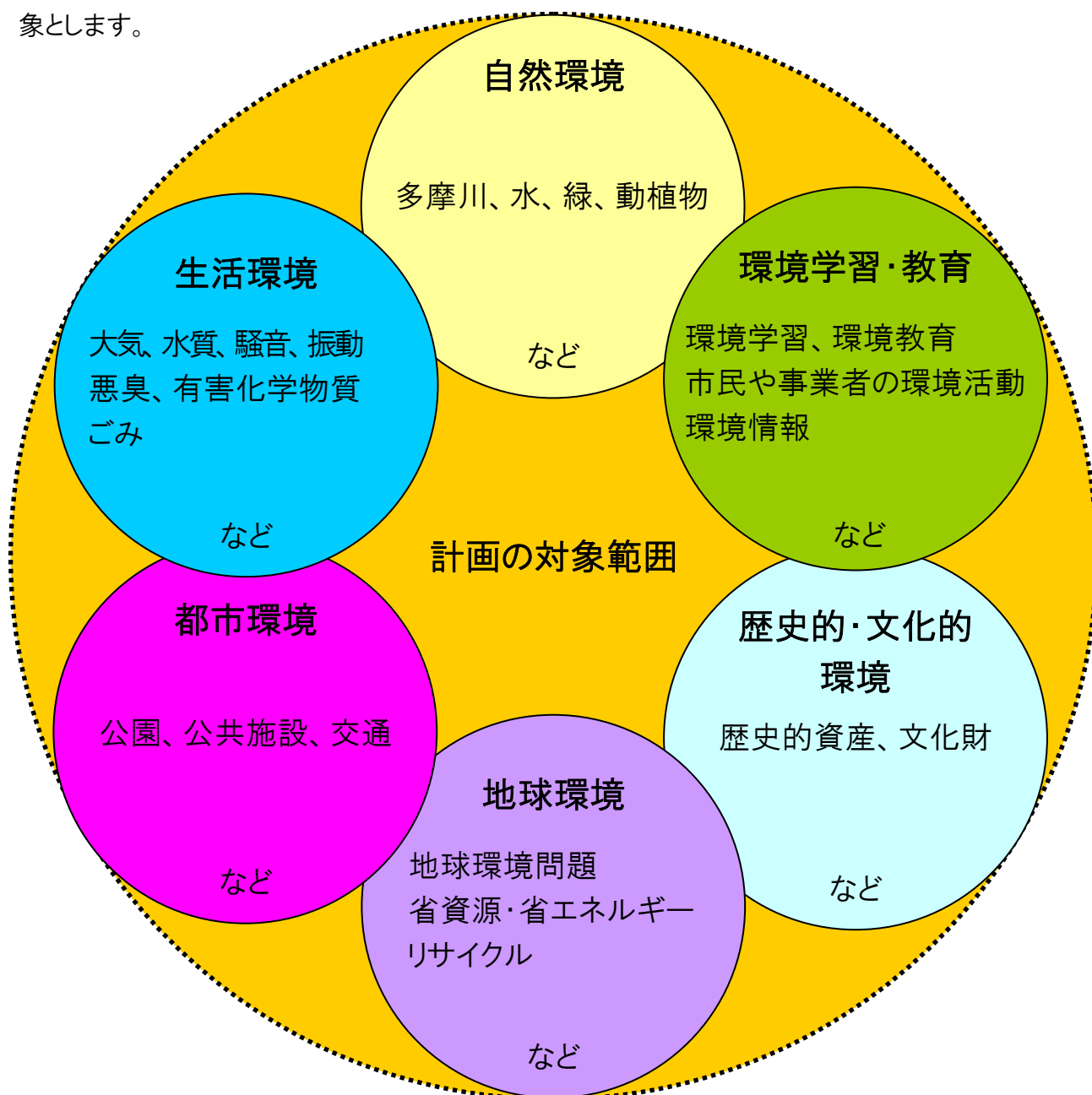
### (4) 計画の期間

府中市環境基本計画の計画期間は、第5次府中市総合計画の計画期間と同じ平成25年度(2013年度)までとします。

なお、この計画はその進捗状況を点検し、必要な場合には、適宜計画期間内における見直しを実施します。

### (5) 計画の対象範囲

府中市環境基本計画は、次に示すように、市民の日常生活から地球環境までの幅広い範囲を対象とします。



## (6) 6つの基本方針

### ア 水と緑のまちをめざして

市内の、多摩川や浅間山、けやき並木などの緑豊かな自然環境の維持、回復及び創出に一層配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然の恵みを生かしつつ、自然環境とのふれあいを推進します。

### イ 快適なまちをめざして

府中市を特徴づける歴史的資産や文化財を保全・活用し、府中市の魅力的な環境を次の世代へ継承するとともに、一人ひとりのごみに対する意識の向上などによって、秩序ある文化的なまち並みを保全します。さらに、「うるおい」や「ゆとり」の感じられる景観の形成と安全なまちづくりを推進します。

### ウ 公害のないまちをめざして

自動車公害、水質汚濁、騒音や振動などの都市・生活型公害について、国や東京都などの関係機関と連携した取組を進めます。

工場などの事業所に起因する従来からの産業型公害については、引き続き、適切な指導、防止対策を推進します。

近年問題となっているダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実するとともに、必要な情報を収集・提供し、使用にあたっての注意を徹底させるなど、汚染の拡散・浸透の防止に努めます。

### エ 資源の循環するまちをめざして

日常生活や事業活動の中でごみの減量・リサイクルを推進するとともに、省資源・省エネルギー、資源の有効活用などに、取り組むことにより、環境負荷の少ない循環型社会を形成する施策を推進します。

### オ 環境パートナーシップの育つまちをめざして

市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、環境保全に対して取り組む相互の協働関係を構築するため、環境情報の収集・提供や環境学習を推進するとともに、自発的な環境保全活動を支援します。

また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域での取組や、広域的な行政間の連携も推進します。

### カ 地球環境の保全に取り組むまちをめざして

地球環境の保全の取組として、基本方針アからオまでに示した地域の生態系保全や緑化、エネルギーの有効利用やごみの減量化・資源化などを進めるとともに、市民や事業者、教育研究機関、行政などの連携による環境に配慮した地域社会の実現と、国や東京都、近隣自治体との広域的連携や国際協力も視野に入れた環境保全活動を推進します。

## 2 環境基本計画重点施策

環境基本計画では、具体的な取組として多くの環境施策や環境保全行動が定められています。その中から重要性、緊急性、府中市の環境特性などの3つの視点から特に対応が求められるものとして10の環境施策を重点施策として選び出しています。

### (1) 多摩川や湧水、崖線や浅間山などからなる「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。

多摩川や用水路、地下水、湧水などの水質や水辺環境を保全し、崖線や浅間山などの貴重な緑地を保全するとともに、府中崖線や多摩川を軸とし、これらを緑道・遊歩道や街路樹のある道路などで結ぶことで、水と緑のネットワーク化をはかり、市内の生態系を保全する施策を実施します。

### (2) 府中市のランドマーク「馬場大門けやき並木」や「大国魂神社」などの歴史的景観を保全します。

府中市を印象づけ、またランドマークともなっている馬場大門けやき並木や大国魂神社などの歴史的な景観を末永く保存していくための施策を実施します。

### (3) 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくりを進めます。

自動車利用の減少に向け、バス・鉄道などの公共交通機関の利用促進や自転車利用や歩行を促進するための施策を展開します。

### (4) ダイオキシン類など、有害化学物質対策を推進します。

大気や水質、地下水、土壌などの汚染状況を調査するとともに、ダイオキシン類対策を中心に、有害化学物質による環境汚染を防止する対策を進めます。

### (5) 10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

生ごみのたい肥化、プラスチックごみの資源化などを推進して10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

### (6) 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

エネルギーの効率的利用、太陽光や風力などの自然エネルギーの利用推進により、二酸化炭素の排出抑制に取り組めます。

### (7) 農地を保全し、農業と調和のとれたまちづくりを進めます。

都市の緑地や安らぎの場として貴重な存在である農地を保全し、農業と調和をとりながらまちづくりを進める施策を実施します。

### (8) 校庭の芝生化(草地化)などを進めるとともに、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

子どもたちが自然にふれあう機会を増やすとともに、砂じんの発生を抑制するため、モデル校を選定し、校庭の芝生化(草地化)を進めます。また、学校生活の中で環境を保全する意識や行動を身に付けられるよう、ビオトープの設置などの環境に配慮した取組を導入することによって、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

### (9) すべての市民が自然とふれあい、環境学習に取り組む仕組みをつくりまします。

私たち一人ひとりがあらゆる環境問題について理解し、活動を実践していくために、地域や家庭などにおける自然観察会や野外体験学習を推進するなど環境学習に関する施策を推進します。

### (10) 市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政とのパートナーシップを築きます。

環境基本計画の推進のため、市民、民間団体、事業者、大学などの教育研究機関と行政とが良好なパートナーシップを築き、協働していくための施策を展開します。

### 3 推進体制の確立

環境基本計画の推進のためには、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行動し、連携して取り組んでいくことが必要です。

そこで、各主体が相互に意見交換を行いながら、環境基本計画の進ちよく状況と取組の方策について検討を行うための組織として府中市環境推進協議会を平成18年3月に立ち上げました。

市でも環境基本計画の推進のため、庁内各部課間の横断組織として「環境基本計画の庁内推進会議」を設置します。この会議では環境基本計画に基づく施策の推進方策を検討するほか、実施事業の環境配慮などについての庁内の調整を行います。

また、環境管理や環境監査のための環境マネジメントシステムについても「府中市環境マネジメントシステム推進本部」を中心とした取組を行います。

環境基本計画の進ちよく状況の評価は、市民や事業者、市民団体の構成員、学識経験者によって構成された市長の附属機関である「環境審議会」を中心として行います。環境審議会では、環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を基に環境基本計画の進ちよく状況などを全体的に把握し、市の環境施策に関して総合的に審議するとともに評価を行います。その中で審議会では、低炭素社会実現と各主体の連携体制の確立を課題として、平成22年3月に府中市環境基本計画及び行動指針の一部見直しについて答申を行いました。

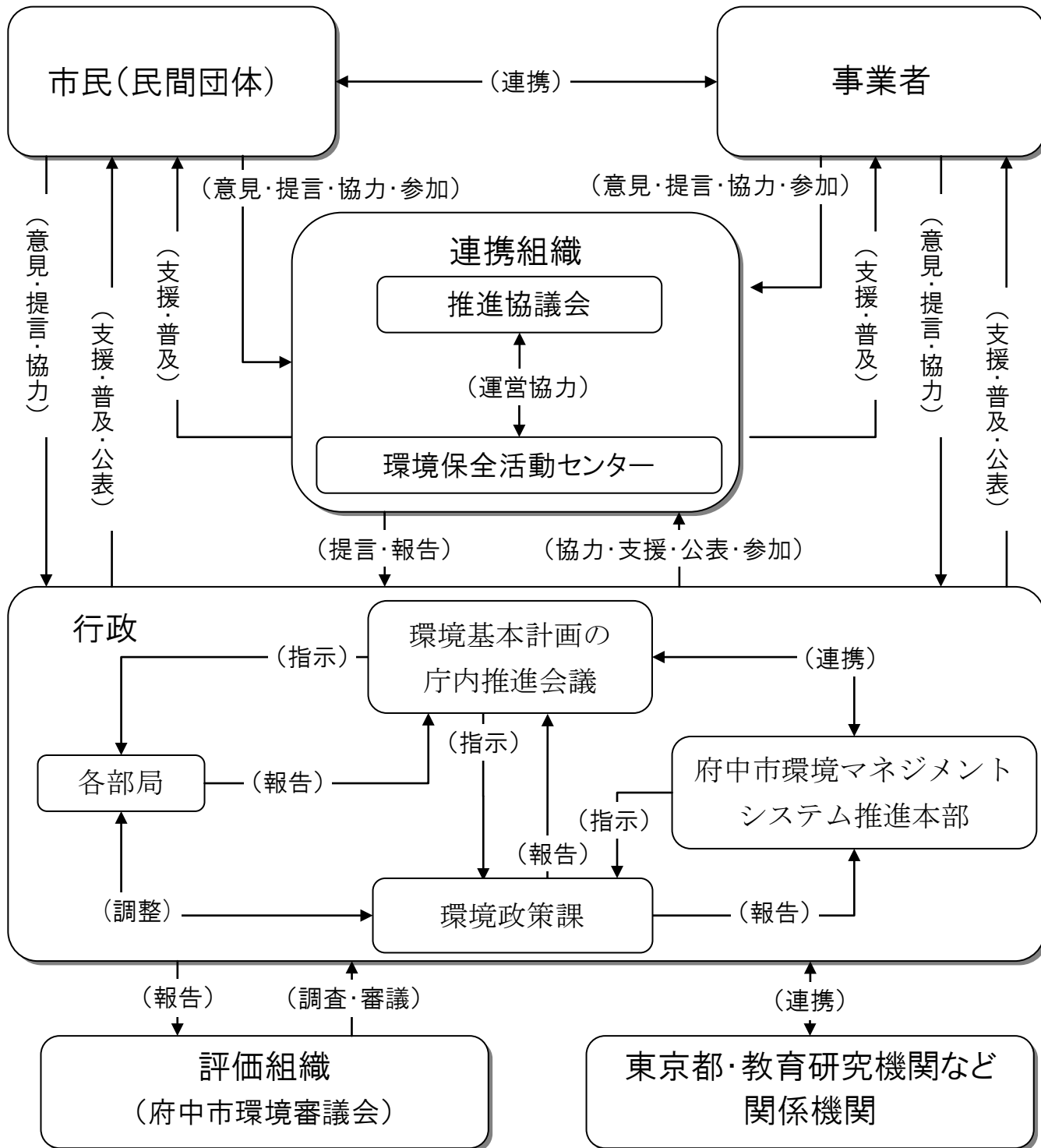
環境基本計画が策定されてから9年が経過し、環境問題は策定時と比較して変化しています。特に、地球温暖化対策については、より一層の取組が求められている状況となっているため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。



#### 4 計画の連携体制と進行管理

府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組む必要があります。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

##### (1) 各主体の役割・連携体制



※ 各主体とは市民(民間団体)、事業者及び行政を指します。

※ 民間団体とは、自治会、自然保護・愛護団体や各種NPO・NGOなどの非営利団体を指します。

## 5 府中市環境行動指針

### (1) 指針策定の経緯

府中市環境基本条例に基づいて、府中市環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するための、市、市民、事業者の日常活動及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた指針が必要となりました。

環境基本計画策定時に素案検討会で検討された意見を基に、環境審議会の審議を経て、市は、平成16年2月に「府中市環境行動指針」を策定しました。また平成22年3月には環境審議会からの答申を受け一部見直しを行いました。

### (2) 指針の概要

府中市環境行動指針は、府中市環境基本計画の重点施策について、市、市民、事業者それぞれの環境保全に向けた具体的行動や施策を示すものです。市、市民、事業者を合わせて約300項目にのぼる行動指針が、それぞれの重点施策に対応するように示されています。

## 6 府中市地球温暖化対策地域推進計画

### (1) 計画策定の経緯

市では、市民、事業者、市が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

### (2) 基本方針

- ア 府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます
- イ 再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。
- ウ 環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。

### (3) 二酸化炭素排出量の削減目標

平成32（2020）年度までに  
平成2（1990）年度比で15%の削減

政府は、わが国全体の中期目標として、「平成32年度までに平成2年度比で25%の削減」を掲げています。しかし、25%の内訳は現在検討中であり、1つの案として「国内の対策による真水の削減量を15%とする」案が検討されています。

### (4) 重点プロジェクト

- ア 日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト
- イ 家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト
- ウ 住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト
- エ 地球温暖化対策への「市民参加」プロジェクト
- オ 「廃棄物削減」プロジェクト
- カ 地球温暖化対策に関する「環境教育推進」プロジェクト

## II 公害問題の現状と対策

### 1 大気汚染

#### (1) 大気汚染の現状

大気汚染とは、産業の発展、人口の集中、自動車交通の普及などの結果、通常は大気中に存在しない物質が排出され、人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなっています。

工場の煙突などから出るばい煙は、各種規制により大幅に改善されましたが、自動車交通量は増え続けているため、現在は自動車(特にディーゼル車)からの排出ガスが大きな原因となっています。

このような状況を改善するため、国では自動車排ガス規制の前倒しや、自動車NOx・PM法の改正、強化を実施しており、また東京都を含む九都県市では平成15年10月(相模原市は平成22年4月)からディーゼル車排出ガス規制をスタートし、効果をあげています。

市でも、広報への掲載でアイドリングストップを呼びかけるとともに、事業者や関係機関との連携を図りながら、地域の実態に応じた対策を進めています。

#### 人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な大気汚染物質について

##### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の一種で、硫黄成分を含む物質を燃焼することで発生する刺激性の気体です。水と反応して亜硫酸(H<sub>2</sub>SO<sub>3</sub>)に変化するため亜硫酸ガスとも呼ばれ、酸性雨の原因です。呼吸器官を刺激し、ぜんそく等の疾病の原因になるといわれています。

##### 一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、そのほとんどは、自動車から排出されるといわれています。

酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすく、人体に入ると酸素を供給する能力を阻害し、高濃度では、頭痛、吐気、めまい、全身倦怠等の症状が現れます。

##### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の一種で、赤褐色、水と反応して硝酸(HNO<sub>3</sub>)や亜硝酸(HNO<sub>2</sub>)に変化するため酸性雨の原因になります。また、光化学オキシダントの元です。空気中や燃料中の窒素分が、高温で酸化することで発生し、都内では原因の多くが自動車だといわれています。

水に溶けにくいいため、呼吸器の奥まで入り込んでしまい、長時間の吸引で呼吸器感染症への抵抗力が低下し、アレルギーを引き起こしやすくなります。また、血液中に溶けて流れている間に、がんを引き起こす化合物を創り出すといわれています。

##### 浮遊粒子状物質(SPM = Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 $\mu$ m(1/100mm)以下のものをいい、数か月も浮遊している微粒子で、土壌の巻上げなど自然界に起因するものもありますが、自動車の排気に含まれる黒鉛が3~4割を占め、問題となっています。

なかでも、PM2.5と呼ばれる粒径2.5 $\mu$ m以下の微粒子が引き起こす健康被害が深刻であり、肺の奥深くまで入り込み、呼吸器への影響や花粉症を引き起こす原因と考えられています。

##### 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの構成物質です。自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素(有機溶剤等)が太陽光に含まれる紫外線を吸収し化学変化をします。

強い酸化力を持っていますので、喉や目の粘膜に付着し刺激を与える(喉が痛くなる、目がチカチカする)ほか、植物(特にアサガオ等の保護層の薄いもの)の葉を枯らすなどの影響が知られています。

## (2) 大気汚染物質の監視

### ア 監視体制

大気汚染を監視するため、市では、次の表の4か所の常時測定局を設置し、大気の成分測定を行っています。

東京都が設置している府中測定局(府中市役所本庁舎内)を中央にして、市内の東西南北をほぼ均等に監視できるようになっています。

一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は常時測定しています。

	名称	所在地	
1	押立測定局	押立町1-37	押立体育館駐車場内
2	武蔵台測定局	武蔵台2-2	武蔵台公園内
3	四谷測定局	四谷4-16	四谷四丁目公共用地
4	朝日測定局	朝日町1-31	朝日町第三仲よし広場内

また、市内の幹線道路際の大気汚染を監視するため、移動測定車「おおぞら号」を次の表の通り1か月ごとに移動させて測定をしています。

	測定月		所在地	調査地点
1	4月	-	寿町3-7	寿町三丁目公共用地
2	5月	8月	是政2-20	是政文化センター
3	6月	12月	小柳町6-1	府中市現業事務所
4	7月	1月 <sup>(H24)</sup>	寿町3-1	寿町公園
5	9月	2月 <sup>(H24)</sup>	浅間町4-5	蛇窪台公園
6	10月	3月 <sup>(H24)</sup>	四谷5-44	四谷さくら公園
7	11月	-	北山町4-5	見返り坂公園

### イ 環境基準

人の健康を維持する上で維持されることが望ましい行政上の目標です。

なお、1時間値とは正時(分秒の値が0の時刻)から次の正時までの1時間に測定された各物質の量です。

8時間平均値は1日(=24時間)を8時間毎の3つの時間帯に分けたそれぞれの時間帯での平均値です。(1日3回集計します)

物質名	環境基準
SO <sub>2</sub>	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
NO <sub>2</sub>	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
SPM	1時間値の1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。

(SO<sub>2</sub>: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>: 二酸化窒素、Ox: 光化学オキシダント)

## ※ ppm(parts per million 100万分の1)

気体の大気汚染物質の量を表す場合、ある体積の大気中に含まれる汚染物質の体積を表します。  
すなわち1ppm=1ml/m<sup>3</sup>です。

### ウ 評価

ここでいう評価とは測定した大気の状態が環境基準を満たしているかどうかを判定することです。  
環境基準を満たしていれば達成、満たしていなければ非達成となります。

物質毎に異なる評価方法があります。

なお、どの評価方法でも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価できません。

#### (ア) 短期的評価

健康への急性影響がある**光化学オキシダント**が対象です。

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

#### (イ) 長期的評価

健康への慢性影響がある**二酸化窒素**が対象です。

98%値を環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

#### (ウ) 併用評価

短期的評価と長期的評価を両方行います。

健康への急性・慢性影響がある**二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質**が対象です。

短期的評価は、測定を行った日について1日の平均値、8時間の平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

長期的評価は、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とします。

## ※ 有効測定日数

1年間の測定できた日数です。

## ※ 2%除外値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値です。

## ※ 98%値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値です。

例えば、有効測定日数が350日間の場合、2%の日数は7日間、よって、測定値の高い方の1番目から7番目の分除いた、8番目に高い値が2%除外値です。一方、98%の日数は343日、測定値の低い方から343番目の値です。見方を変えると、350—343=7ですから、高い方の1番目から7番目の値を除いた値、つまり、8番目に高い値が98%値です。

このように、2%除外値と98%値はほとんど一致しますが、計算式が異なるため一致しない場合があります。たとえば有効測定日数が325日の場合、2%除外値は高い方から6.5日間÷7日間を除いた8番目の値、98%値は318.5日間÷低い方から319番目、高い方から325—319=6日間を除いた7番目の値です。

これらの値を環境基準と比較して評価をする理由は、測定値の最高値から有効日数の2%に当たる日数の測定値は測定誤差による評価対象外の値とされているためです。

大気汚染物質測定結果の経年変化 (単位はCO、NO<sub>2</sub>、O<sub>x</sub>ともにppm、SPMはmg/m<sup>3</sup>)

(CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>:二酸化窒素、O<sub>x</sub>:光化学オキシダント)

		CO			SPM			NO <sub>2</sub>			O <sub>x</sub> (5時~20時)		
		環境基準		年 平均値	環境基準		年 平均値	環境基準		年 平均値	環境基準		年 平均値
		達成 状況	2% 除外値		達成 状況	2% 除外値		達成 状況	98%値		達成 状況	1時間値 の 最高値	
押立局	平成19年度	○	1.2	0.6	○	0.064	0.026	○	0.046	0.031	-	ND	-
	平成20年度	○	1.0	0.5	○	0.060	0.026	○	0.043	0.028	-	ND	-
	平成21年度	○	0.8	0.4	○	0.057	0.024	○	0.045	0.028	-	ND	-
	平成22年度	○	0.9	0.5	○	0.052	0.020	○	0.043	0.028	-	ND	-
	平成23年度	○	0.8	0.5	○	0.051	0.020	○	0.040	0.026	-	ND	-
武蔵台局	平成19年度	○	1.0	0.5	○	0.060	0.024	○	0.039	0.022	-	ND	-
	平成20年度	○	0.9	0.5	○	0.055	0.023	○	0.035	0.020	-	ND	-
	平成21年度	○	0.8	0.4	○	0.051	0.021	○	0.036	0.019	-	ND	-
	平成22年度	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.034	0.019	-	ND	-
	平成23年度	○	0.8	0.5	○	0.043	0.018	○	0.035	0.018	-	ND	-
四谷局	平成19年度	○	1.1	0.5	○	0.059	0.025	○	0.038	0.022	-	ND	-
	平成20年度	○	1.0	0.6	○	0.063	0.025	○	0.035	0.021	-	ND	-
	平成21年度	○	0.9	0.5	○	0.049	0.023	○	0.036	0.02	-	ND	-
	平成22年度	○	0.8	0.5	○	0.057	0.023	○	0.034	0.019	-	ND	-
	平成23年度	○	0.9	0.5	○	0.051	0.022	○	0.035	0.019	-	ND	-
朝日局	平成19年度	○	1.1	0.5	○	0.060	0.024	○	0.039	0.020	-	ND	-
	平成20年度	○	1.0	0.5	○	0.054	0.022	○	0.035	0.020	-	ND	-
	平成21年度	○	0.9	0.5	○	0.052	0.023	○	0.038	0.02	-	ND	-
	平成22年度	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.035	0.018	-	ND	-
	平成23年度	○	0.9	0.6	○	0.053	0.019	○	0.035	0.018	-	ND	-
都府中局	平成19年度	-	ND	-	○	0.055	0.023	○	0.041	0.023	×	-	0.030
	平成20年度	-	ND	-	○	0.048	0.022	○	0.036	0.021	×	-	0.031
	平成21年度	-	ND	-	○	0.046	0.022	○	0.040	0.021	×	-	0.029
	平成22年度	-	ND	-	○	0.043	0.019	○	0.037	0.020	×	-	0.033
	平成23年度	-	ND	-	○	0.043	0.021	○	0.036	0.019	×	-	0.029

○・・・環境基準を達成した。×・・・環境基準を達成しなかった。―・・・不明。ND・・・測定しなかった。

平成23年度測定結果(各局、月平均値) (単位はCO、NO<sub>2</sub>、NOともにppm、SPMはmg/m<sup>3</sup>)  
 (CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>:二酸化窒素、NO:一酸化窒素)

押立局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO	武蔵台局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO
	4月	0.4	0.017	0.026	0.010		4月	0.5	0.017	0.017	0.004
	5月	0.4	0.024	0.025	0.009		5月	0.5	0.023	0.017	0.004
	6月	0.5	0.030	0.029	0.014		6月	0.5	0.022	0.017	0.005
	7月	0.4	0.023	0.022	0.016		7月	0.4	0.019	0.012	0.003
	8月	0.4	0.027	0.022	0.014		8月	0.4	0.021	0.013	0.003
	9月	0.4	0.018	0.021	0.016		9月	0.4	0.016	0.013	0.005
	10月	0.4	0.022	0.026	0.013		10月	0.5	0.021	0.016	0.004
	11月	0.6	0.020	0.032	0.035		11月	0.6	0.021	0.024	0.017
	12月	0.6	0.012	0.028	0.038		12月	0.6	0.011	0.024	0.023
	1月	0.5	0.010	0.027	0.029		1月	0.6	0.011	0.022	0.018
	2月	0.5	0.016	0.028	0.021		2月	0.5	0.016	0.023	0.012
	3月	0.5	0.015	0.028	0.017		3月	0.5	0.014	0.019	0.008
	通年	0.5	0.020	0.026	0.019		通年	0.5	0.018	0.018	0.009

四谷局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO	朝日局		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO
	4月	0.5	0.020	0.016	0.003		4月	0.4	0.018	0.015	0.004
	5月	0.5	0.028	0.016	0.002		5月	0.5	0.024	0.015	0.003
	6月	0.5	0.031	0.018	0.004		6月	0.6	0.030	0.017	0.004
	7月	0.4	0.025	0.014	0.004		7月	0.5	0.023	0.011	0.004
	8月	0.4	0.028	0.014	0.004		8月	0.5	0.026	0.012	0.003
	9月	0.4	0.019	0.013	0.006		9月	0.5	0.017	0.012	0.004
	10月	0.5	0.024	0.019	0.006		10月	0.6	0.021	0.016	0.004
	11月	0.6	0.024	0.026	0.021		11月	0.7	0.020	0.025	0.017
	12月	0.7	0.014	0.024	0.028		12月	0.7	0.011	0.023	0.021
	1月	0.6	0.014	0.023	0.022		1月	0.7	0.011	0.022	0.017
	2月	0.6	0.019	0.024	0.015		2月	0.7	0.016	0.022	0.010
	3月	0.7	0.018	0.023	0.011		3月	0.6	0.015	0.020	0.009
	通年	0.5	0.022	0.019	0.011		通年	0.6	0.019	0.018	0.008

環境測定車(おおぞら号)	道路名	測定場所		CO	SPM	NO <sub>2</sub>	NO
	府中街道	寿町3丁目公共用地	4月	0.4	0.019	0.019	0.008
	中央自動車道	是政文化センター	5月	0.3	0.026	0.020	0.007
			8月	0.4	0.028	0.015	0.007
	中央自動車道	府中市現業事務所	6月	0.4	0.031	0.020	0.010
			12月	0.6	0.014	0.030	0.041
	甲州街道	寿町公園	7月	0.4	0.025	0.015	0.013
			1月	0.6	0.014	0.028	0.042
	新小金井街道	蛇窪台公園	9月	0.4	0.018	0.014	0.011
			2月	0.5	0.017	0.024	0.019
	多摩川通り	四谷さくら公園	10月	0.4	0.024	0.020	0.013
			3月	0.5	0.016	0.023	0.016
府中所沢線	見返り坂公園	11月	0.6	0.024	0.023	0.017	

### (3) 光化学(こうかがく)スモッグの監視

#### ア 光化学スモッグとは

工場や事業場、自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれる物質になります。

高濃度の光化学オキシダントは、人の目や呼吸器などを刺激して、健康被害が発生する場合がありますのでご注意ください。

光化学スモッグ注意報などの情報が東京都から提供された場合、市では、小・中学校や保育所などの市施設や鉄道各駅などにファクシミリや電話継送によって連絡をすることで、被害の未然防止に努めています。

また、東京都環境局では、都内を8地域に分けて、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合は、光化学スモッグ注意報等の情報を電子メールで配信しています。

詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/smog.htm>

#### イ 発生情報提供の状況

平成23年度に東京都全体で注意報が発令された日数は9日であるのに対し、府中市を含む多摩中部地域では3日で、多摩中部地域での学校情報提供日数は12日でした。

発令基準	学校情報:オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき 予報:注意報以上の状態が予想されるとき 注意報:オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき 警報:オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき
------	--

#### (ア) 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
都内	18	22	17	17	19	7	20	9
多摩中部	12	11	14	11	11	4	12	3

#### (イ) 光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
都内	33	40	30	30	34	20	38	19
多摩中部	24	26	24	20	26	12	26	12

#### (ウ) オキシダント濃度0.12ppm以上の延べ時間数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度
都内	892	774	696	452	224	224	916	107
府中市	28	18	32	18	11	11	27	5

#### (エ) 光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
都内	159	247	2	0	94	0	18	0
多摩中部	0	0	0	0	0	0	12	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成10年度から府中市は多摩西部地区から多摩中部地区に変更となりました。

※ 東京都内を区東部、区北部、区西部、区南部、多摩北部、多摩中部、多摩西部、多摩南部の8地域に分け、光化学スモッグ等大気汚染情報が提供されています。



※ 府中市内への緊急時の発令・解除は、立川市、府中市、小金井市、調布市、狛江市の基準測定点5か所の測定結果に基づき、府中市を含む多摩中部地域に行われます。

#### (4) 酸性雨の監視

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています。(純水は中性pH7.0)

そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。平成23年度の測定結果は、平均pH4.7で依然として酸性雨が観測されています。年間降水量は1,234mmで、例年よりもわずかに少ない結果となりました。

#### ※ pH(potential Hydrogen ピーエッチ)

水素イオン濃度を表す指数です。水素イオン濃度の逆数の対数で示されるため、水素イオン濃度が高い(=酸性が強い)程、値は小さくなります。

平成23年度酸性雨自動測定機による調査結果

	pH	降水量 (mm)	電気伝導度 ( $\mu$ s/cm)	回数
4月	4.5	48.0	24	6
5月	4.8	195.5	17	11
6月	4.9	94.0	24	11
7月	4.8	76.0	21	6
8月	4.7	126.5	18	12
9月	5.0	224.5	19	9
10月	5.0	127.0	17	7
11月	4.5	65.5	22	6
12月	4.8	52.0	16	3
1月	4.7	43.0	17	2
2月	4.5	85.5	15	7
3月	4.8	96.5	15	6

酸性雨自動測定機調査結果の推移

	年平均 pH	年間降水量 (mm)
平成12年度	4.6	1,469
平成13年度	4.6	1,441
平成14年度	4.9	1,552
平成15年度	5.0	1,522
平成16年度	5.1	1,655
平成17年度	5.3	1,255
平成18年度	5.2	1,561
平成19年度	4.8	1,168
平成20年度	4.6	1,974
平成21年度	4.7	1,380
平成22年度	5.0	1,335
平成23年度	4.7	1,234

市民による酸性雨調査 pHの推移

	2月	3月		8月	9月
平成9年度	4.2	4.8	平成12年度	4.4	4.2
	8月	9月	平成13年度	4.6	4.7
平成10年度	4.8	4.7	平成14年度	4.5	4.7
平成11年度	4.8	4.7	平成15年度	4.7	4.9

	8月	9月		8月	9月
平成16年度	4.4	4.4	平成20年度	4.7	4.5
平成17年度	4.4	4.3	平成21年度	5.1	4.6
平成18年度	4.6	4.4	平成22年度	4.9	4.9
平成19年度	4.1	5.0	平成23年度	4.8	5.2

市民による酸性雨調査 降水量(mm)の推移

	2月	3月		8月	9月
平成9年度	84	220	平成16年度	107	177
	8月	9月	平成17年度	230	146
平成10年度	274	329	平成18年度	130	170
平成11年度	314	161	平成19年度	62	222
平成12年度	69	443	平成20年度	409	265
平成13年度	222	309	平成21年度	134	26
平成14年度	105	198	平成22年度	61	367
平成15年度	288	135	平成23年度	151	263

## (5) 酸性雨の成分分析調査

水のpHは、溶けている物質のバランスで決まるため、雨に窒素酸化物などの酸性物質が多く溶けていても、それらを中和する作用をもつ土壌成分などが多く溶けていると酸性にならない場合があります。そこで、酸性雨調査では、pHだけではなく、雨に溶けている汚染物質の内容を調べる必要があります。雨が酸性でなくても、汚染物質を多く含んでいれば、土壌などへ与える影響は大きくなります。市では、東京農工大学と共同で、自動測定機で採取した雨水の成分分析調査を行っています。

## (6) アスベストの現状

### ア アスベストとは

漢字で「石綿」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する鉱物繊維です。丈夫で、熱に強く、多くの薬品に溶けません。また、繊維が絡み合う綿状になるので、保温性に優れ、電気的絶縁性に優れています。安価であったため、大量に使われていました。

### イ 使用の経緯

1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは、建材として建築物に使用され、その他、化学プラント設備用のシール材、摩耗材等の工業用品等に使用されてきました。

### ウ 病気の原因と判明、使用禁止に

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、軽いため飛散しやすく、空中に飛散した繊維を吸いこむと、丈夫である特徴が裏目にでて、肺の中に留まり続け、20年から40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫という病気を引き起こす可能性が高いと判明しました。そのため、現在、使用等は全面禁止となっています。

### エ 解体・改修工事では、届け出を

今後アスベスト製品を使用した建築物の解体等が増加すると見込まれます。新たな被爆者の発生をなくすため、吹き付けアスベストやアスベスト保温材を使用している建築物を解体するときや改修するときは、届け出が必要です。

## 2 土壌・地下水汚染

### (1) 土壌汚染調査

廃棄物の投棄や、工場・事業場での化学物質の漏れなどにより、土壌汚染が発生します。地下水は土壌中を流れているため、土壌汚染は地下水の汚染をひきおこします。したがって、地下水汚染を改善するためには、化学物質の管理を徹底するほか、土壌汚染対策に取り組む必要があります。このような状況から、平成13年に東京都環境確保条例が改正され、平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。平成13年10月から施行された東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策では、有害物質取扱事業者と土地改変者に、土壌汚染の調査や対策が義務付けられました。

#### 人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な土壌・地下水汚染物質について

##### トリクロロエチレン(C<sub>2</sub>HCl<sub>3</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エチレン(C<sub>2</sub>H<sub>4</sub>)の水素(H)原子3個が塩素(Cl)に置き換わったものです。洗浄剤として工業的に広く使われていました。しかし発癌性が指摘されたため、他の洗浄剤への切り替えが進んでいます。

##### テトラクロロエチレン(C<sub>2</sub>Cl<sub>4</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エチレンの水素原子4個が塩素に置き換わったものです。トリクロロエチレンの代替洗浄剤として工業的に広く使われています。

##### 1,1,1-トリクロロエタン(C<sub>2</sub>H<sub>3</sub>Cl<sub>3</sub>)

有機塩素化合物の一種で、エタン(C<sub>2</sub>H<sub>6</sub>)の水素原子3個が塩素に置き換わったものです。「1, 1, 1」とは分子中の2個の炭素(C)の内、片方の炭素にのみ塩素3個が結合していることを表し、それにより弱い電氣的極性(親水性)を持ちます。フロンと同様にオゾン層を破壊する物質と判明してからは、生産や使用ができなくなっています。

これらの汚染物質はいずれも揮発性を持ち、土壌に吸着されにくいため広く拡散する性質があります。拡散範囲に地下水があると、地下水も汚染することになります。

### (2) 地下水汚染調査

昭和57年に市北西部にある水道水源井から高濃度のトリクロロエチレンが検出されました。その後、国内の各地で様々な汚染物質が地下水から検出され、全国的な問題となりました。

#### ア 井戸水質調査

平成4年度から、地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。調査項目は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物3項目で、平成23年度の調査結果では、環境基準値より高い値の地点はありませんでした。

各種汚染物質の調査地点数、その内の環境基準を超過している地点数、最大測定値の年次推移  
トリクロロエチレン(環境基準値:0.03mg/ℓ)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査地点数	17	17	17	13	13	13	13	14	14	13
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	0.01	0.014	0.014	0.004	0.010	0.004	0.002	0.005	0.003	0.003
町名	若松町	若松町	若松町	若松町	白糸台	若松町	若松町	若松町	宮西町	宮西町

テトラクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/ℓ)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査地点数	17	17	17	13	13	14	14	14	14	13
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	0.009	0.004	0.007	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078
町名	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台

1, 1, 1-トリクロロエタン(環境基準値:1mg/ℓ)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査地点数	17	17	17	13	13	14	14	14	14	13
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	0.0006	0.0004	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	0.0002
町名	多磨町	多磨町	—	—	—	四谷	—	—	—	白糸台

※ 調査は、平成5年度より1地点につき年度内2回実施しており、1回以上基準値を超過した地点を基準超過地点としてカウントしています。

イ 旧武蔵台2号水源井水質調査

有機塩素系化合物による高濃度の汚染がみられた旧武蔵台2号水源井を揚水し、ばっ気処理装置で汚染物質を除去した後、浸透ますを通して地下へ還元しています。平成6年の揚水再開当初はトリクロロエチレンが1.5mg/ℓを超えて基準値の約50倍となっていました。その後徐々に濃度が低下し、平成12年度は平均0.07mg/ℓで基準値の約2.4倍に下がりました。しかし、平成13年度からトリクロロエチレンの濃度が急上昇し、平成14年度は2.2mg/ℓと基準値の約73倍となりました。平成23年度も平均で1.30mg/ℓ(基準値の約43倍)と、依然として環境基準より高い状態となっています。

※ ばっ気処理

水に空気を送り込み揮発性の汚染物質を取り除く処理方法

ばっ気処理装置調査結果(平成23年度)

処理前(原水)

単位:mg/ℓ

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン		揚水量 (1日平均)
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	
4月 14日	0.65	22 倍	0.0077	0.8 倍	0.071	0.07 倍	ND	—	8 m <sup>3</sup>
5月 19日	0.60	20 倍	0.0130	1.3 倍	0.059	0.06 倍	ND	—	71 m <sup>3</sup>
6月 9日	0.90	30 倍	0.0220	2.2 倍	0.018	0.02 倍	ND	—	70 m <sup>3</sup>
7月 1日	1.20	40 倍	0.0220	2.2 倍	0.088	0.09 倍	ND	—	70 m <sup>3</sup>
8月 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月 16日	1.60	53 倍	0.0180	1.8 倍	0.150	0.15 倍	ND	—	33 m <sup>3</sup>
10月 13日	1.80	60 倍	0.0200	2.0 倍	0.130	0.13 倍	ND	—	52 m <sup>3</sup>
11月 9日	1.50	50 倍	0.0150	1.5 倍	0.061	0.06 倍	ND	—	51 m <sup>3</sup>
12月 2日	1.50	50 倍	0.0140	1.4 倍	0.063	0.06 倍	ND	—	53 m <sup>3</sup>
1月 5日	2.00	67 倍	0.0120	1.2 倍	0.063	0.06 倍	ND	—	51 m <sup>3</sup>
2月 10日	1.20	40 倍	0.0100	1.0 倍	0.032	0.03 倍	ND	—	58 m <sup>3</sup>
3月 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	1.30	43 倍	0.0154	1.5 倍	0.074	0.07 倍	ND	—	41 m <sup>3</sup>
環境基準	0.03		0.01		1		0.05		
* 8 月節電に伴う停止、3 月ばっ気装置故障に伴う停止								年間揚水量	14,859 m <sup>3</sup>

処理後(処理水)

単位:mg/ℓ

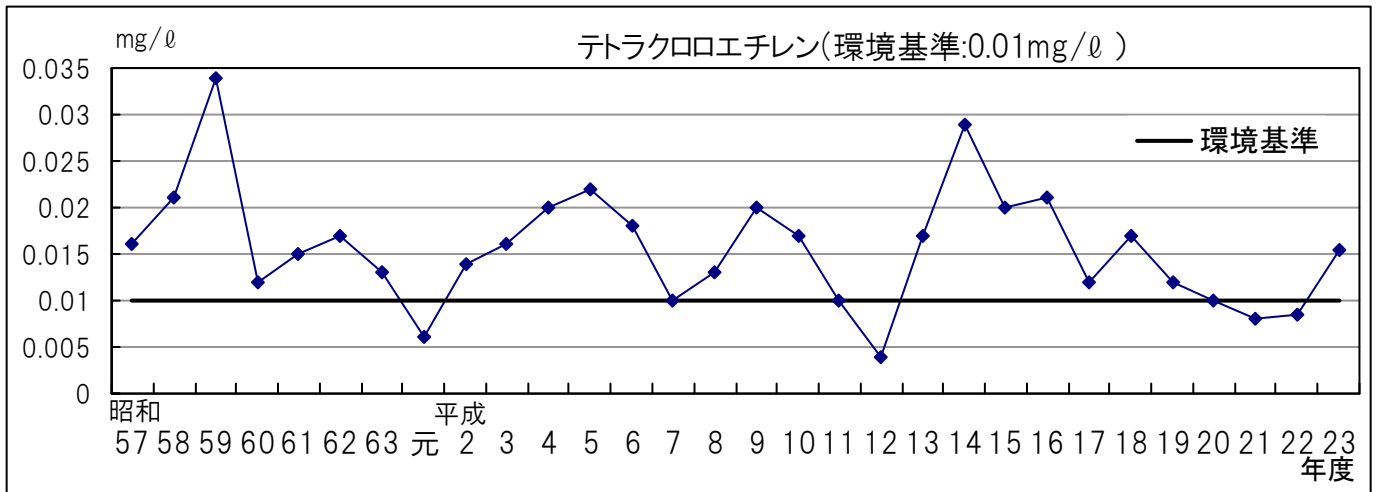
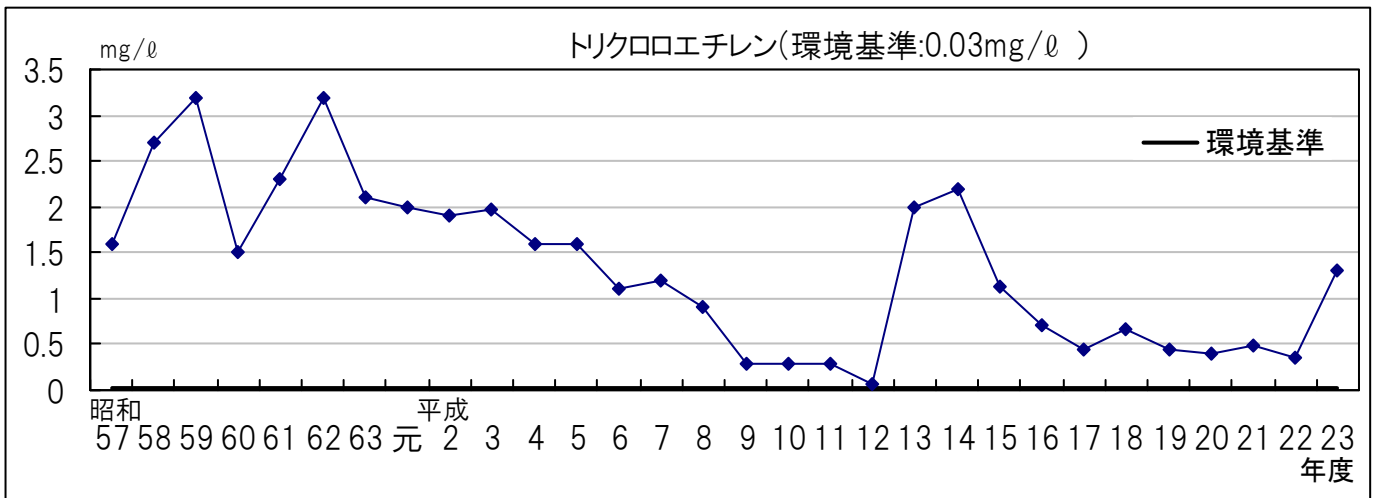
採水日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン	
		濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比
4月	14日	0.001	0.03 倍	ND	—	ND	—	ND	—
5月	19日	0.001	0.03 倍	ND	—	ND	—	ND	—
6月	9日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
7月	1日	0.001	0.03 倍	ND	—	ND	—	ND	—
8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	16日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
10月	13日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
11月	9日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
12月	2日	0.001	0.03 倍	ND	—	ND	—	ND	—
1月	5日	0.002	0.07 倍	ND	—	ND	—	ND	—
2月	10日	0.003	0.10 倍	ND	—	ND	—	ND	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
検出下限値		0.001		0.0002		0.0002		0.005	

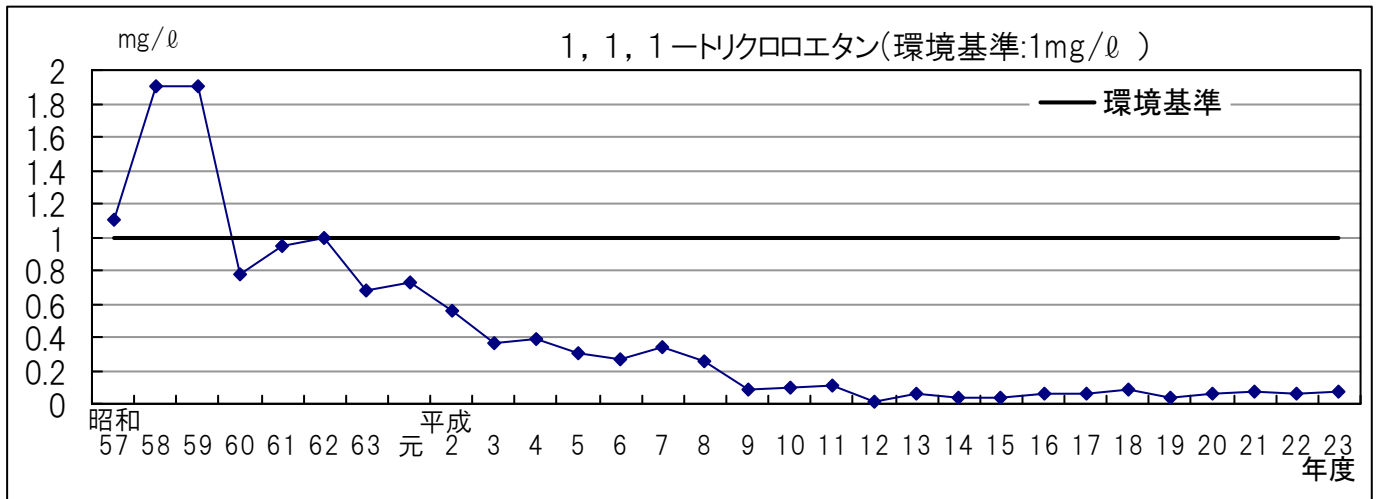
排ガス調査(活性炭による吸着処理)

単位:μg/m<sup>3</sup>

採取日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
		吸着前	吸着後	吸着前	吸着後
7月	1日	110	ND	ND	ND
10月	13日	1800	ND	28	ND
2月	10日	11000	ND	100	ND
検出下限値		50		20	

各汚染物質の検出量の年次推移





府中市内地下水定期モニタリング調査結果 (参考 東京都環境局調査結果)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
モニタリング井戸数	5	5	5	4	4	3	3	3	3	3
トリクロロエチレン (環境基準:0.0300mg/l)	3 0.0720	1 0.0640	3 0.0870	1 0.0630	1 0.0600	1 0.0610	2 0.0610	1 0.0510	1 0.0480	1 0.0470
テトラクロロエチレン (環境基準:0.0100mg/l)	0 0.0029	0 0.0016	0 0.0024	0 0.0008	0 0.0009	0 0.0013	0 0.0012	0 0.0013	0 0.0019	0 0.0023
1,1,1-トリクロロエタン (環境基準:1.0000mg/l)	0 0.0034	0 0.0024	0 0.0024	0 0.0016	0 0.0013	0 0.0012	0 0.0007	0 0.0009	0 0.0006	0 0.0006

上段 : 基準超過数

下段 : 地区内最高検出濃度(mg/l)

井戸調査結果(トリクロロエチレン) 環境基準値 0.03mg/ℓ

単位 : mg/ℓ

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	12月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	ND	0.001	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.001	0.003	—	—	—	—	—	—	—
	白糸台	ND	0.001	ND	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.004	0.004	ND	0.005	ND	0.001	0.001	0.001	0.001
	小柳町	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	若松町1	ND	0.005	ND	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.003	0.004	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	府中町	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
深井戸	白糸台	ND	0.006	0.002	0.002	0.005	0.006	0.006	0.003	0.005	0.007	ND	0.01	0.001	ND	0.001	0.001	ND
	若松町	0.002	0.013	0.003	0.003	0.009	0.01	0.009	0.007	0.014	0.014	—	—	0.004	0.002	0.005	0.001	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	宮西町	ND	0.003	ND	ND	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	ND	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
	住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.001mg/ℓ)未満であったもの

井戸調査結果(テトラクロロエチレン) 環境基準値 0.01mg/ℓ

単位 : mg/ℓ

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	12月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
多磨町	ND	0.0007	ND	ND	0.0006	0.0008	0.0008	0.0007	ND	0.0007	ND	—	—	—	—	—	—	—
白糸台	0.0027	0.0035	0.002	ND	0.0052	0.007	0.009	0.0074	0.009	0.009	0.007	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078
小柳町	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若松町1	ND	0.0006	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	ND	ND	ND	0.0003	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003
若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
府中町	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
是政	ND	0.0004	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0004	0.0003	0.0004	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0004
南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	—
四谷	ND	0.0005	ND	ND	0.0002	0.0004	0.001	0.0005	0.001	0.0006	ND	ND	0.0012	0.0005	0.0005	ND	0.0006	0.0009
多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0004	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0004	0.0006
若松町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0003	0.0004	0.0007	0.003	—	—	0.0009	0.0003	0.0009	0.0004	0.0010
日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND
矢崎町	0.0004	0.0004	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.0002	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004
宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—
四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—
日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/ℓ)未満であったもの



井戸調査結果(1,1,1-トリクロロエタン) 環境基準値 1mg/ℓ

単位: mg/ℓ

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	12月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
多磨町	ND	0.002	ND	ND	0.0005	0.0008	0.0006	0.0006	ND	0.0004	ND	—	—	—	—	—	—	—
白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
小柳町	0.0002	0.0002	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若松町1	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
府中町	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—
四谷	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND
多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
白糸台	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
若松町	0.0002	0.0005	ND	ND	0.0004	0.0004	0.0003	0.0002	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
矢崎町	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—
四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—
日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/ℓ)未満であったもの

井戸調査結果(pH)

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	12月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月		
浅井戸	多磨町	7.3	6.4	6.5	6.9	7.0	6.1	6.7	6.6	6.5	6.1	7.5	—	—	—	—	—	—	—	
	白糸台	6.4	6.9	6.5	7.0	6.8	6.3	7.9	6.6	6.2	6.2	6.6	6.2	6.3	6.4	6.7	6.4	6.4	6.6	
	小柳町	6.7	6.6	6.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	若松町1	6.3	6.3	6.4	6.2	6.9	6.2	7.1	6.5	6.4	6.1	6.4	6.2	6.1	6.5	6.2	6.2	6.5	6.4	
	若松町2	6.8	7.4	7.1	6.8	7.1	6.4	6.5	6.9	7.0	6.3	6.8	6.5	6.5	7.1	6.5	6.6	6.6	6.5	
	府中町	6.7	6.9	7.1	7.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	是政	6.8	6.7	6.3	6.7	6.9	6.3	7.5	6.9	7.1	6.4	6.7	6.6	6.6	7.0	6.6	6.6	6.6	6.7	
	南町	6.9	6.8	7.1	6.8	7.1	6.5	7.5	6.9	7.2	6.5	6.9	6.7	6.6	6.9	6.8	6.8	6.7	—	
	四谷	7.1	6.9	6.6	6.7	7.0	6.5	7.4	6.9	6.7	6.4	6.8	6.6	6.6	7.0	6.8	6.8	6.9	6.7	
	多磨町	7.9	7.9	8.1	8.0	7.6	7.4	7.0	7.9	7.7	7.5	7.1	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.6	7.6	
深井戸	白糸台	7.2	7.3	6.7	6.9	6.7	6.6	7.7	6.7	7.0	6.8	6.8	6.8	6.6	6.4	6.5	6.4	6.4	6.5	
	若松町	7.3	7.4	6.8	7.5	7.5	7.2	8.0	7.8	7.3	7.2	7.3	—	—	7.5	7.3	6.8	6.8	7.1	
	日吉町	8.2	8.2	8.4	7.2	7.6	7.7	7.9	8.3	7.3	7.3	7.8	8.1	7.8	7.9	8.1	8.1	8.1	7.9	
	是政	8.0	8.3	8.4	8.2	7.4	7.3	7.6	8.4	8.3	7.9	8.0	8.2	8.0	7.6	8.2	8.2	8.3	8.0	
	矢崎町	6.9	6.9	6.9	7.4	7.0	6.5	7.0	7.1	6.9	6.7	6.8	6.9	6.7	6.9	6.7	6.7	6.8	6.8	
	宮西町	8.2	8.2	6.5	8.0	7.9	7.8	7.6	8.2	8.1	7.7	8.1	8.1	7.9	8.1	8.1	8.1	7.8	7.8	
	住吉町	7.9	7.9	8.1	8.3	7.6	7.4	8.0	7.9	7.6	7.5	7.7	—	—	—	—	—	—	—	
	四谷	7.8	7.8	8.1	8.5	7.4	7.0	8.6	7.3	7.6	7.4	7.5	—	—	—	—	—	—	—	
	日新町	7.8	7.8	7.1	8.6	7.4	7.2	7.3	7.6	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6	7.8	7.9	7.6	7.5	7.4	

## 井戸調査結果(電気伝導度)

単位：mS/cm

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
	12月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	208	224	229	227	159	179	204	219	202	212	139	—	—	—	—	—	—	—		
	白糸台	317	261	338	345	258	251	334	295	306	306	259	244	284	307	250	254	225	225		
	小柳町	318	227	361	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	若松町1	299	300	396	314	228	242	313	228	300	310	271	259	285	315	292	284	251	251	251	
	若松町2	248	268	232	237	194	210	219	226	209	239	207	184	198	216	195	189	182	175	175	
	府中町	360	359	359	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	是政	287	314	339	325	259	247	288	312	287	301	273	281	316	379	366	318	259	259	259	
	南町	283	366	294	314	224	237	296	311	289	336	277	242	365	421	351	354	327	—	—	—
	四谷	316	357	363	365	236	263	341	377	321	314	306	298	343	373	331	360	315	267	267	267
	多磨町	238	237	320	262	185	199	240	239	241	240	220	203	245	251	237	246	274	199	199	199
深井戸	白糸台	390	424	326	419	249	347	341	309	296	390	346	330	369	261	318	265	260	260	260	
	若松町	305	314	339	314	248	290	340	335	295	301	325	—	—	211	220	219	153	153	153	
	日吉町	331	333	330	354	291	327	361	358	393	377	348	323	363	386	381	353	298	298	298	
	是政	390	296	312	330	339	282	310	326	314	321	293	324	383	430	331	313	261	261	261	
	矢崎町	342	330	360	319	299	257	343	325	332	301	294	270	312	350	349	298	273	273	273	
	宮西町	414	414	406	388	348	307	431	427	425	424	356	423	403	419	390	358	308	308	308	308
	住吉町	203	205	222	199	167	171	211	208	212	215	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四谷	235	238	262	265	199	212	284	260	250	253	254	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日新町	301	306	325	278	249	251	291	293	342	350	301	266	292	307	306	269	265	265	265	265

### 3 水質汚濁・地盤沈下

#### (1) 水質汚濁の現状

高度経済成長や都市化にともない、河川の自浄作用を上回る汚れが河川に流れこみ、水質汚濁が発生しました。その後、法や条例による排水の規制や下水道の普及により、汚濁のひどかった時期に比べ大きく改善しています。平成13年度から多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなりました。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染が問題になっています。

#### ※ 水域類型 河川Bの環境基準値

pH:6.5以上8.5以下 BOD:3mg/ℓ以下 SS:25mg/ℓ以下  
DO:5mg/ℓ以上 大腸菌群数:5,000MPN/100ml以下

#### ※ BOD(Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)

水中の微生物が有機物(汚れ)を分解するときに使う水中の酸素量です。有機物が多いほど必要な酸素も多くなりますから、この値が大きいほど汚れていることとなります。

#### ※ SS(Suspended Solids 浮遊物質)

水中に分散している粒径2mm以下の不溶解性物質(水に溶けない物質)の量です。にごりとして観察されるものです。

#### ※ DO(Dissolved Oxygen 溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。有機物の分解で消費されていない量となり、この値が小さいほど汚れていることとなります。

#### ※ 大腸菌群数

水中にいる大腸菌の数は直接捉えられませんので、採取した水を培養して、菌群の発生状態から、統計的に菌群のMPN(Most Probable Number 最確数、その水にいる菌群の数の推定値)を算出したものです。通常、単位はMPN/100ml(採取した水100ml中のMPN)で表します。

なお、大腸菌の数が多いとその他の細菌類も同様に多い、つまり汚れていると推定されます。

#### (2) 多摩川と用・排水路の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

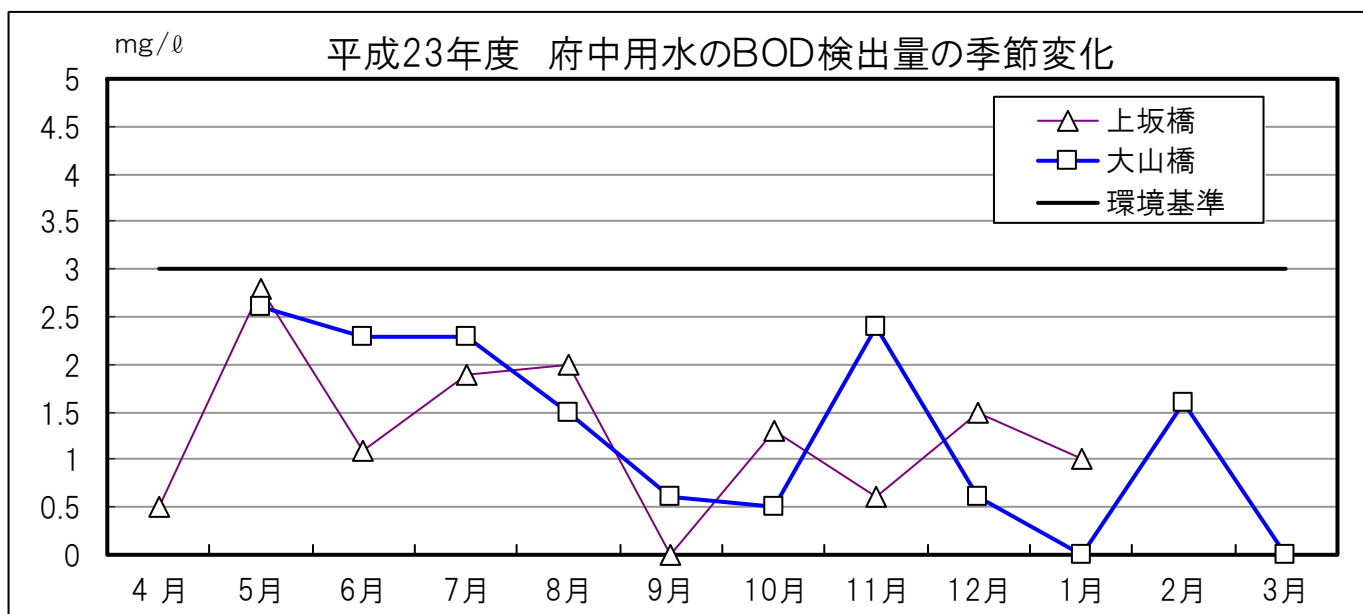
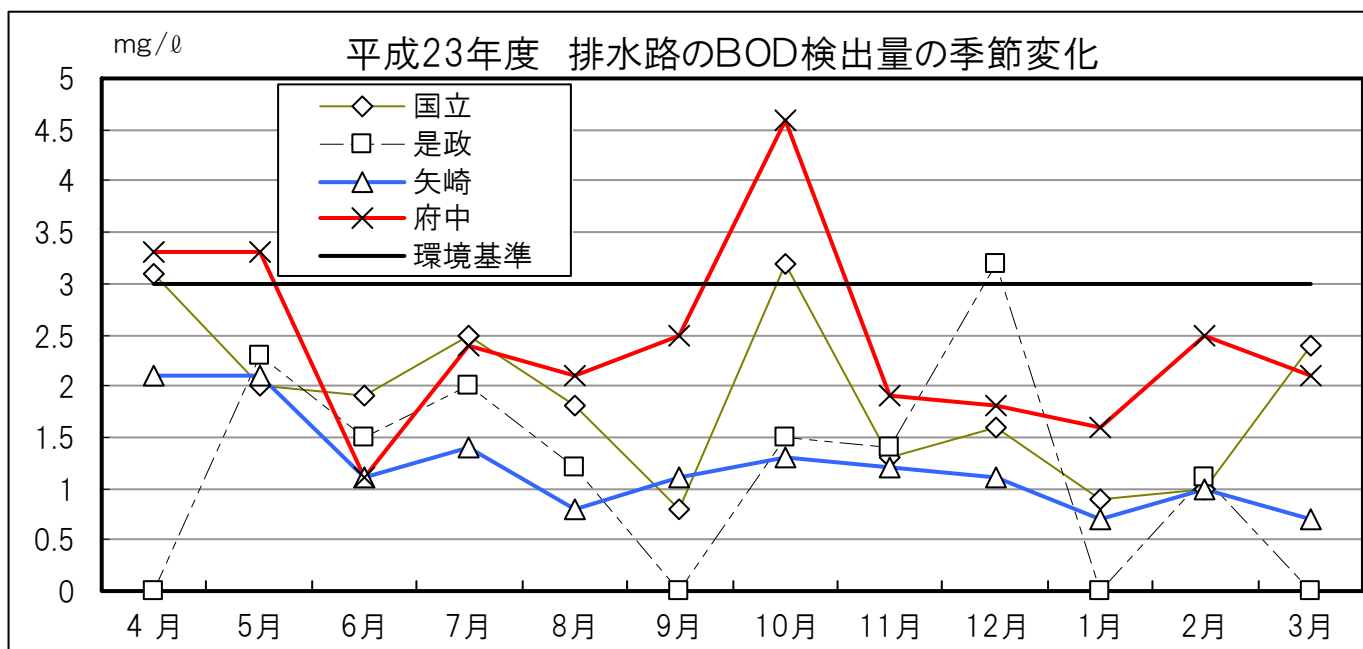
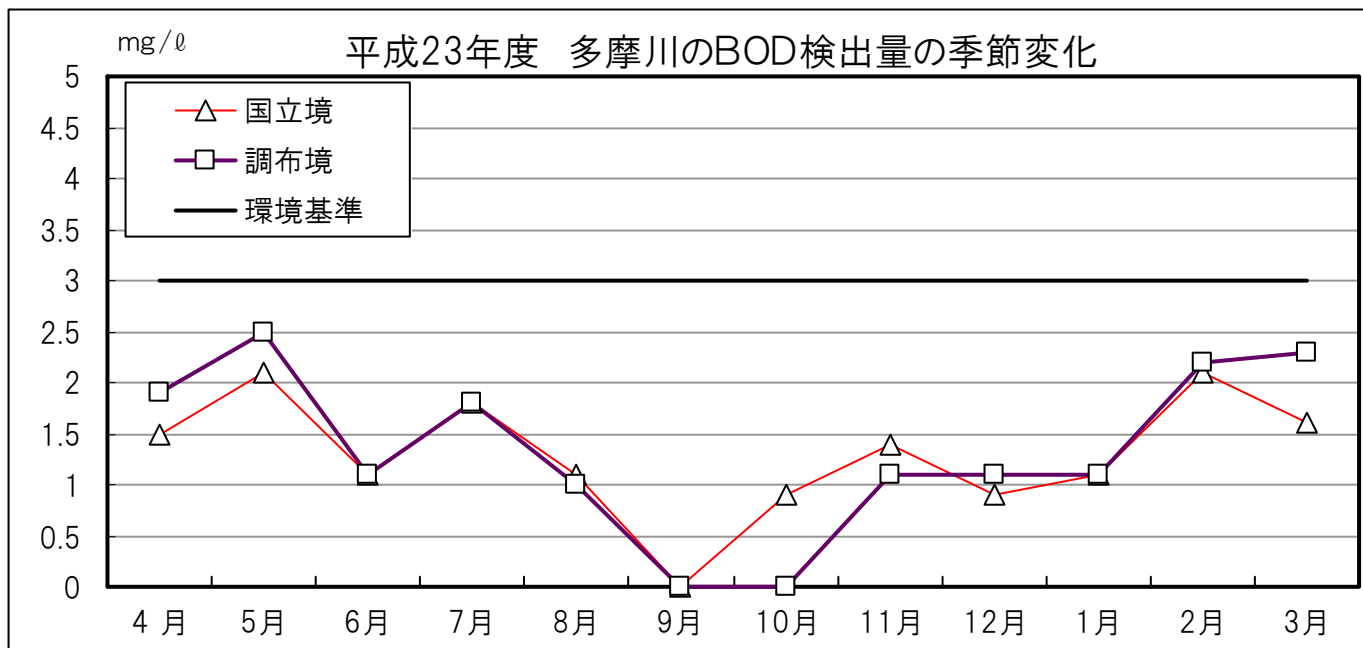
用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

平成23年度 多摩川及び用・排水路定期水質調査結果

採水地点	採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
		4/14	5/19	6/9	7/1	8/8	9/16	10/13	11/9	12/2	1/5	2/2	3/2		
天候		晴	晴	曇	晴	晴	曇のち 晴	曇	晴	雨	晴	晴	曇のち 雨		
多摩川	国立境	水温	17.1	25.0	20.8	24.0	23.9	22.1	19.0	17.0	12.1	9.2	8.6	8.0	17.2
		pH	6.9	7.7	7.4	6.9	7.5	7.6	7.6	7.6	7.8	7.6	6.8	7.5	7.4
		BOD	1.5	2.1	1.1	1.8	1.1	ND	0.9	1.4	0.9	1.1	2.1	1.6	1.4
		SS	3	5	2	8	3	21	1	1	ND	ND	4	1	5
		DO	10.4	9.3	9.3	9.7	9.2	9.6	9.5	10.1	10.4	12.4	12.5	12.0	10.4
		大腸菌群数	13000	17000	11000	22000	13000	17000	7900	14000	11000	11000	7900	7900	12700
	調布境	水温	19.5	22.2	22.8	26.6	26.0	25.2	21.0	18.0	14.0	12.0	11.0	10.2	19.0
		pH	7.0	7.0	7.1	7.0	7.3	7.5	7.2	7.4	6.7	7.1	6.9	7.2	7.1
		BOD	1.9	2.5	1.1	1.8	1.0	ND	ND	1.1	1.1	1.1	2.2	2.3	1.6
		SS	2	3	ND	6	4	16	2	1	ND	ND	1	1	4
		DO	9.7	9.1	8.8	8.9	8.9	9.4	9.6	9.8	10.3	12.0	11.2	10.5	9.9
		大腸菌群数	17000	22000	13000	28000	17000	22000	13000	17000	17000	13000	11000	14000	17000
排水路	国立	水温	19.5	23.2	22.0	26.1	26.0	27.0	22.0	22.0	19.0	12.2	15.2	7.6	20.2
		pH	6.8	7.0	7.1	6.6	6.8	7.2	6.8	7.1	6.5	6.9	6.7	6.9	6.9
		BOD	3.1	2.0	1.9	2.5	1.8	0.8	3.2	1.3	1.6	0.9	1.0	2.4	1.9
		SS	2	1	2	1	1	ND	1	ND	ND	ND	ND	1	1
	是政	水温	17.0	22.4	20.8	25.0	23.8	24.2	19.0	17.0	15.0	14.1	12.1	12.0	18.5
		pH	7.3	7.4	7.7	7.1	7.3	7.7	8.5	8.2	7.7	8.8	8.3	8.2	7.9
		BOD	ND	2.3	1.5	2.0	1.2	ND	1.5	1.4	3.2	ND	1.1	ND	1.8
		SS	5	8	7	14	7	13	8	ND	ND	ND	ND	ND	9
	矢崎	水温	19.5	25.6	25.8	28.2	29.0	30.8	25.0	21.0	21.0	14.0	14.8	15.0	22.5
		pH	7.8	8.6	8.5	7.3	8.2	8.5	8.1	8.5	8.0	8.3	8.2	8.3	8.2
		BOD	2.1	2.1	1.1	1.4	0.8	1.1	1.3	1.2	1.1	0.7	1.0	0.7	1.2
		SS	7	2	2	ND	3	1	2	2	1	1	ND	ND	2
府中	水温	20.5	23.4	22.8	27.0	26.2	27.5	24.0	21.4	19.6	18.0	17.2	11.6	21.6	
	pH	6.5	6.8	6.8	6.8	6.8	6.9	6.6	6.8	6.1	6.5	6.6	6.7	6.7	
	BOD	3.3	3.3	1.1	2.4	2.1	2.5	4.6	1.9	1.8	1.6	2.5	2.1	2.4	
	SS	5	ND	ND	1	ND	ND	2	1	1	ND	1	1	2	
府中用水	上坂橋	水温	13.5	25.0	18.7	23.1	22.8	23.5	17.0	13.8	9.0	8.2	-	-	17.5
		pH	7.0	7.6	7.3	6.6	7.4	7.7	7.6	7.6	7.8	7.3	-	-	7.4
		BOD	0.5	2.8	1.1	1.9	2.0	ND	1.3	0.6	1.5	1.0	-	-	1.4
		SS	4	16	1	7	10	7	10	ND	ND	ND	-	-	8
	大山橋	水温	-	24.0	20.4	24.9	24.4	23.4	18.0	15.6	12.2	7.2	6.4	9.0	16.9
		pH	-	7.8	7.6	6.5	7.6	7.7	7.8	7.8	8.1	8.5	7.4	7.9	7.7
		BOD	-	2.6	2.3	2.3	1.5	0.6	0.5	2.4	0.6	ND	1.6	ND	1.6
		SS	-	13	8	9	7	29	9	4	2	2	ND	ND	9.2

単位 水温:℃ BOD、SS、DO:mg/l 大腸菌群数:MPN/100ml

検出限界値 pH: 0.1、BOD: 0.5mg/l、SS: 1mg/l、DO: 0.5mg/l、  
大腸菌群数: OMPN/100ml



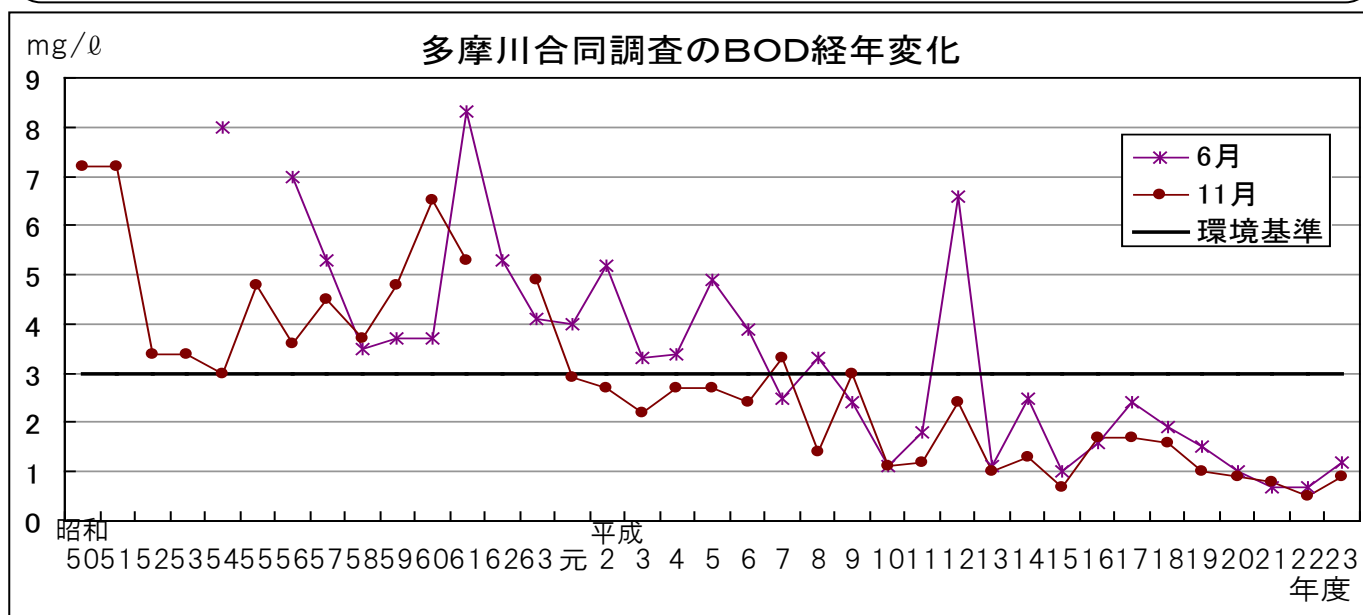
### (3) 多摩川及び関連河川水質合同調査

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、大腸菌群数を除く環境基準項目および有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年代は高い値を示していましたが、徐々に改善していることが結果からわかっています。

#### 多摩川水系水質監視連絡協議会を構成する区市(2区17市)

大田区・世田谷区・八王子市・立川市・三鷹市・青梅市・昭島市・調布市・小金井市・日野市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・府中市



#### 多摩川及び関連河川水質合同調査結果(採水位置:多摩川稲城大橋上流)

年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
採水日	6月7日	11月8日	6月5日	11月6日	6月4日	11月5日	6月3日	11月11日	6月9日	11月10日
流量	10.9	10.2	測定不能	11.1	17.2	13.6	17.1	23.0	18.0	10.7
気温	25.0	19.0	18.0	19.0	24.0	14.2	25.8	18.0	23.8	17.0
水温	25.0	19.5	16.0	19.0	20.5	16.8	21.8	16.0	22.0	18.2
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡灰色	淡黄色	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄色	淡黄緑色
臭気	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭
透視度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
pH	8.0	7.5	7.3	7.8	7.6	7.9	7.9	7.7	7.8	7.0
DO	9.6	9.6	10.1	11.0	8.8	10.8	9.6	10.2	9.6	10.6
BOD	1.5	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7	0.5	1.2	0.9
COD	4.4	3.1	1.9	3.1	2.6	3.0	3.9	2.0	3.1	3.6
SS	1	3	9	<1	1	<1	2	1	2	<1
アンモニア性窒素	0.05	0.03	0.01	0.03	0.04	0.05	0.05	0.06	0.03	0.07

年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
採水日	6月7日	11月8日	6月5日	11月6日	6月4日	6月7日	11月8日	6月5日	11月6日	11月11日
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.01	5.74	1.95	5.81	4.16	5.49	5.51	3.93	4.08	5.75
全窒素	5.94	6.07	2.14	6.40	4.27	5.69	5.75	4.33	4.97	6.26
りん酸性りん	0.346	0.361	0.107	0.290	0.280	0.281	0.146	0.127	0.183	0.190
全りん	0.392	0.396	0.129	0.318	0.294	0.302	0.182	0.284	0.237	0.258
MBAS	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジクロロメタン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
四塩化炭素	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
トリクロロエチレン	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	<0.001
テトラクロレチレン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003
セレン	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	<0.002
カドミウム	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.01	<0.01
ひ素	0.0009	-	0.0006	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
PCB	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
ふっ素	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	0.02	0.02
ほう素	0.06	-	<0.05	-	<0.05	-	<0.05	-	0.04	0.04
全シアン	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	<0.1
鉛	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	<0.002
1,4-ジオキサソ	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005
大腸菌群数	170	35,000	1,300	2,400	220	11,000	13,000	7,900	17,000	17,000
備考			増水							

単位 流量:m<sup>3</sup>/S 気温・水温:°C 透明度:cm 大腸菌群数:MPN/100ml その他:mg/l



#### (4) 湧水調査

市内には、府中崖線を中心に3か所(西府町・瀧・浅間神社)の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれています。しかし、都市化による建物・舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっています。市内の湧水でも同じ状況にあります。湧水の保全や復活のためには、地下水をかん養するために緑被率を上げる取組と、雨水の地下浸透の促進が必要です。西府町の湧水の水質調査結果では、大腸菌が検出されるなど、都内の他の湧水と同じ傾向が見られます。

平成23年度 湧水調査結果

測定地点名	西 府 町 湧 水	
	採水日	8月 8日
天候	晴	晴
水温℃	18.2	17.1
湧出量	0.27	0.96
pH	6.7	6.1
COD	ND	ND
SS	ND	ND
全りん	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND
塩化物イオン	9.7	10
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.6	4.6
大腸菌群数	49	49

単位 湧出量:m<sup>3</sup>/S 気温・水温:℃ 大腸菌群数:MPN/100ml その他:mg/ℓ

測定地点名	瀧 湧 水											
	4月 14日	5月 19日	6月 9日	7月 1日	8月 8日	9月 16日	10月 13日	11月 9日	12月 2日	1月 5日	2月 2日	3月 2日
採水日												
天候	晴	晴	曇	晴	晴	曇の ち晴	曇	晴	雨	晴	晴	曇の ち雨
水温℃	17.5	17.8	17.9	17.0	18.0	20.2	18.0	17.4	17.0	17.0	16.5	15.0
湧出量	0.22	0.34	0.83	0.53	0.35	0.39	0.58	0.30	0.22	0.09	0.43	0.17
pH	6.9	6.6	6.6	6.6	7.2	6.6	6.4	6.8	6.3	6.7	6.7	7.1
COD	0.6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.7	0.6
SS	4	1	ND	2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全りん	ND	ND	ND	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	0.0002	0.0003	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0003	0.0002	ND	0.0002	0.0003
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
塩化物イオン	15	13	13	13	14	12	12	14	12	16	13	12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.2	7.4	7.3	7.8	7.8	8.0	7.9	8.1	7.6	7.6	7.4	7.7
大腸菌群数	33	70	49	70	33	49	33	49	49	33	49	33

単位 湧出量:m<sup>3</sup>/S 気温・水温:℃ 大腸菌群数:MPN/100ml その他:mg/ℓ

＊「瀧湧水復活事業」

市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はげ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置100基を目標に事業を平成20年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に8か所、浸透トレンチを28m設置、住宅地に101か所設置しました。現在、清水が丘の瀧湧水は、月1回水質調査を行うことができるようになり水量が少しずつ増加傾向にあるため、今後も引き続き監視をしていきます。

(5) 地下水汲上げによる影響と対策

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大きいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨がしみこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

雨水浸透施設設置状況

	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
雨水浸透ます	基数	14	49	22	22	25	4	12	2	3	2	2	10	0	109	0	8	8	292
	件数	5	15	9	6	10	2	3	1	1	1	1	3	0	66	0	3	3	129
雨水浸透トレンチ	長さ(m)	6	—	—	—	—	—	12	7	13	—	—	—	—	28	—	—	—	66
	件数	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	2	—	—	—	6

「府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱」は平成17年11月9日付で廃止し以降は、同日施行の「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」に基づく申請です。

＊平成20年度の件数は、清水が丘のお瀧湧水復活事業によるもので、補助対象ではありません。

揚水量調査状況

環境確保条例に基づき、揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設の設置者は、井戸ごとに水量測定器を設置し地下水の揚水量を測定して、市に報告することが義務づけられています。

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
事業所数	44	46	44	44	46	
井戸本数	94	116	112	112	110	
内 訳	揚水量(t/年)	19,926,581	19,851,136	19,611,687	16,918,699	17,086,504
	工場	687,306	668,585	640,299	699,757	671,069
	留保工場	1,923,178	1,738,131	1,716,756	1,756,164	1,814,727
	指定作業場	4,524,853	4,147,787	4,406,148	4,140,262	3,813,002
	その他	12,791,244	13,296,633	12,848,484	10,322,516	10,787,706

## 4 騒音・振動

### (1) 騒音・振動の現状

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深いため、苦情の受付件数も多くなっています。法律や条例に、騒音・振動に関する環境基準、規制基準及び※要請限度等が定められおり、市では、それらに基づき監視調査や指導を行っています。

道路交通騒音・振動については、調査を実施してその結果を都に報告しています。調査地点は、甲州街道(国道20号線)など、自動車交通量の多い主要幹線道路を中心に調査しています。騒音については、騒音規制法に基づく要請限度を一部の測定場所で上回りました。鉄道騒音では、都内6市及び埼玉県内7市の沿線各自治体と武蔵野線対策連絡協議会を組織して、JRに対して騒音・振動防止対策などについて、年に1回要望書を提出しています。

#### ※ 要請限度

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る自動車騒音又は道路交通振動の限度を定めたもの。

#### 《騒音と振動の大きさの目安 単位:dB(デシベル)》

##### 騒音

120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内・ピアノの音
70	掃除機・騒々しい街頭
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所・エアコン室外機
40	深夜の街・小鳥のさえずり・静かな住宅地
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・蛍光灯

(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

振動

振動レベル (換算値)	屋内の状況	屋外の状況
55dB以下	無感	無感
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。	無感
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
95～105	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強のないブロック塀崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強のないブロック塀の多くが崩れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。
105～110	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒。戸が外れ飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
110以上	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

(屋内外の状況は「気象庁震度階級関連解説表」による)

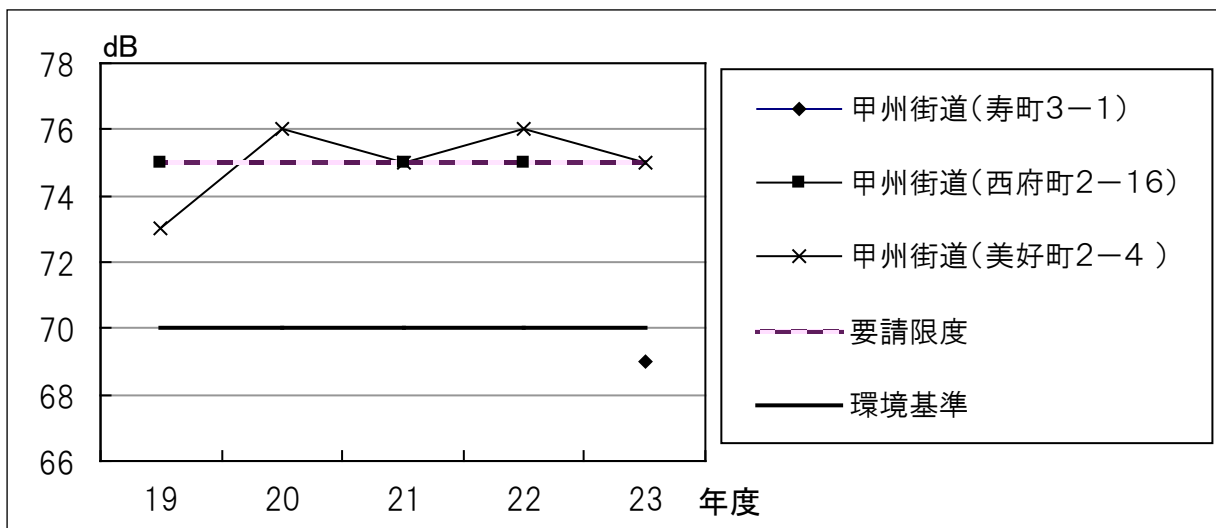
(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

ア 道路環境調査結果(騒音 単位:dB)

表中 \*\* :未測定、地点変更等により中止    - :工事・測定サイクル等により休止

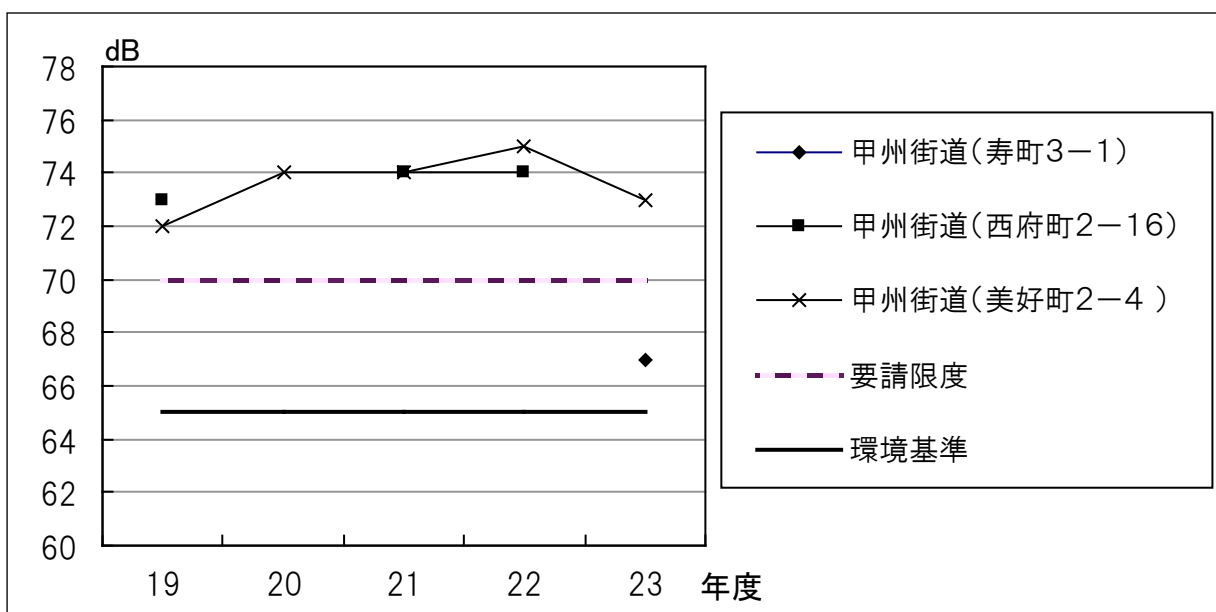
(ア) 国道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
甲州街道(寿町3-1)	**	**	**	**	69
甲州街道(西府町2-16)	75	**	75	75	**
甲州街道(美好町2-4)	73	76	75	76	75



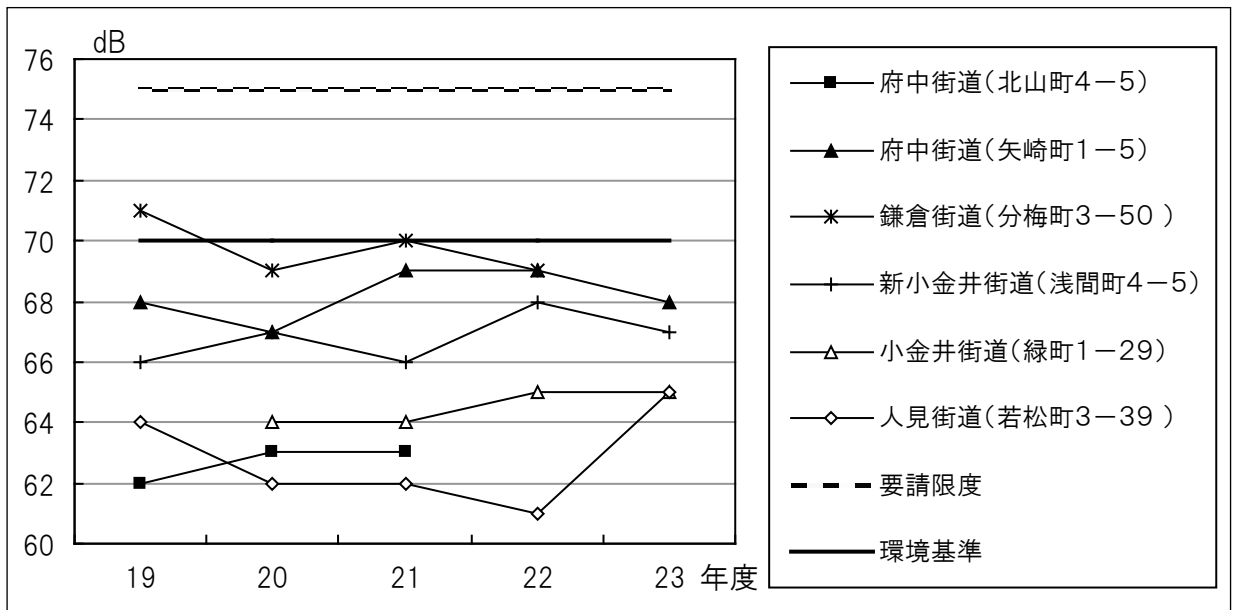
(イ) 国道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
甲州街道(寿町3-1)	**	**	**	**	67
甲州街道(西府町2-16)	73	**	74	74	**
甲州街道(美好町2-4)	72	74	74	75	73



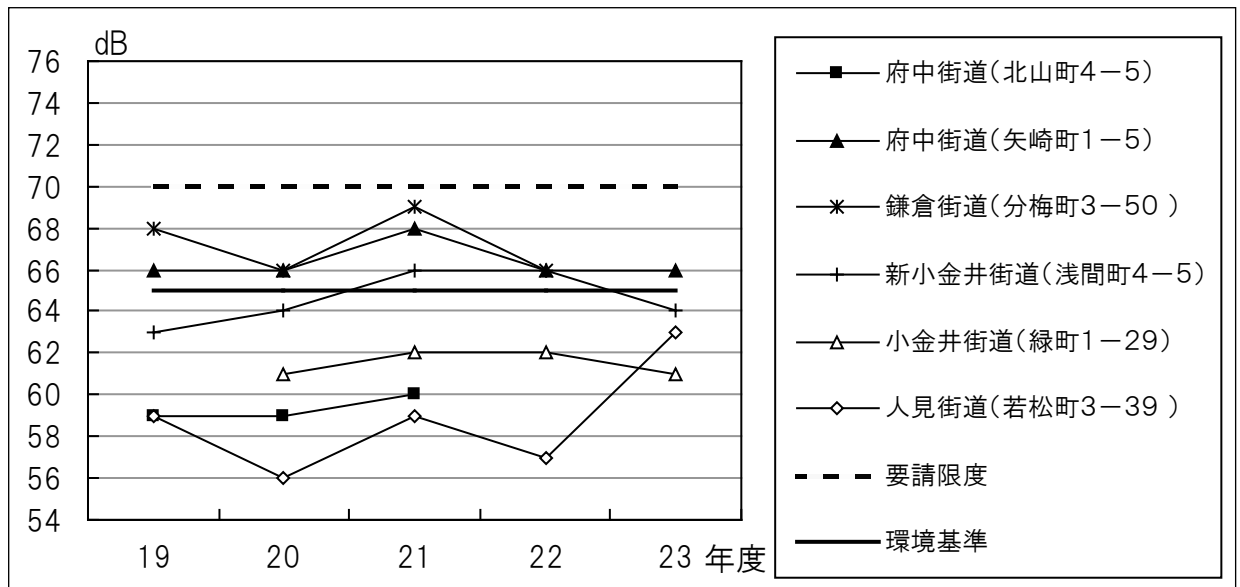
(ウ) 都道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
府中街道(北山町4-5)	62	63	63	—	**
府中街道(矢崎町1-5)	68	67	69	69	68
鎌倉街道(分梅町3-50)	71	69	70	69	**
新小金井街道(浅間町4-5)	66	67	66	68	67
小金井街道(緑町1-29)	**	64	64	65	65
人見街道(若松町3-39)	64	62	62	61	65



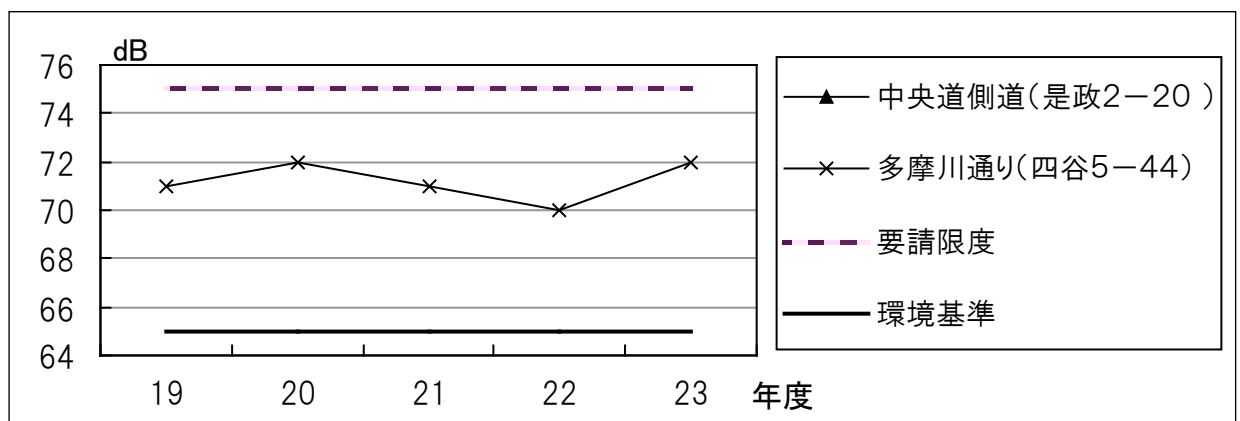
(エ) 都道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
府中街道(北山町4-5)	59	59	60	—	**
府中街道(矢崎町1-5)	66	66	68	66	66
鎌倉街道(分梅町3-50)	68	66	69	66	**
新小金井街道(浅間町4-5)	63	64	66	66	64
小金井街道(緑町1-29)	**	61	62	62	61
人見街道(若松町3-39)	59	56	59	57	63



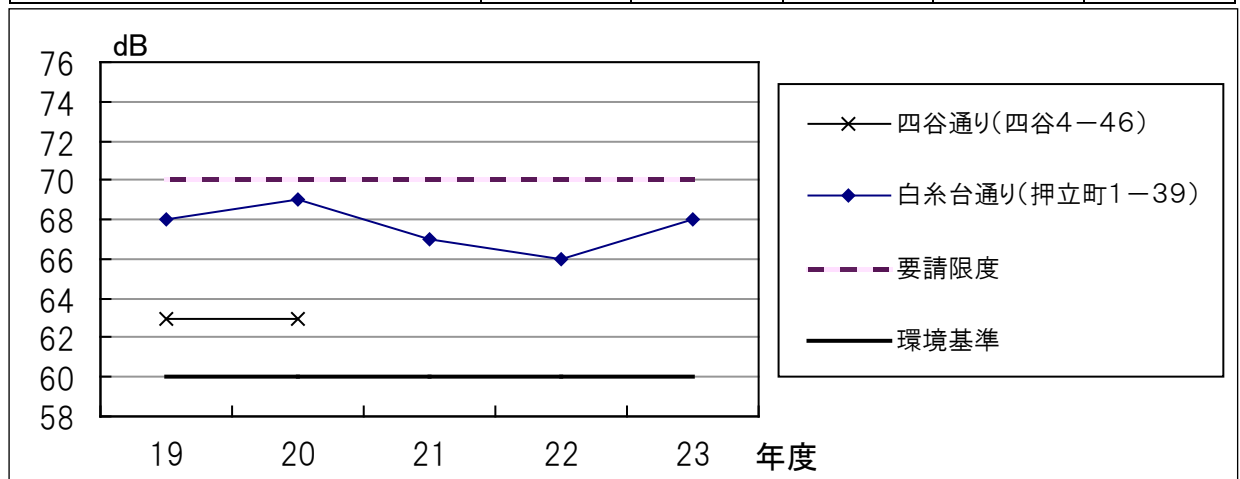
(才) 市道 昼間(要請限度75dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中央道側道(是政2-20)	**	**	**	**	58
多摩川通り(四谷5-44)	71	72	71	70	72



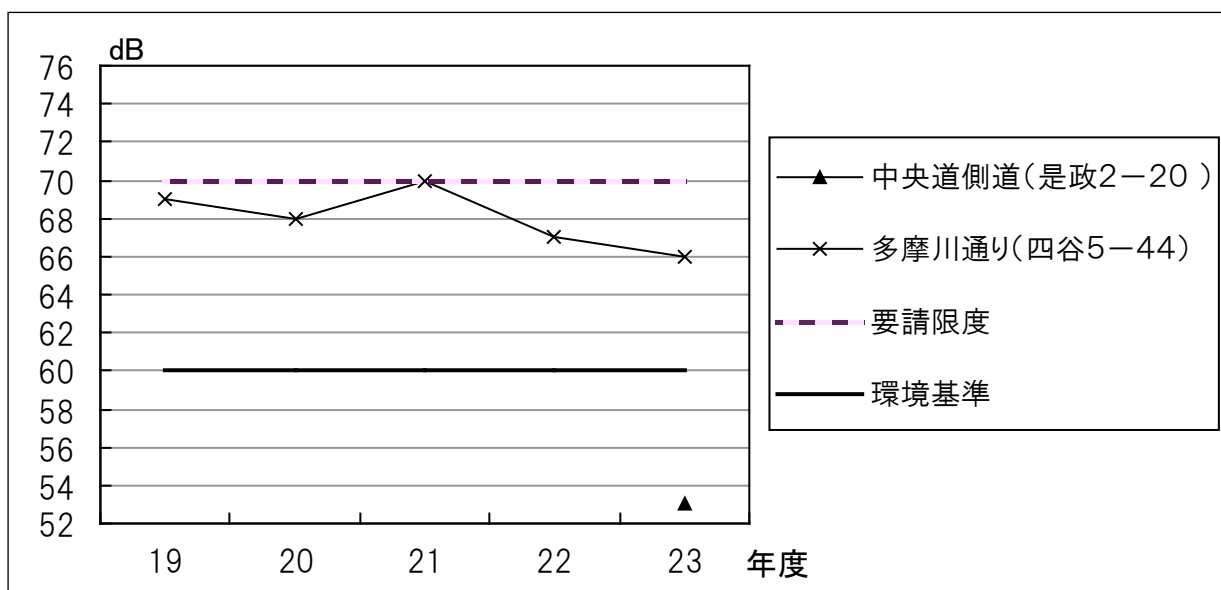
(力) 市道 昼間(要請限度70dB 環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
四谷通り(四谷4-46)	63	63	-	-	-
白糸台通り(押立町1-39)	68	69	67	66	68



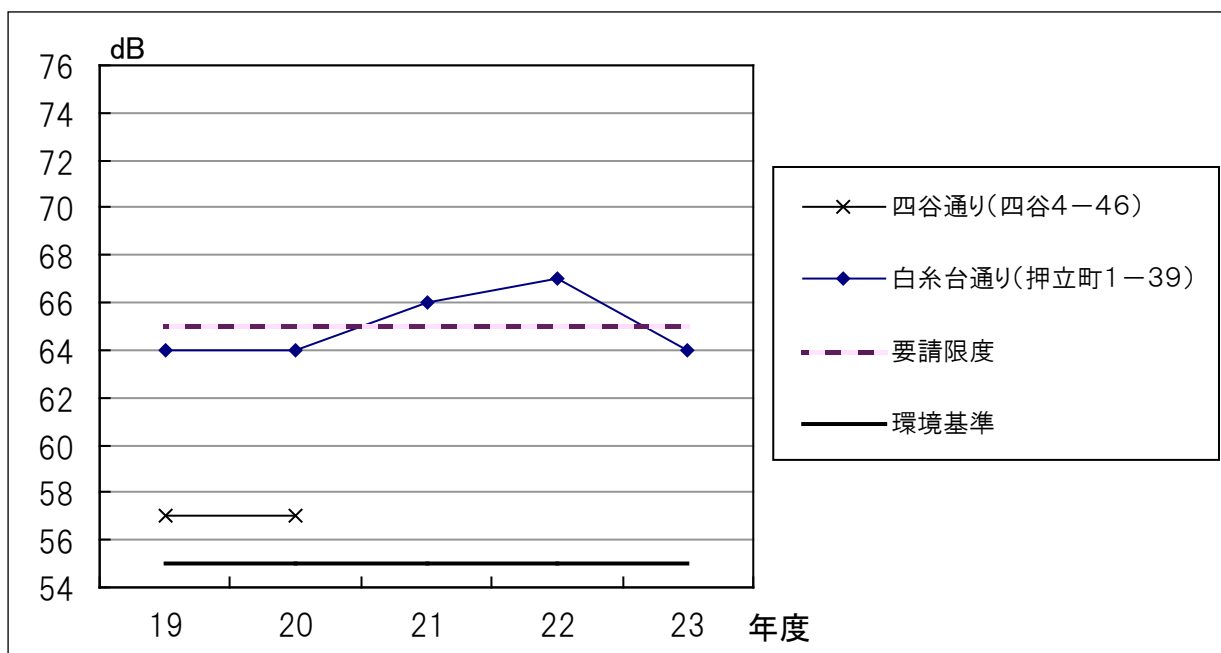
(キ) 市道 夜間(要請限度70dB 環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中央道側道(是政2-20)	**	**	**	**	53
多摩川通り(四谷5-44)	69	68	70	67	66



(ク) 市道 夜間(要請限度65dB 環境基準55dB)

道路名 (調査場所)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
四谷通り(四谷4-46)	57	57	—	—	—
白糸台通り(押立町1-39)	64	64	66	67	64

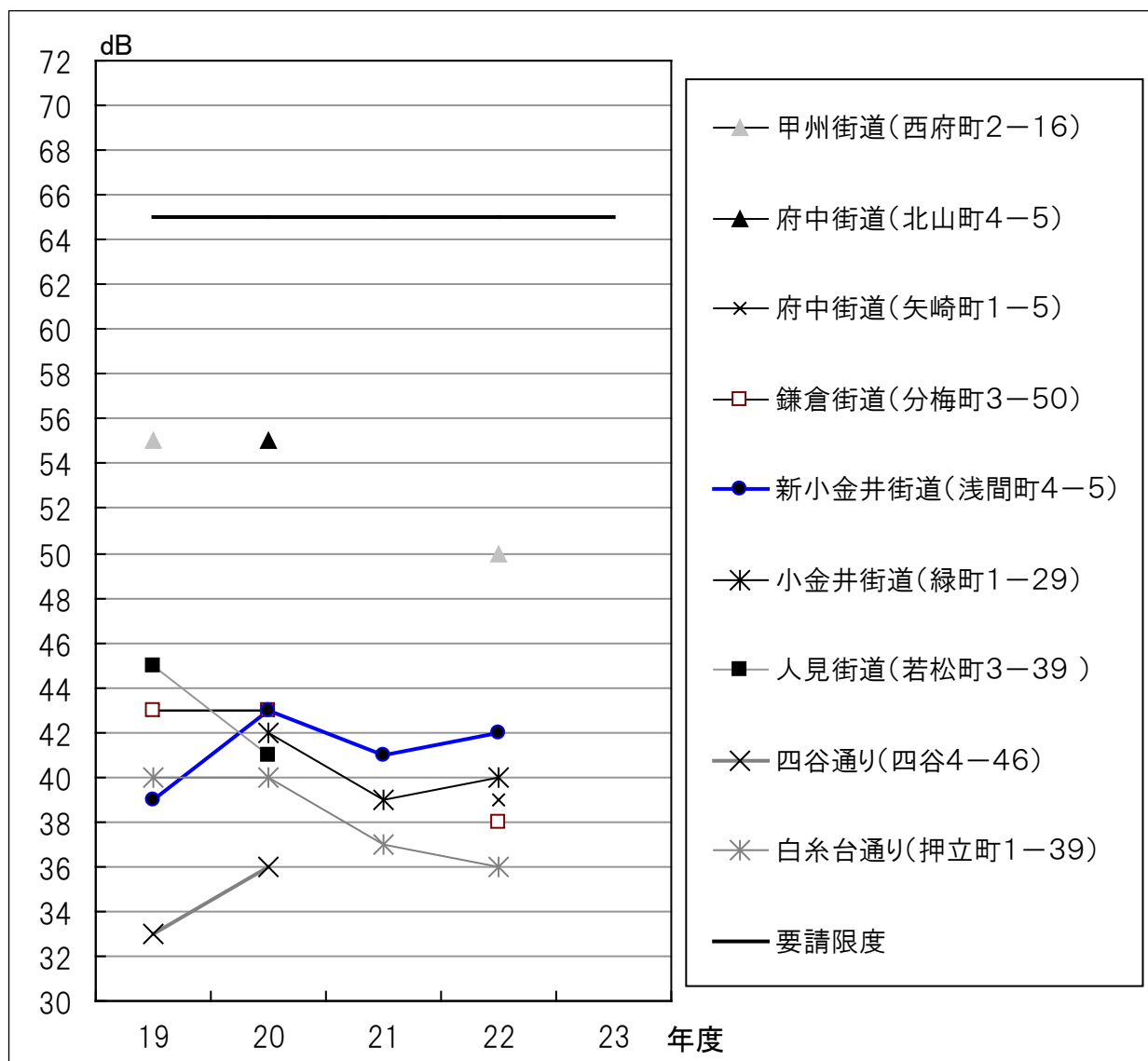




イ 道路環境調査結果(振動 単位:dB)

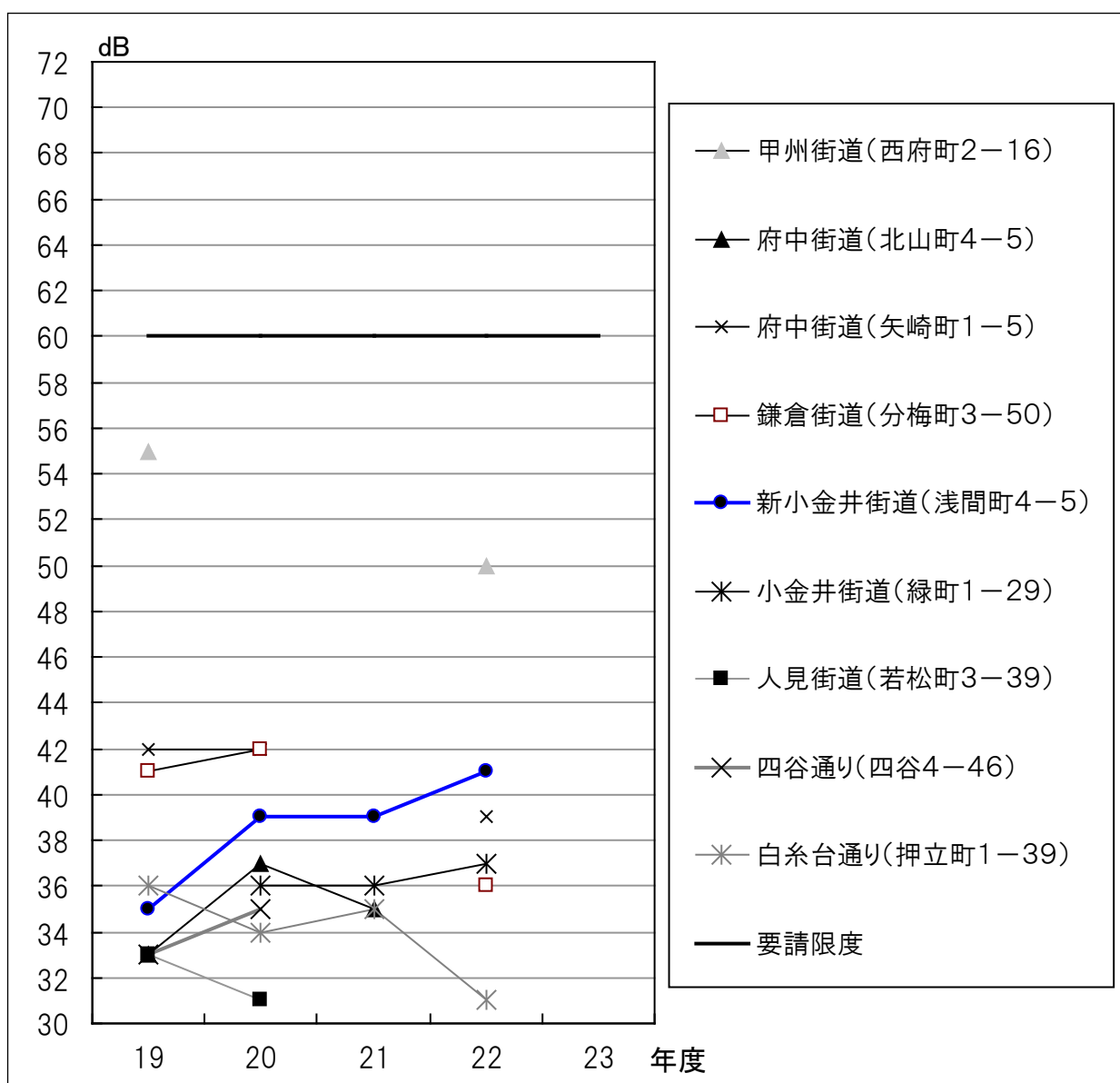
(ア) 昼間(要請限度65dB)

道路名 (調査場所)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国道	甲州街道(西府町2-16)	55	-	欠測	50	**
	府中街道(北山町4-5)	55	-	欠測	-	**
都道	府中街道(矢崎町1-5)	43	43	欠測	39	**
	鎌倉街道(分梅町3-50)	43	43	欠測	38	**
	新小金井街道(浅間町4-5)	39	43	41	42	**
	小金井街道(緑町1-29)	**	42	39	40	**
	人見街道(若松町3-39)	45	41	欠測	欠測	**
	中央道側道(是政2-20)	**	**	**	**	**
市道	四谷通り(四谷4-46)	33	36	-	-	**
	白糸台通り(押立町1-39)	40	40	37	36	**



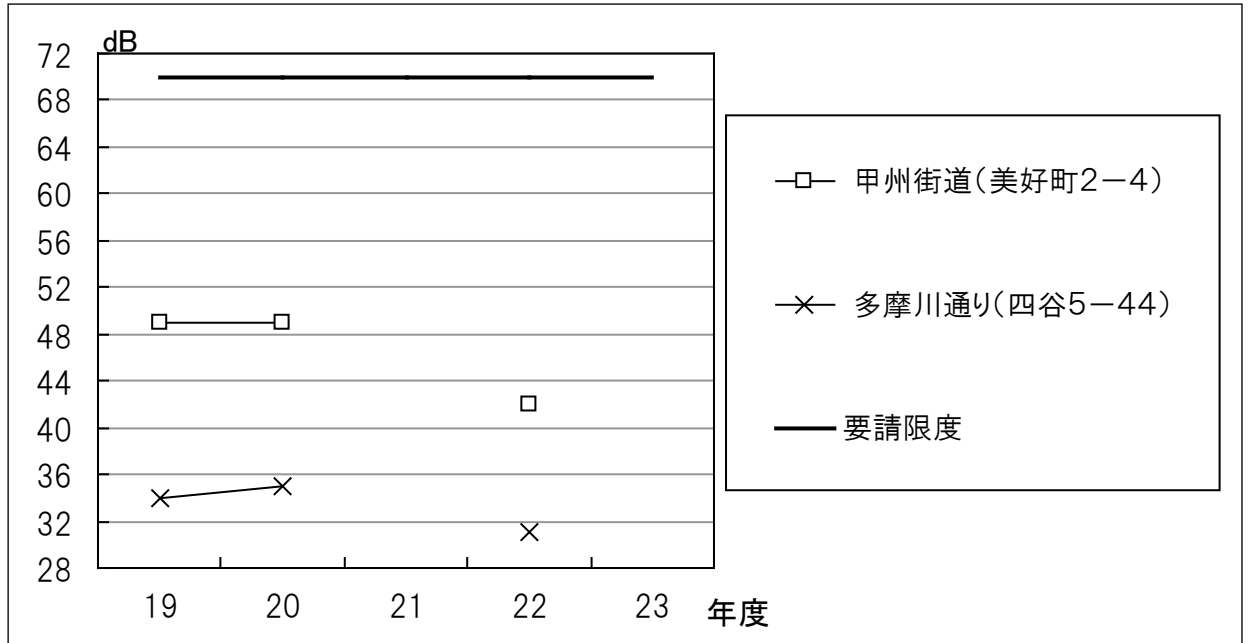
(イ) 夜間(要請限度60dB)

道路名 (調査場所)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国道	甲州街道(西府町2-16)	55	-	欠測	50	**
	府中街道(北山町4-5)	33	37	35	-	**
都道	府中街道(矢崎町1-5)	42	42	欠測	39	**
	鎌倉街道(分梅町3-50)	41	42	欠測	36	**
	新小金井街道(浅間町4-5)	35	39	39	41	**
	小金井街道(緑町1-29)	**	36	36	37	**
	人見街道(若松町3-39)	33	31	欠測	欠測	**
	中央道側道(是政2-20)	**	**	**	**	**
市道	四谷通り(四谷4-46)	33	35	-	-	**
	白糸台通り(押立町1-39)	36	34	35	31	**



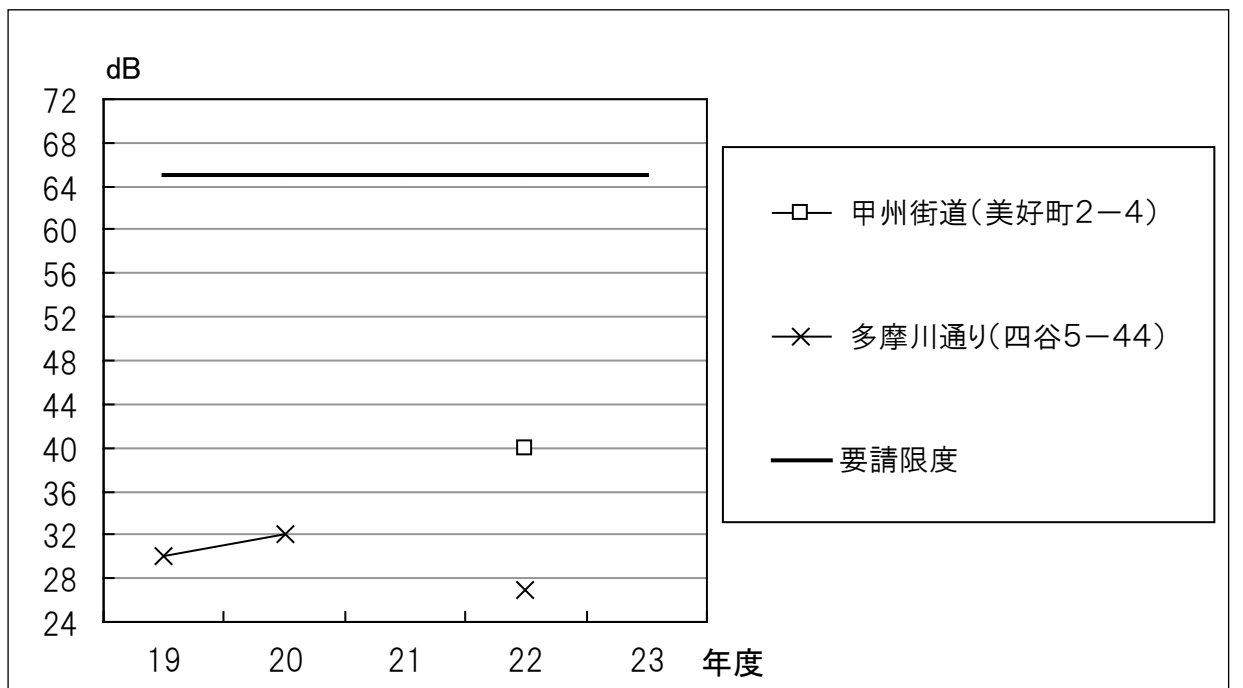
(ウ) 昼間(要請限度70dB)

道路名 (調査場所)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	**	**	**	**	**
	甲州街道(美好町2-4)	49	49	欠測	42	**
市道	多摩川通り(四谷5-44)	34	35	欠測	31	**



(エ) 夜間(要請限度65dB)

道路名 (調査場所)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	**	**	**	**	**
	甲州街道(美好町2-4)	**	**	**	40	**
市道	多摩川通り(四谷5-44)	30	32	欠測	27	**



## 道路環境調査(自動車交通量)

単位:台/時間

道路名(調査場所)		区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国 道	甲州街道(国道20号) (寿町3-1)	昼	**	**	**	**	1560
		夜	**	**	**	**	498
	甲州街道(国道20号) (西府町2-16)	昼	2,528	-	2334	2472	**
		夜	916	-	918	欠測	**
	甲州街道(国道20号) (美好町2-4)	昼	2,024	1,896	欠測	2004	1632
		夜	764	612	欠測	欠測	欠測
都 道	府中街道 (北山町4-5)	昼	1,020	1,014	1038	**	**
		夜	236	210	276	**	**
	府中街道 (矢崎町1-5)	昼	899	864	欠測	1116	1002
		夜	323	330	欠測	欠測	欠測
	鎌倉街道 (分梅町3-50)	昼	1,796	1,914	1842	2106	1344
		夜	551	552	528	欠測	396
	新小金井街道 (浅間町4-5)	昼	641	726	750	858	756
		夜	230	204	216	210	210
	小金井街道 (緑町1-29)	昼	**	欠測	432	576	450
		夜	**	欠測	120	欠測	欠測
人見街道 (若松町3-39)	昼	251	294	276	366	312	
	夜	55	60	48	欠測	42	
市 道	中央道側道 (是政2-20)	昼	**	**	**	**	30
		夜	**	**	**	**	6
	多摩川通り (四谷5-44)	昼	611	612	576	欠測	576
		夜	211	138	144	欠測	162
	四谷通り (四谷4-46)	昼	205	192	-	-	**
		夜	41	42	-	-	**
	白糸台通り (押立町1-39)	昼	920	732	654	792	欠測
		夜	欠測	168	欠測	156	欠測

\*\* :未測定、地点変更等により中止

- :工事・測定サイクル等により休止

道路環境調査 基準との比較

単位: dB(デシベル)

道路名(調査場所)		区分	騒音					振動			
			計測値	要請限度による		環境基準による		計測値	要請限度による		
				評価	要請限度	評価	環境基準		評価	要請限度	
国 道	甲州街道(国道20号) (寿町3-1)	昼	69	○	75	○	70	**	-	65	
		夜	67	○	70	×	65	**	-	60	
	甲州街道(国道20号) (西府町2-16)	昼	**	-	75	-	70	**	-	65	
		夜	**	-	70	-	65	**	-	60	
	甲州街道(国道20号) (美好町2-4)	昼	75	○	75	×	70	**	-	70	
		夜	73	×	70	×	65	**	-	65	
都 道	府中街道 (北山町4-5)	昼	-	-	75	-	70	**	-	65	
		夜	-	-	70	-	65	**	-	60	
	府中街道 (矢崎町1-5)	昼	68	○	75	○	70	**	-	65	
		夜	66	○	70	×	65	**	-	60	
	鎌倉街道 (分梅町3-50)	昼	**	-	75	-	70	**	-	65	
		夜	**	-	70	-	65	**	-	60	
	新小金井街道 (浅間町4-5)	昼	67	○	75	○	70	**	-	65	
		夜	64	○	70	○	65	**	-	60	
	小金井街道 (緑町1-29)	昼	65	○	75	○	70	**	-	65	
		夜	61	○	70	○	65	**	-	60	
	人見街道 (若松町3-39)	昼	65	○	75	○	70	**	-	65	
		夜	63	○	70	○	65	**	-	60	
	市 道	中央道側道 (是政2-20)	昼	58	○	75	○	60	**	-	65
			夜	53	○	70	○	55	**	-	60
多摩川通り (四谷5-44)		昼	72	○	75	×	65	**	-	70	
		夜	66	○	70	×	60	**	-	65	
四谷通り (四谷4-46)		昼	-	-	70	-	60	**	-	65	
		夜	-	-	65	-	55	**	-	60	
白糸台通り (押立町1-39)		昼	68	○	70	×	60	**	-	65	
		夜	64	○	65	×	55	**	-	60	

○ : 達成    × : 非達成    - : 評価不可

<参考>道路環境規制基準

道路名(調査場所)		区分	騒音				振動			
			要請限度		環境基準		要請限度			
国 道	甲州街道(国道20号) (寿町3-1)	昼	75	昼 75	70	昼 70	70			
		夜	70		65		65			
	甲州街道(国道20号) (西府町2-16)	昼	75		70		65	65		
		夜	70		65		60			
	甲州街道(国道20号) (美好町2-4)	昼	75		70		65	70	70	
		夜	70		65		65	65		
	都 道	府中街道 (北山町4-5)	昼		75		夜 70	70	夜 65	65
			夜		70			65		60
府中街道 (矢崎町1-5)		昼	75	70	65	65				
		夜	70	65	60					
鎌倉街道 (分梅町3-50)		昼	75	70	65	65				
		夜	70	65	60					
新小金井街道 (浅間町4-5)		昼	75	70	65	65				
		夜	70	65	60					
小金井街道 (緑町1-29)		昼	75	70	65	65				
		夜	70	65	60					
人見街道 (若松町3-39)	昼	75	70	65	65					
	夜	70	65	60						
市 道	中央道側道 (是政2-20)	昼	75	75	60	60	65			
		夜	70	70	55	55	60			
	多摩川通り (四谷5-44)	昼	75	75	65	65	70			
		夜	70	70	60	60	65			
	四谷通り (四谷4-46)	昼	70	70	60	60	65			
		夜	65	65	55	55	60			
白糸台通り (押立町1-39)	昼	70	70	60	60	65				
	夜	65	65	55	55	60				

## 5 悪臭

### (1) 悪臭の現状

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感をもたらす感覚公害のひとつで、数値での評価が難しい側面をもっています。

そこで都では、平成14年7月に、臭気指数方式の規制を導入しました。この臭気指数方式は、悪臭防止法と環境確保条例で異なっていた規制方式を統一したもので、人が実際に臭いをかいで臭気のことを判定します。におい物質ごとの濃度を測定する判定法ではないため、悪臭の原因が、複数の物質の混合されている場合や、未知のにおい物質を含んでいるような場合でも、人の感覚に近い判定ができます。

市で受け付けている悪臭苦情の原因としては、工場、飲食店、野外焼却、畜舎やたい肥などがあります。なお、工場の認可に際して、悪臭防止対策を指導しています。

## 6 放射能

### (1) 放射能の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター(新宿区)」だけでしたが、平成23年12月に2か所「東京都立篠崎公園(江戸川区)」、「東京都薬用植物園(小平市)」が新設されました。さらに、平成24年4月11日から4か所「東京国際空港(大田区)」、「東京都立舎人公園(足立区)」、「首都大学東京南大沢キャンパス(八王子市)」、「調布飛行場(調布市)」が運用開始されました。

市では市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壌中の放射性物質、プール水などの放射性物質を測定しました。市内の状況としましては、土壌の測定で放射性物質が検出されましたが、それほど高い値ではなく、また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではありませんでした。

### (2) 放射能の単位

放射能に関する単位でよく出てくるものに Bq(ベクレル)と Sv(シーベルト)がありますが、Bq は食品や水、土壌中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表し(1ベクレルは1秒間に1回放射線を出す能力)、Sv は放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。1000  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト) = 1mSv(ミリシーベルト) = 0.001Sv(シーベルト)はすべて同じ値です。なお、一般的な測定器などで空間放射線量測定する際には、1時間あたりの線量を計測します。

### (3) 空間放射線量・放射性物質の基準値

#### ア 空間放射線量

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告における、一般の人に対する放射線量指標は平常時年間1ミリシーベルト(1mSv/年)以下です。なお、年間1ミリシーベルト以下というのは、自然界から受ける放射線と医療による放射線を除いた値です。

※ 1年間の積算推計線量の計算方法

(測定結果－自然界放射線量)  $\times$  (16/24  $\times$  0.4 + 8/24  $\times$  1)  $\times$  24時間  $\times$  365日

\* 自然界放射線量は、一般的に 1時間当たり0.05マイクロシーベルト( $\mu$  Sv/h)とされています。

\* 屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合の計算方法です。木造家屋内滞在における低減効果係数0.4です。

#### イ 土壌中の放射性物質

土壌中の放射性物質に関する国の基準はありません。



#### ウ プール水・地下水・水道水中の放射性物質

水道水に関する原子力安全委員会が提示した指標です。

(プール水の放射性物質に関する国の基準は平成23年度現在ありません。)

放射性物質	指標値(Bq/kg)
放射性ヨウ素	300(乳児の摂取は 100)
放射性セシウム(134と137の合計)	200(乳児も同じ)

※この指標値は平成23年度のものであります。

#### 【参考】

厚生労働省が定めた食品中の放射性物質に関する暫定規制値

放射性物質	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (単位:Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	500
	野菜類	
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

※この暫定規制値は平成23年度のものであります。

#### (4) 測定機器・測定方法

##### ア 空間放射線量

(ア) 測定機器

Radi PA-1000(株式会社堀場製作所製)

(イ) 測定方法

地表面から高さ100cm・5cmの2地点で、1分間保持し数値を安定させた後、30秒ごとに5回測定し、平均値をその定点の測定値とする。

##### イ 土壌中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GC2018(CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

直径5cm・深さ5cmの円柱状に2か所の土または砂(約100g)を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー(文部科学省 平成4年)

##### ウ プール水・地下水・水道水中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GC2018(CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

約2ℓのプール水、地下水、水道水を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー(文部科学省 平成4年)

## (5) 測定結果

### ア 空間放射線量(平均値)

平成23年9月5日から市立小学校22校で定点・定時(校庭中央・休日を除き概ね午前9時)に空間放射線量を測定しています。

なお、震災前の東京都健康安全研究センター(新宿区)での平常時の値は、0.028~0.079でした。

測定場所	年	平成23年度	
		100 cm	5 cm
市立小学校(校庭22か所)		0.063	0.067

単位:1時間あたりのマイクロシーベルト( $\mu$ Sv/h)

測定場所は、小学校の空間放射線量測定結果(月別平均値)のとおり。

### イ 土壌中の放射性物質(平均値)

測定場所	年(測定日)	平成23年度 (8月16日)		
		ヨウ素	セシウム	
		131	134	137
市立小学校(校庭22か所)		ND	36	42
市立幼稚園(砂場1か所)		ND	45	58
市立保育所(砂場3か所)		ND	45	45
市立公園(砂場4か所)		ND	23	26

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

幼稚園:小柳幼稚園、保育所:東・中央・四谷保育所、公園:西原・日新町・多磨町・押立町公園

### ウ プール水・地下水・水道水の放射性物質(平均値)

測定場所	年(測定日)	平成23年度 (採取:7月27日、 測定7月28日)		
		ヨウ素	セシウム	
		131	134	137
市立小学校プール (22か所)		ND	ND	ND
市立プール(8か所)		ND	ND	ND
郷土の森博物館 水遊びの池(1か所)		ND	ND	ND
地下水(1か所・武蔵台九 2号水源井)		ND	ND	ND
市役所本庁舎(水道水)		ND	ND	ND

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

市立プール:郷土の森総合プール、市民プール(寿町)、美好水遊び広場、地域プール(小柳・白糸台・西府・武蔵台・新町)

小学校の空間放射線量測定結果(月別平均値)

測定場所	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
第一小学校	0.058	0.063	0.059	0.064	0.058	0.062	0.074	0.079	0.070	0.077	0.074	0.078	0.062	0.065
第二小学校	0.068	0.074	0.071	0.076	0.071	0.076	0.074	0.076	0.072	0.075	0.072	0.074	0.074	0.080
第三小学校	0.062	0.066	0.057	0.064	0.058	0.067	0.060	0.065	0.059	0.065	0.062	0.067	0.061	0.066
第四小学校	0.066	0.069	0.063	0.067	0.065	0.068	0.068	0.071	0.065	0.067	0.062	0.069	0.061	0.066
第五小学校	0.066	0.071	0.068	0.072	0.068	0.071	0.069	0.074	0.066	0.070	0.066	0.069	0.068	0.070
第六小学校	0.056	0.063	0.057	0.060	0.058	0.061	0.058	0.065	0.056	0.058	0.056	0.059	0.060	0.062
第七小学校	0.065	0.074	0.065	0.072	0.065	0.068	0.067	0.072	0.063	0.067	0.063	0.066	0.060	0.064
第八小学校	0.058	0.060	0.070	0.074	0.068	0.072	0.061	0.067	0.060	0.063	0.062	0.065	0.066	0.068
第九小学校	0.068	0.073	0.066	0.068	0.067	0.067	0.071	0.074	0.068	0.070	0.069	0.071	0.067	0.071
第十小学校	0.054	0.057	0.054	0.059	0.054	0.061	0.054	0.063	0.053	0.062	0.053	0.062	0.054	0.063
武蔵台小学校	0.072	0.078	0.073	0.077	0.072	0.077	0.076	0.080	0.072	0.078	0.071	0.077	0.069	0.078
住吉小学校	0.059	0.065	0.058	0.061	0.061	0.068	0.063	0.070	0.059	0.065	0.058	0.066	0.059	0.064
新町小学校	0.053	0.056	0.059	0.054	0.056	0.057	0.059	0.057	0.055	0.053	0.058	0.057	0.056	0.056
本宿小学校	0.059	0.058	0.058	0.060	0.060	0.061	0.061	0.063	0.065	0.063	0.065	0.071	0.064	0.069
白糸台小学校	0.057	0.064	0.058	0.061	0.062	0.066	0.064	0.068	0.067	0.074	0.067	0.073	0.067	0.071
矢崎小学校	0.060	0.065	0.061	0.065	0.064	0.067	0.064	0.068	0.060	0.063	0.060	0.063	0.060	0.061
若松小学校	0.066	0.069	0.067	0.070	0.068	0.068	0.070	0.071	0.066	0.067	0.066	0.068	0.068	0.068
小柳小学校	0.061	0.066	0.059	0.063	0.065	0.068	0.068	0.071	0.063	0.066	0.065	0.068	0.064	0.068
南白糸台小学校	0.065	0.075	0.066	0.072	0.066	0.073	0.069	0.075	0.067	0.072	0.066	0.072	0.065	0.073
四谷小学校	0.056	0.059	0.057	0.059	0.058	0.061	0.061	0.065	0.056	0.059	0.058	0.059	0.059	0.062
南町小学校	0.057	0.059	0.058	0.060	0.059	0.063	0.063	0.066	0.057	0.062	0.060	0.062	0.058	0.061
日新小学校	0.060	0.063	0.061	0.066	0.063	0.065	0.065	0.067	0.064	0.065	0.062	0.067	0.062	0.064
平均値	0.061	0.066	0.062	0.066	0.063	0.067	0.065	0.069	0.063	0.066	0.063	0.067	0.063	0.067

単位: 1 時間あたりのマイクロシーベルト( $\mu$ Sv/h)

## 7 その他の公害

### (1) 有害化学物質

化学物質は、私たちの生活を豊かにするために作りだされたもので、化粧品や薬、洗剤、殺虫剤、食品添加物など、様々なものに現在約7万種類使用されているといわれています。しかし、化学物質の中には、人の健康や様々な生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、一部の有害化学物質による環境汚染が問題になっています。

市では、化学物質による人への健康被害を未然に防止するために、特定の化学物質を取り扱う事業所に対して、環境への排出量や使用量などについて、市を通して東京都に届け出るようになったのに伴い、市内の特定化学物質取扱い事業所の監視に努めています。

#### ア ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成され、環境中に排出されています。特にごみ焼却施設からの排出が社会問題となっています。ダイオキシン類はきわめて毒性が強く、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など様々な毒性があります。呼吸によって体に入る量はごくわずかであり、多くは食べ物を通して体に入ります。

平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、一定規模以上の施設で届出が必要になるとともに、大気、水質、土壌について環境基準が設定されました。また、ダイオキシン類は、これまでの2物質(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF))にコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を加えた3物質の総称となり、毒性等量(TEQ)の換算方法も変更され、以降はCo-PCBを含めて計測しています。

市では、小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けています。また、平成23年度も、市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を2月に実施しました。今回の調査結果でも、各地点とも環境基準値を下回っています。

大気中のダイオキシン類調査結果 (測定月:2月)(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市役所(宮西町2丁目)	0.041	0.030	0.053	0.053
押立局(押立町1丁目)	0.060	0.033	0.057	0.019
朝日局(朝日町1丁目)	0.063	0.037	0.060	0.038
四谷局(四谷4丁目)	0.068	0.034	0.043	0.025
武蔵台局(武蔵台2丁目)	0.049	0.029	0.042	0.033
全調査地点の平均値	0.056	0.033	0.051	0.034

大気中での環境基準値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

※市役所のみ二重測定を実施(表中の数値は、二重測定の平均値)

#### ※ 毒性等量

測定されたダイオキシン類の毒性が、その中で最も毒性の強いPCDDの一種2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)であれば何グラム分の毒性に相当するかの値に換算した重さです。なお、換算後の重さは単位に「-TEQ」を付けて換算してあることを示します。

#### ※ pg(ピコグラム)

p(ピコ)とは1兆分の1の意味で、1pgは1兆分の1グラムとなります。1pg/m<sup>3</sup>とは、例えば、東京ドームの体積にホコリダニ(ダニの一種で約0.001mg)1匹の重さが入っていることをいいます。

## イ 環境ホルモン

環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)とは、環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とされています。ホルモン(成長ホルモン、男性ホルモン、女性ホルモンなど)は、人が健康を維持する上で重要な役割を果たしていますが、環境ホルモンが体内に摂取されることで、体内の各器官が正常に働かなくなることがあります。例えば、生殖機能が阻害されたり、悪性腫瘍が形成されたりする可能性があるとして指摘されています。環境ホルモンは低濃度でも影響を及ぼすとされ、中には50mプールに1滴落としたほどでも影響を及ぼす物質もあります。

市では、このような状況の中、環境ホルモンについて、市の各施設で使用されている物品の調査を実施し、環境ホルモンとして国がリストアップした物質が含有されているものは、使用を中止したり、他の製品に交換したりしています。なお、保育所では、プラスチック製の哺乳ビンガラス製に交換するとともに、他の食器も磁器製に交換しています。

環境ホルモンとして疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールAなどがあります。

今後も、国や都の動向を把握して、講演会の開催や冊子の配布などにより、市民に対して情報を提供していきます。

### (2) 電波障害

テレビジョン放送が社会の中で果たす役割は、単に報道、教養や娯楽などの情報を得るための手段としてだけでなく、放送に対するニーズの多様化や高度化に対応して情報伝達のために重要な役割を果たしています。

一方、土地の高度利用による建造物の高層化などで建造物によるテレビ受信障害が発生しています。この受信障害については、原因者負担の原則に基づき、建築主と住民の当事者協議により解決することが定着してきています。

しかし、近年、建築物の大型化・高層化や建築物の密集化などにより電波障害の原因が広域化、複雑化して、原因者の特定が困難な事例が発生し、新たな問題となっています。

市内においても都市化が進み、中高層建築物が増えてきており、これに伴う電波障害が増加しています。そのため、「府中市開発事業に関する指導要綱」により、建築主に対して、電波障害の防止に努めるよう指導しており、この指導要綱についての担当部署は、都市整備部計画課となっています。

電波障害は、あくまでも現状復帰という考え方が一般的なもので、新たに受信障害地域に入居される方は、対策等を自分で行うことになるので注意が必要です。

また、平成23年7月には、地上アナログテレビ放送は、完全にデジタル放送に移行されましたが、市は市内の電波障害を防止するため、平成23年度も「関東受信環境クリーン協議会」に加入し、電波障害の未然防止・解消及び周知啓発活動、街頭相談など関係機関と連携しながら対策や指導を行っています。

### (3) 光害

光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、証明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

市では、現在、対策等が進んでいませんが、関係部署と連携し照明機器の設置現状や周辺への影

響などを調査し、その結果をもとに良好な照明環境の保全に関する指針を作成し、市の施策や施設整備に反映するとともに、光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど対策を推進していく予定です。

### 公害苦情の概要

平成23年度に、市に寄せられた苦情の受付件数は462件で、その内訳は、件数が多い順に、放射能(365)、ばい煙(41)、騒音(33)、悪臭(16)、粉じん(4)、その他(2)、振動(1)となっています。

ばい煙苦情は、ダイオキシン類に関する市民の関心が高くなったことと、平成9年7月からの事業系ごみ有料化及び平成22年2月から実施された家庭用ごみの有料化の影響によるものなどが原因と考えられます。

焼却炉については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年度の法改正によりさらに規制が強化されました。また、東京都環境確保条例によりダイオキシン類排出対策のとられていない小型焼却炉の使用や野焼きは原則として禁止されています。

また、騒音苦情は、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

なお、放射能の苦情については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、東日本各地に放射性物質が放出され、環境の汚染が生じた影響によるものです。

### 苦情受付件数の推移

(単位:件)

現象 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ばい煙	45	43	35	25	25	27	41
粉じん	6	6	12	7	0	5	4
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	12	8	20	4	11	6	16
水質汚濁	0	0	0	0	0	1	0
騒音	38	62	34	45	33	19	33
振動	4	3	3	2	0	4	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	0	1	5	1	0	0	0
放射能	-	-	-	-	-	-	365
その他	1	3	2	5	0	1	2
合計	106	126	111	89	69	63	462

### III ごみ減量・リサイクルの推進

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルの定着は、ごみを焼却する際に発生するCO<sub>2</sub>の発生に代表される環境への負荷の増大や資源の枯渇など、様々な問題を生じさせています。

このような課題を解決するためには、廃棄物の発生を抑制(リデュース)し、その上で再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進する循環型社会を形成する必要があります。

国においても、循環型社会の形成を目指し、平成12年(2000年)6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷の低減を考慮しつつ、①廃棄物の発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で廃棄物処理を行うべきであるという優先順位が明確にされています。

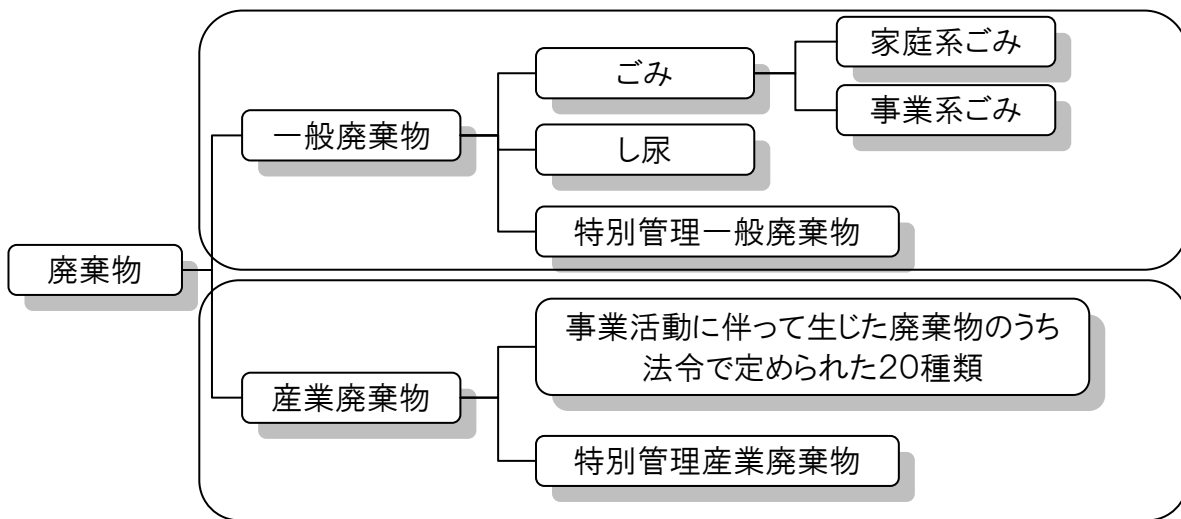
昨今の環境問題に対する関心の高まりの中にあつて、廃棄物の発生抑制や再利用などに向けた様々な取組が始まっていますが、廃棄物を取り巻く状況は、複雑かつ厳しいものがあることから、今後一層、市民・事業者・行政が連携して廃棄物対策に取り組んでいくことが求められています。

#### 1 廃棄物の種類

廃棄物は、下図のように分類されます。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、更に、主に家庭から発生する「家庭系ごみ」とオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」と「し尿」そして「※特別管理一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物は、「※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類」と「※特別管理産業廃棄物」に分類されます。



#### ※ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類

燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、前記19種類の産業廃棄物または輸入された廃棄物のうち航行廃棄物および携帯廃棄物を除いたものを処分するための処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの—コンクリート固形化物など

#### ※ 特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第3項及び第5項に規定された廃棄物です。爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを指します。

## 2 ごみの現状

### (1) ごみゼロ型社会への転換

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会活動や利便性を優先した生活様式は、ごみの大量排出や質・形状の変化を生み出し、地球的な規模の環境問題の原因となっています。これを解決するためには、社会経済システムを見直し、ごみの発生そのものを抑制する「ごみゼロ型社会」へ転換していく必要があります。

循環型社会の形成に、国をあげて取り組むため、平成13年1月に循環型社会の形成に関する基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。この基本法は、廃棄物とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するもので、あわせて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など5つの個別法も整備されました。これらの法を一体的に運用することにより循環型社会を形成するとともに、市としても市民・事業者と協働した、地域の状況にあった取り組みを行っていきます。

#### 《廃棄物・リサイクル関連法体系》

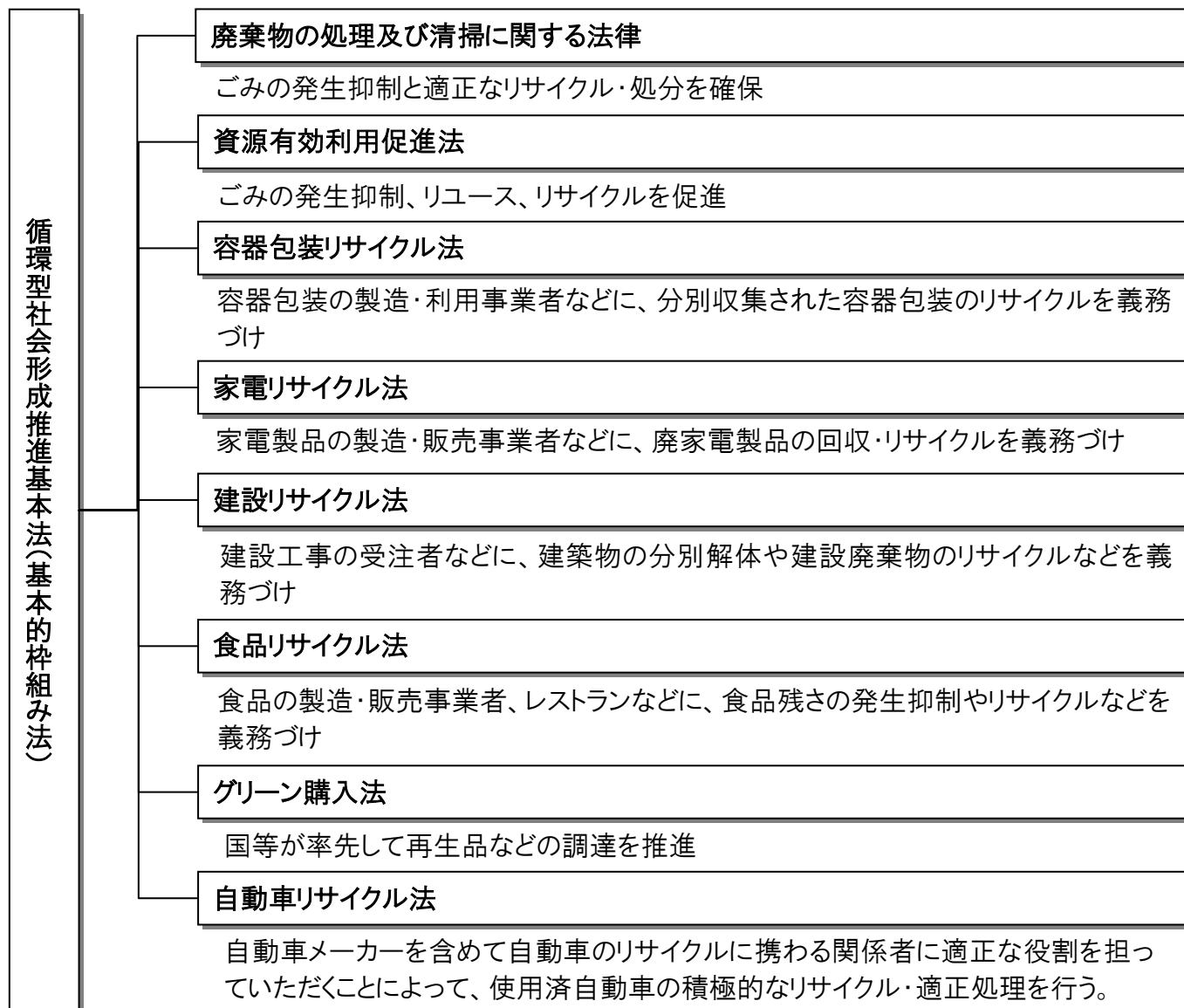




表1《ごみの処理方法》

種類	区分	収集運搬	収集回数	収集方法	処理方法
普通ごみ	燃やすごみ	市(委託)	週2回	パッカー車による戸別収集	焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化
	燃やさないごみ		隔週1回		府中市リサイクルプラザに搬入後資源等を選別し、資源は再資源化、可燃系残渣は可燃ごみ資源化施設に搬入後熱分解ガス化改質方式により100%資源化
粗大ごみ	粗大ごみ	市(直営)	随時	ダンプ車による収集	府中市リサイクルプラザに搬入後熱分解ガス化改質方式により100%資源化
資源ごみ	紙パック	市(委託)	週1回	パッカー車による戸別収集	処理施設に搬入し、資源化
	古布		隔週1回		
	雑誌・雑がみ シュレッダー紙		4週に1回		
	新聞紙				
	段ボール				
	びん		隔週1回	ダンプ車による収集	府中市リサイクルプラザに搬入し、資源化
	缶		週1回	パッカー車による戸別収集	
	ペットボトル 容器包装プラスチック				
油		月1回	ダンプ車による収集	処理施設に搬入し、資源化	
有害ごみ	蛍光管・乾電池		4週に1回	ダンプ車による収集	処理施設に搬入後水銀を回収し、残さは埋め立て処分
危険ごみ	スプレー缶 ライター				処理施設に搬入し、処理
事業系持込みごみ	可燃ごみ	事業者又は事業者の委託する者	随時	ダンプ車、クレーン車、普通自動車、パッカー車による収集	焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化 または、可燃ごみ資源化施設に搬入後熱分解ガス化改質方式により100%資源化

### 3 リサイクル事業の現状

ごみ減量・リサイクルを推進するには、生産・流通・消費のすべての段階で廃棄物の発生を抑制することを基本とし、廃棄物の減量化とともに、再利用、再資源化を図り「貴重な資源」としてよみがえらせることが必要であり、省資源、環境への負荷を極力少なくし、循環型社会の実現を目指すことを基本方針として、実施しております。

#### (1) 平成23年度に実施した主な施策の内容

##### ア 資源化品目の追加

- 平成23年6月から、粗大ごみとして排出された硬質プラスチックの資源化を開始しました。

##### イ ごみ減量推進事業

- 再資源化できる資源を集団回収した市民団体に、回収量に応じ奨励金を交付しました。23年度は7,314tを回収しました。また、集団回収取扱業者に奨励金を交付し、集団回収の安定に努めました。

さらに、集団回収のぼり旗の作成や、団体への空き缶圧縮機の貸し出しなど、分別排出の徹底と資源回収の促進を図りました。

- 204自治会から選出された、ボランティアの推進員1,002人(平成23年3月末現在)が主体となって、地域においてごみの適正な分別排出、資源の有効活用やごみ減量を推進するため推進員の組織化を進めました。
- 府中市市民マイバッグ持参運動実行委員会及び府中市市民マイバッグクラブは、マイバッグデーに市内4店舗での啓発活動を実施し、またオリジナルマイバッグの制作・販売を行い、環境に配慮したライフスタイルの変換の推進に努めました。
- 家庭でできるごみ減量対策として、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の購入費補助を行いました。
- 家庭および事業所のごみの排出実態を把握するため、ごみの組成分析、処理場におけるごみ内容を調査しました。

##### ウ リサイクル用品活用事業

- 放置自転車等で再生可能な自転車をリサイクルセンターにおいて修理し、府中市輪業組合加盟店を通じ312台販売しました。  
また、粗大ごみとして排出された再生可能な家具等をリサイクルセンターにおいて修理し、グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」で586点販売しました。
- 家庭で不用になった生活用品の有効利用・再利用を図るため、グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」において生活用品活用事業を実施しました。
- ものを大切にする意識向上のため、おもちゃの病院を年12回(467点)実施しました。

## エ 資源ごみ回収事業

- 毎月第4日曜日に各文化センターで、家庭用廃食油の回収を6,633回行ったほか、家庭から出る、せん定枝を申込により88,210kg回収し資源化を行いました。

## オ ごみ減量啓発事業

- 小・中学校の児童・生徒を対象に「ごみ減量対策・リサイクル推進ポスター作品コンクール」を実施しました。
- ごみ減量とリサイクルに対する市民意識の高揚を図るために、ごみ処理施設等見学会を実施しました。（平成23年度は39団体1,628人の参加）
- 府中市リサイクルフェスタ実行委員会を中心に、リサイクルフェアやキャンペーンなど年間をとおして、市民・事業者・行政が一体となったごみ減量・リサイクル推進の啓発活動を行いました。また、リサイクルフェスタで、2回フリーマーケットを実施しました。

## 4 ごみ収集実績

### 【ごみ収集量】

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	可燃			不燃	粗大	合計	有害	資源	総計
		家庭	事業	小計						
平成19年度		39,615	12,169	51,784	8,446	1,748	61,978	93	9,943	71,941
	増減率	△5.5	△15.1	△7.9	△6.9	△1.9	△7.6	△1.1	△0.7	
平成20年度		38,849	10,202	49,051	8,271	1,749	59,071	94	9,017	68,182
	増減率	△1.9	△16.2	△5.3	△2.1	0.1	△4.7	1.1	△9.3	
平成21年度		37,369	9,109	46,478	9,205	2,000	57,683	108	9,721	67,512
	増減率	△3.8	△10.7	△5.2	11.3	14.4	△2.3	14.6	7.8	
平成22年度		28,821	8,759	37,580	2,787	1,928	42,295	112	15,658	58,064
	増減率	△22.9	△3.8	△19.1	△67.4	△3.7	△26.7	3.7	60.5	
平成23年度		29,410	8,444	37,854	3,356	2,112	43,322	107	15,725	59,154
	増減率	2.0	△3.6	0.7	20.4	9.5	2.4	△4.5	0.4	1.9

※ 不燃＝不燃ごみ(21年度までは容器包装プラスチック含む)＋危険ごみ(スプレー缶・ライター)

※ 合計＝可燃＋不燃＋粗大

※ 総計＝合計＋有害＋資源(ハガキ、廃食用油含む。22年度から容器包装プラスチックが追加)

※ 平成21年度まで資源に生ごみの拠点回収が含まれる。

※ 有害ごみは専用容器で回収された量を表す。

※ 平成22年度不燃ごみのうち83トン、平成23年度不燃ごみのうち92トンは危険ごみ

### 【総資源回収量】

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	分別回収	集団回収	拠点回収	サンデー リサイクル	ハガキ回収	リサイクル プラザ	合計
	増減率	△2	2.1	16.4	16.7		△7	
平成20年度		8,273	6,968	738	6		3,953	19,938
	増減率	△9.8	△3.2	△3.7	△14.3		△11.5	
平成21年度		9,076	6,885	636	7		3,748	20,352
	増減率	9.7	△1.2	△13.8	16.7		△5.2	
平成22年度		15,650	7,276		6	2	1,239	24,173
	増減率	72.5	5.7		△14.3		△66.9	
平成23年度		15,717	7,316		6	2	1,345	24,386
	増減率	0.4	0.5		△4.1	△3.0	8.6	0.9

※ リサイクルプラザの数値は、不燃ごみとして収集後、同施設において選別後に資源として回収した量

※ リサイクルプラザは、平成18年9月までクリーンセンター

※ サンデーリサイクルの対象は廃食用油

※ 22年度からハガキ回収量を表示

【二ツ塚処分場搬入量】

上段重量単位:トン 上段体積単位:m<sup>3</sup> 下段単位:%

年度	焼却残灰		不燃残さ		合計		焼却残さ割当量
	重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量
平成19年度	2,536	2,173	0	0	2,536	2,173	5,867
増減率	△32.8	△30.5	0.0	0.0	△32.8	△30.5	△4.3
平成20年度	2,381	2,049	0	0	2,381	2,049	5,638
増減率	△6.1	△5.7	0.0	0.0	△6.1	△5.7	△3.9
平成21年度	2,357	2,025	0	0	2,357	2,025	5,242
増減率	△1.0	△1.2	0.0	0.0	△1.0	△1.2	△7.0
平成22年度	1,802	1,505	0	0	1,802	1,505	5,023
増減率	△23.5	△25.7	0	0	△23.5	△25.7	△4.2
平成23年度	1,954	1,680	0	0	1,954	1,680	4,754
増減率	8.4	11.6	0.0	0.0	8.4	11.6	△5.3

補足事項①二ツ塚処分場は平成10年1月29日に開場し、一部搬入開始。

補足事項②谷戸沢処分場の実績は、平成15年度版(平成14年度実績)を参照。

【分別回収内訳】

毎週水曜日のダストボックス脇での資源回収、集合住宅等に設置した缶ポストでの「かん回収」を含む。

上段単位:トン 下段単位:%

年度	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	ペットボトル	容器プラ	合計
平成19年度	784	1,579	2,266	1,593	12	2,138	798			9,170
増減率	10.9	△10.3	△5.7	0.0	△14.9	3.4	△1.6			△0.5
平成20年度	755	1,155	1,863	1,602	10	2,125	763			8,273
増減率	△3.7	△26.9	△17.8	0.6	△16.6	△0.6	△4.4			△2.0
平成21年度	891	1,098	2,430	1,613	21	2,180	752	90		9,076
増減率	18	△4.9	30.4	0.7	110.0	2.6	△1.4			9.7
平成22年度	994	1,008	4,398	1,267	78	2,023	672	758	4,452	15,650
増減率	11.6	△8.2	81	△21.5	271.4	△7.2	△10.6	742.2		72.4
平成23年度	1,156	842	4,396	1,281	71	2,024	653	800	4,494	15,717
増減率	16.3	△16.5	△0.0	1.1	△8.9	△0.0	△2.8	5.5	0.9	0.4

- 事業遍歴：
- 平成 4 年 6 月 モデル地区で『びん』『かん』の回収開始。
  - 平成 5 年 9 月 みどりのボックス脇で『古紙類』の回収開始。
  - 平成 6 年 8 月 みどりのボックス脇で『古布類』の回収開始。
  - 平成 6 年 8 月 東地域を水曜日、西地域を木曜日の回収とした。
  - 平成 7 年10月 オレンジのボックス脇で『びん』『かん』の回収開始。
  - 平成 7 年10月 回収日を毎週水曜日に統一。
  - 平成14年 3月 大型店舗での「380目」回収終了。事業者の自己処理を推進。
  - 平成17年10月 みどりのダストボックス脇で紙パックの回収開始。
  - 平成22年 2月 ダストボックスを撤去し、戸別収集となる。これに伴い、『ペットボトル』についても、分別収集の対象品目となる。
  - 平成22年 4月 ペットボトル店頭回収開始。
  - 平成22年度から容器包装プラスチックを表示。
- 資料： 資源の日分別収集業者別品目別実績表・その他

【集団回収内訳】

自治会・子供会・老人会・婦人会・PTA・サークル等による資源回収。

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	合計
平成19年度		287	4,398	1,410	939	11	37	115	7,196
	増減率	8.3	△1.7	5.1	13.5	450.0	△7.7	15.0	7
平成20年度		284	4,098	1,457	973	12	25	118	6,968
	増減率	△1.0	△6.8	3.4	3.6	9.0	△30.5	2.6	
平成21年度		322	3,914	1,493	993	14	22	127	6,885
	増減率	13.3	△4.5	2.4	2.1	18.2	△11.0	7.2	
平成22年度		350	3,822	1,814	1,089	20	18	163	7,276
	増減率	8.7	△2.4	21.5	9.7	42.9	△18.2	28.3	
平成23年度		376	3,628	2,006	1,097	20	14	173	7,314
	増減率	7.4	△5.1	10.6	0.7	1.3	△20.3	5.9	0.5

事業遍歴： 昭和54年 7月 資源再生利用補助金交付事業を開始。  
 平成2年 6月 優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を開始。  
 平成5年 4月 再生資源取扱業者奨励金交付事業を開始。  
 平成13年 3月 優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を廃止。  
 平成19年 1月 紙パックを回収品目として新たに追加。

資料： 資源再生利用補助金及び回収量月別内訳

## IV 環境整備

### 1 まちの美化推進事業

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることでの、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

#### 府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

#### (1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

事業名	活動内容
自主清掃	市内事業所・市民団体132団体(延べ9,866人)が実施
喫煙禁止路線啓発 キャンペーン	市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーン実施 (実施期間) 通年 計7日間(延べ300人)
喫煙禁止路線 パトロール	けやき並木を中心に喫煙禁止路線の啓発活動と、喫煙者への指導を実施 (実施期間) 通年186回 (指導件数) 495人(男464人、女31人)
環境美化の日啓発活動 (毎月20日)	府中駅・けやき並木周辺の清掃活動 延べ1,090人(200団体)
美化推進地区一斉清掃 (年2回)	中河原駅周辺地区の清掃活動(平成21年から実施) 延べ221人
啓発表示等の 設置・整備	喫煙禁止路線路面表示の点検・整備 環境美化推進地区の路面表示の貼付132枚

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。

毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しております。近年は、参加者数は増加し、ごみ収集量は減少する傾向にあり、多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	19年度 (第34回)	20年度 (第35回)	21年度 (第36回)	22年度 (第37回)	23年度 (第38回)
参加者数	(人)	4,639	4,160	4,617	5,427	4,285
ごみ収集量	(t)	5.45	8.63	6.5	5.64	4.68

(3) 違反広告物撤去（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

なお、20年度までは各年の撤去枚数は横ばいであり、減少傾向はありませんでしたが、21年度に大きく減少し、22年度は微増しました。23年度はおおむね22年度と同程度です。

種別	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
はり紙	(枚)	8,337	11,463	5,048	6,286	6,279
はり札	(枚)	5,506	12,191	6,896	8,457	6,816
立看板	(台)	859	145	16	3	9
その他	(個)	221	85	7	37	12
合計		14,923	23,884	11,967	14,783	13,116

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	19	425	17	368	15	262	18	383	14	319
広告板	71	483	79	629	95	521	84	568	98	679
計	90	908	96	997	110	783	102	951	112	998

市の許可分

種別	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告板	74	362	70	315	83	389	73	354	98	508
広告幕	12	17	6	8	0	0	2※	3		
広告旗					2	6				
アドバルーン	1	1	1	2	2	4				
はり紙・はり札	1	31	1	10	6	42	1	1		
計	88	411	78	335	93	441	76	373	98	508

※広告板と同じ申請内に広告幕が1件あったため、広告幕については実質3件である。



## 2 環境衛生対策事業

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

### (1) 害虫駆除相談

ネズミ、ゴキブリ、ダニ等の衛生害虫、毛虫、アブラムシ、カメムシ等の樹木害虫の駆除方法に関するご相談に応じています。

種別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
屋内害虫(衛生害虫含む)	91	102	20	3	89
屋外害虫(樹木害虫含む)	44	28	70	4	29
計	135	130	90	7	118

### (2) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切りはさみ、薬剤散布用噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。平成23年度、高枝切りはさみは190回、薬剤散布用噴霧器は154回貸出をしています。また、薬剤の配布はしていません。

種別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
簡易噴霧器貸出数 (台)	249	213	216	147	154
高枝切りはさみ貸出数 (本)	194	188	200	223	190

### (3) 空地・空家整備指導

空地・空家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空家(管理されず荒廃した家屋)の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空家を81戸確認しました。

空地の整備状況

種別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
整備済地 (㎡)	87,737	88,134	49,400	43,555	44,027
未整備地 (㎡)	19,533	3,308	2,638	3,749	2,552
整備率 (%)	81.8	96.4	94.9	92.0	94.5

#### (4) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ハチ類駆除	(件)	128	187	159	119	183
スズメバチ相談	(件)	182	240	197	150	209
その他ハチ類相談	(件)	210	270	216	240	301
ハチ類相談合計	(件)	392	510	413	390	510

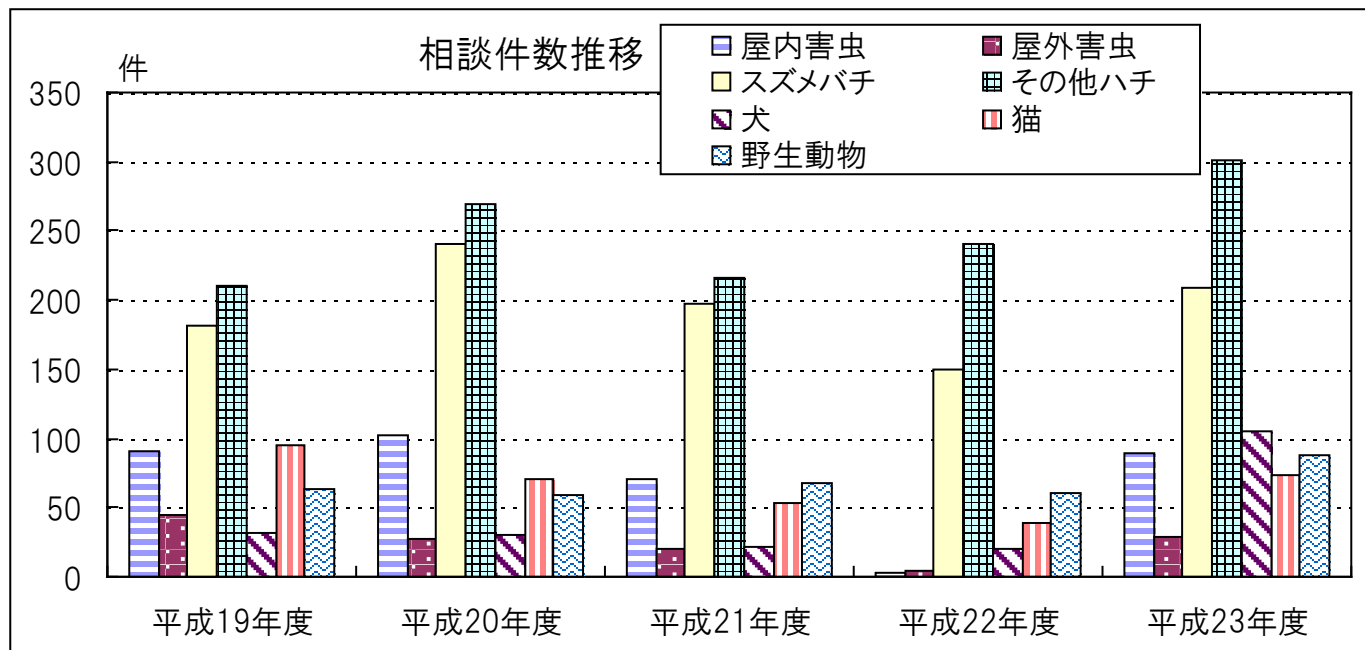
その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

#### (5) 住環境獣対策事業

人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
野性動物の相談	(件)	64	59	68	60	88
ハクビシンの処理	(件)	6	6	18	24	20
ヘビの処理	(件)	3	1	2	1	0
その他の処理	(件)	3	5	3	0	6



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
屋内害虫	91	102	20	3	89
屋外害虫	44	28	70	4	29
スズメバチ	182	240	197	150	209
その他ハチ	210	270	216	240	301
犬	32	30	22	20	105
猫	95	71	54	39	73
野生動物	64	59	68	60	88
合計	718	800	647	516	894

### 3 猫去勢不妊手術費補助事業

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

#### (1) 去勢・不妊手術の促進 (平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
飼い猫 (匹)	去勢	134	150	※	※	※
	不妊	158	149	※	※	※
飼い主のいない猫 (匹)	去勢	36	39	57	92	70
	不妊	52	69	103	114	122
合計	380	407	160	206	192	

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません。

## 4 緑のまちづくり

多摩川や用水・湧水などの水辺、また崖線や浅間山などの緑は、自然を育む重要な拠点であると同時に、私たちに潤いや安らぎを与え自然の豊かさや大切さを教えてくれる場所でもあります。

貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民意識の啓発や自然と触れ合う機会を提供する必要があります。

このような中、市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、将来都市像「心ふれあう緑ゆたかな住みよいまち」の実現を目指して、さまざまな施策を実施しています。平成23年度の実績は次のとおりです。

- 市民の緑化思想の普及高揚を図るため、学校等に花の種や球根を配付し、市民生活の中で緑を多く感じられるように緑化を推進します。
- 市民参加により、花を育てることを通じて自然を愛し、まちの美化を促進し、安らぎのある空間を確保するため、市民花壇を支援しました。
- 市内の公園や緑地等の公共花壇に、市民に草花を愛する豊かな心を啓発するとともに、街の環境美化を促進するため、四季折々の草花を植栽しています。
- 市民の自主的な緑化活動を啓発・推進するため、「府中市緑の活動推進委員会」を運営しています。
- 水と緑の持つ、さまざまな機能を相乗的に高めるために水と緑のネットワーク化を推進するとともに、郷土の森公園周辺の拠点整備を進めました。
- 市民のだれもが歩いていける範囲に、公園の整備を進めています。
- 開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑地の確保や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図っています。
- 府中崖線と連続する崖線を保有する8自治体と東京都で構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」において、崖線の緑を保全するためのガイドラインを取りまとめました。また、崖線の緑の保全の重要性を市民等に普及啓発するため、多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム・ウォークラリーを開催しました。

## V 環境を考える

### 1 環境学習・環境啓発

現在の環境問題は、生産や流通などの活動が原因とされる産業型公害に加え、地球温暖化などに見られるように市民の日常生活も原因となっています。したがって、私たち一人ひとりが環境に対する理解を深め、生活の中で取り組んでいくことが重要となります。市では、環境学習講座を修了された方々と意見交換を行いながら、環境学習講座を実施しています。

#### (1) 環境学習

##### ア 府中かんきょう塾2011

平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートしました。現在では府中かんきょう塾として、講座修了生による企画・運営で進められています。平成23年度は全8回の連続講座のほか、単発の講座も3回実施しました。講座参加者数:延べ194人

全8回の連続講座(第4回講座は荒天のため中止となったため、単発の講座として再実施しました。)

回	日時 参加人数	テーマ (学習方法)	内容	講師	会場等
1	6月25日(土) 14:00~16:00 32人	開講式 世界と日本の環境について	世界と日本の環境についての講話	元JICA経済協力調整アドバイザー 表 伸一郎氏	府中市役所会議室
2	7月12日(火) 9:30~15:00 23人	バス見学会	ごみ処理施設と水再生センターの見学	多摩川衛生組合職員、東京都水道局職員	クリーンセンター多摩川、北多摩一号水再生センター
3	8月6日(土) 14:00~16:00 21人	節電のための省エネと新しいライフスタイル	省エネにつながる節電についての講話	東京電力株式会社節電アドバイザー	府中駅北第2庁舎会議室
4	9月3日(土) ※荒天のため中止	府中の湧水や用水の散策	湧水や用水を散策し、府中市の自然環境について学ぶ。	環境カウンセラー 進藤禮治郎氏	西府文化センター及びその周辺
5	10月1日(土) 13:00~16:30 20人	農工大訪問～農園見学と動物とのふれあい～	東京農工大学の農園や動物を見学し、農業や畜産について学ぶ。	東京農工大学助教 神田修平氏	東京農工大学
6	11月19日(土) 13:00~16:00 12人	浅間山散策～植物や樹木の観察～	浅間山を歩きながら豊かな自然を体感し、自然保護の現状について学ぶ。	浅間山自然保護会 会長 山田義夫氏	都立浅間山公園、生涯学習センター
7	12月10日(土) 13:00~16:30 15人	原発問題を考える	原発問題についての講話及びグループワーク	NPO法人環境文明21 共同代表 藤村コノエ氏	府中駅北第2庁舎会議室

回	日 時 参加人数	テーマ (学習方法)	内 容	講 師	会場等
8	1月28日(土) 14:00~16:00 15人	修了式 自主グループによる 発表	自主グループ による活動成 果の発表	—	府中駅北第2庁 舎会議室

#### 単発の講座

回	日 時 参加人数	テーマ (学習方法)	内 容	講 師	会場等
1	8月18日(木) 13:30~16:30 19人	親子でペットボトル・紙 パック工作	リサイクルプラ ザの見学とペッ トボトル・紙パッ クを使った工作	—	府中市リサイク ルプラザ
2	2月26日(日) 11:00~13:30 23人	エコクッキング	食とエコロジー についての講義 と府中産の野 菜を使った簡 単な調理実習	府中市福祉保健 部 健康推進課職員	ルミエール府中 料理講習室
3	3月10日(土) 13:00~15:30 14人	府中の湧水や用水の 散策	湧水や用水を 散策し、府中市 の自然環境に ついて学ぶ。	環境カウンセラー 進藤禮治郎氏	西府文化センタ ー及びその周辺

## (2) 環境調査・市民調査

### ア 市民による酸性雨調査

平成2年度から、市民の方々の協力により、酸性雨の簡易測定を実施しています。測定結果だけでなく、独自の実験や研究結果なども寄せられています。平成18年度からエコサマースクールと題し、東京農工大学と連携して夏休みの自由研究支援を目的とした夏季講座を実施しています。酸性雨の測定を通して、大気汚染さらには地球環境問題を身近で考える場とするとともに、データを記録し、自動測定機では得られない市内全体の状況を把握しています。

日 時	テーマ (学習方法)	内 容	会場等
7月28日(木) 10:00~11:30	酸性雨調査説明 会	市民酸性雨調査の会による自動車の排気ガスから酸性雨をつくる実験、酸性雨自動測定機の見学のほか、器具貸出しと調査方法の説明	教育センター科学実験 室

8月24日(水) 10:00~12:00	酸性雨講座 施設見学会	東京農工大教授による講義、大気汚染の植物への影響を研究している施設、気象観測所アメダスの見学のほか、キャンパス内に残っている絶滅危惧植物や農作物への影響を観察。	東京農工大学講義室及び府中キャンパス内
8月~9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等

調査参加者数:18人

## イ 市民ボランティア調査

市民の方々の協力により環境調査を実施することで、より多くの方が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアを育成しています。また、得られたデータは、市の環境施策に活用するための基礎データとして、記録しています。この調査は、地域の環境に根ざした環境調査プログラムとして、市内で環境活動を行っている「特定非営利活動法人 府中かんきょう市民の会」に委託して実施しています。

### (ア) 西府町湧水調査

調査期間:平成23年4月~平成24年3月(通年)

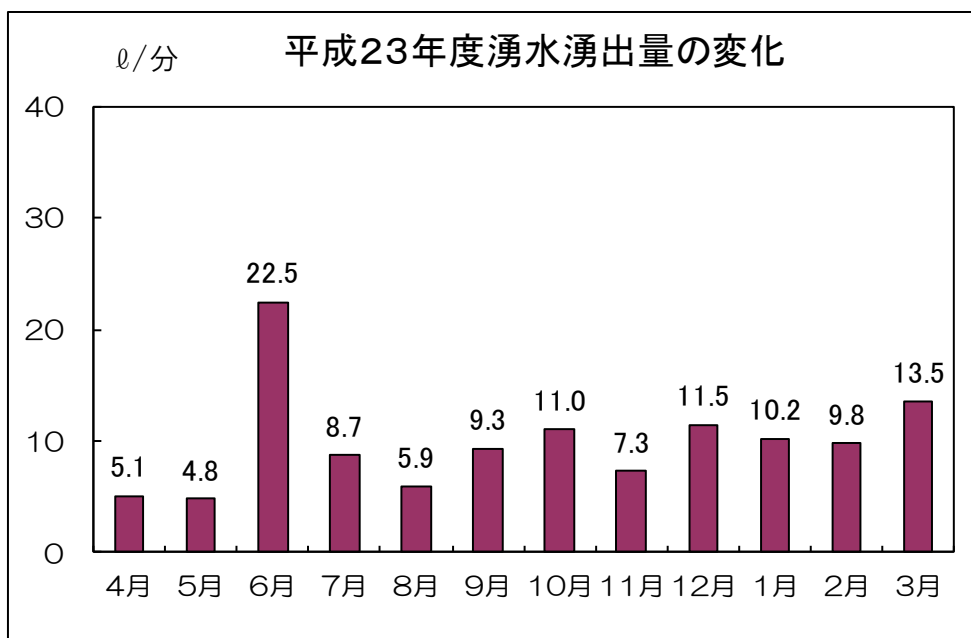
調査場所:西府町湧水

参加人数:延べ25名

調査内容:湧水量、水質の通年データ測定調査

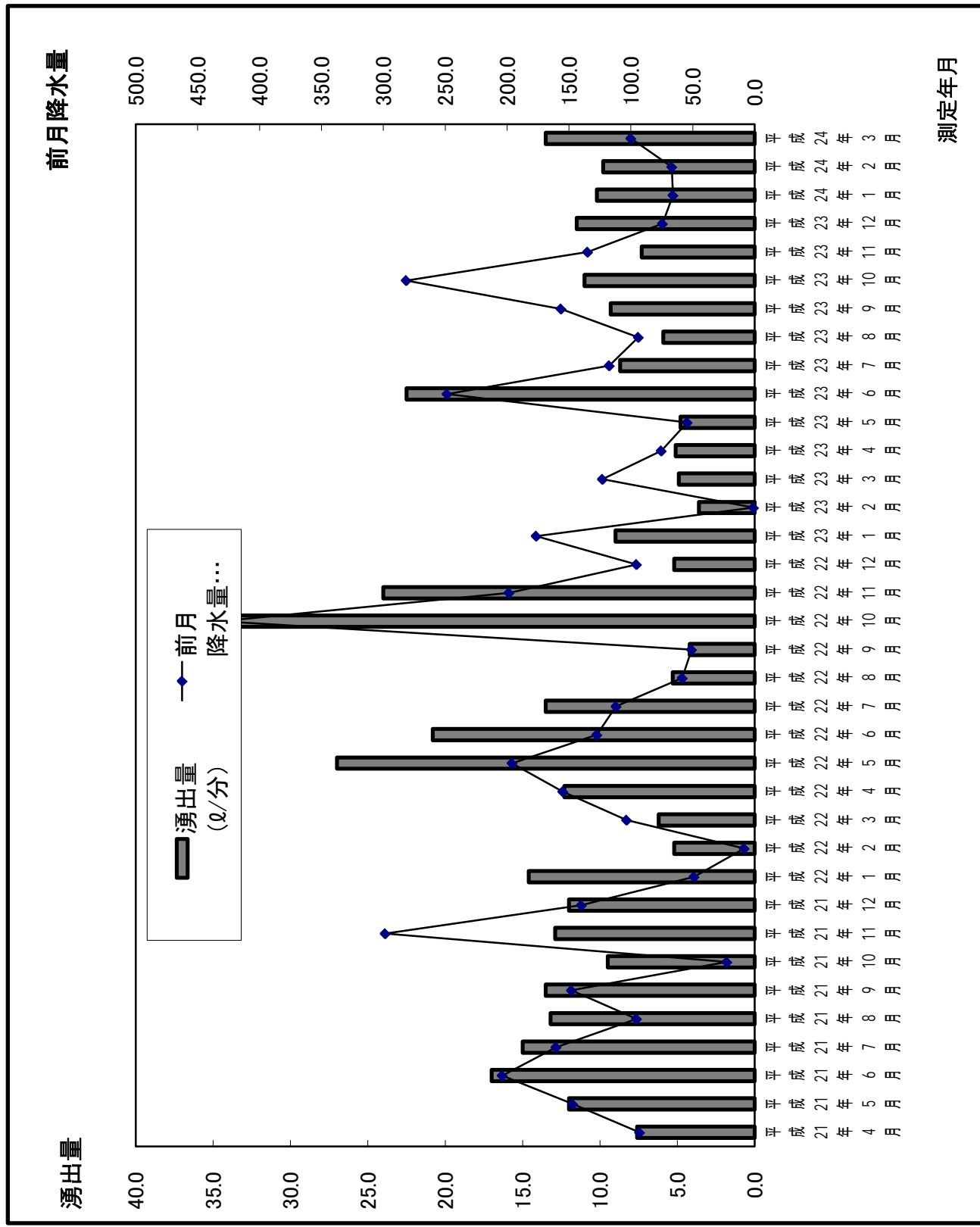
調査結果

測定日	湧出量 (ℓ/分)
4月2日	5.1
5月13日	4.8
6月1日	22.5
7月1日	8.7
8月1日	5.9
9月1日	9.3
10月1日	11.0
11月1日	7.3
12月1日	11.5
1月1日	10.2
2月1日	9.8
3月3日	13.5



●湧水量と前月降水量（経年変化）

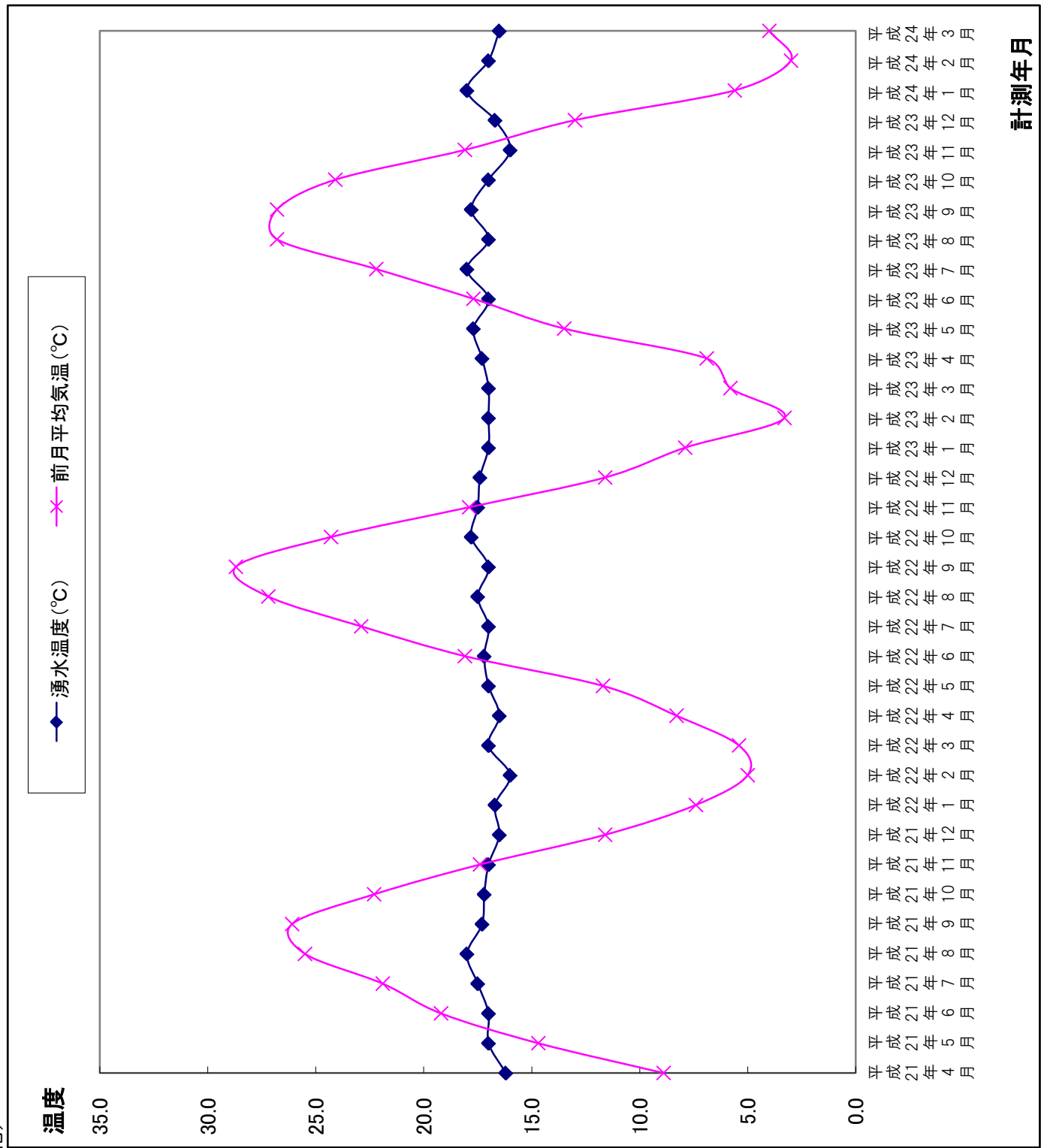
測定年月	湧水量 (ℓ/分)	前月 降水量 (mm)
平成21年4月	7.6	93.0
平成21年5月	12.0	147.0
平成21年6月	17.0	204.0
平成21年7月	15.0	160.5
平成21年8月	13.2	95.5
平成21年9月	13.5	148.0
平成21年10月	9.5	22.5
平成21年11月	12.9	298.5
平成21年12月	12.0	140.0
平成22年1月	14.6	49.0
平成22年2月	5.2	8.5
平成22年3月	6.2	103.5
平成22年4月	12.3	155.0
平成22年5月	27.0	196.0
平成22年6月	20.8	127.5
平成22年7月	13.5	112.0
平成22年8月	5.3	58.5
平成22年9月	4.2	51.0
平成22年10月	33.8	431.5
平成22年11月	24.0	198.5
平成22年12月	5.2	95.5
平成23年1月	9.0	176.5
平成23年2月	3.6	1.0
平成23年3月	4.9	123.0
平成23年4月	5.1	75.5
平成23年5月	4.8	54.5
平成23年6月	22.5	248.5
平成23年7月	8.7	117.5
平成23年8月	5.9	94.0
平成23年9月	9.3	156.5
平成23年10月	11.0	281.5
平成23年11月	7.3	135.0
平成23年12月	11.5	74.5
平成24年1月	10.2	66.0
平成24年2月	9.8	67.0
平成24年3月	13.5	100.0





●湧水水温と前月平均気温(経年変化)

計測年月	湧水温度 (°C)	前月平均 気温(°C)
平成21年4月	16.2	8.9
平成21年5月	17.0	14.7
平成21年6月	17.0	19.2
平成21年7月	17.5	21.9
平成21年8月	18.0	25.5
平成21年9月	17.3	26.1
平成21年10月	17.2	22.3
平成21年11月	17.0	17.4
平成21年12月	16.5	11.6
平成22年1月	16.7	7.4
平成22年2月	16.0	5.0
平成22年3月	17.0	5.4
平成22年4月	16.5	8.3
平成22年5月	17.0	11.7
平成22年6月	17.2	18.1
平成22年7月	17.0	22.9
平成22年8月	17.5	27.2
平成22年9月	17.0	28.7
平成22年10月	17.8	24.3
平成22年11月	17.5	17.9
平成22年12月	17.4	11.6
平成23年1月	17.0	7.9
平成23年2月	17.0	3.3
平成23年3月	17.0	5.8
平成23年4月	17.3	6.9
平成23年5月	17.7	13.5
平成23年6月	17.0	17.7
平成23年7月	18.0	22.2
平成23年8月	17.0	26.8
平成23年9月	17.8	26.8
平成23年10月	17.0	24.1
平成23年11月	16.0	18.1
平成23年12月	16.7	13.0
平成24年1月	18.0	5.6
平成24年2月	17.0	3.0
平成24年3月	16.5	4.0



計測年月

平成21年4月  
 平成21年5月  
 平成21年6月  
 平成21年7月  
 平成21年8月  
 平成21年9月  
 平成21年10月  
 平成21年11月  
 平成21年12月  
 平成22年1月  
 平成22年2月  
 平成22年3月  
 平成22年4月  
 平成22年5月  
 平成22年6月  
 平成22年7月  
 平成22年8月  
 平成22年9月  
 平成22年10月  
 平成22年11月  
 平成22年12月  
 平成23年1月  
 平成23年2月  
 平成23年3月  
 平成23年4月  
 平成23年5月  
 平成23年6月  
 平成23年7月  
 平成23年8月  
 平成23年9月  
 平成23年10月  
 平成23年11月  
 平成23年12月  
 平成24年1月  
 平成24年2月  
 平成24年3月

**(イ) 多摩川の野鳥観察・調査**

調査結果は72ページ

調査期間:平成23年4月～平成24年3月(公開講座2月18日)

調査場所:多摩川大丸堰、いこいの森、郷土の森ほか

参加人数:延べ93名

調査内容:多摩川と郷土の森周辺の調査、野鳥観察会の開催

**(ウ) 植物観察・調査(多摩川河川敷)**

調査結果は73ページ～77ページ

調査期間:平成23年4月～平成24年3月(公開講座10月23日)

調査場所:多摩川河川敷(大丸堰から関戸橋まで)

参加人数:延べ84名

調査内容:多摩川河川敷に自生する植物の観察会の開催と調査

**(エ) 小川の生き物調査**

調査結果は78ページ

調査日時:平成23年8月7日(日)

調査場所:本宿用水路(四谷2丁目)

参加人数:25名

調査内容:小川の生き物の生息状況の観察会の開催と調査

●野鳥観察調査結果(観察野鳥リスト)

※毎月1回 午前9時～正午頃まで観察

<調査場所>郷土の森正門前～いこいの森～修景池～郷土の森公園～庭球場横～大丸堰周辺～ニセアカシア疎林～読売新聞社前

調査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
調査日	4日	9日	7日	7日	4日	8日	11日	8日	7日	12日	9日	19日	
天候	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
参加者数	9人	7人	8人	6人	6人	7人	7人	11人	6人	8人	9人	7人	89人

野鳥の名前	確認数 (羽)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カイツブリ			3		2	5	5	1	1		4	1	22
カウ	1	2	7	5	7	12	141	3	320	7	1	9	515
ダイサギ	4	5	4	2	6	8	3	12	9	5	2		60
チュウサギ		3											3
コサギ			10	5	23	2		2	1		4	1	48
アオサギ			7	6	19	21	16	6	16	2			93
マガモ								6	18	24	9	2	59
カルガモ	2	11	2	17	2		10	12	20	32	19	24	151
コガモ									2				2
トビ	1		1	4	1		1	2		1	1	2	14
チョウゲンボウ												1	1
キジ	2	4	2										8
バン												1	1
オオバン										1			1
コチドリ	1	1											2
イカルチドリ	2	1	1	2	2	2	3			2			15
イソシギ			1	5	2	2	1	2			1		14
セグロカモメ												1	1
ユリカモメ								1					1
コアジサシ		2											2
キジバト	2	2	2			1		1	2	5	1		16
アマツバメ						1							1
カワセミ	2	2		1		4	3	1			2	2	17
コゲラ		1							1	1			3
ヒバリ	3	2	4	2			1					1	13
ツバメ		4	7	9	4	3							27
コシアカツバメ						1							1
イワツバメ				1									1
キセキレイ								1	2	1			4
ハクセキレイ	3	4	2	2	4	3	8	14	14	9	8	15	86
セグロセキレイ	2	2	5	5	2	2	3	8	12	7	5	7	60
タヒバリ	2							3	6	5	2	6	24
ヒヨドリ	5	1	2	2	4		43	5	16	7	9	1	95
モズ	2		2				4	4		1			13
シロハラ	1												1
ツグミ	11										4	7	22
ウグイス	1	2	1	1	2				1				8
オオヨシキリ		1	4	1									6
セッカ	2	12	12	11	9	2						1	49
エナガ	2										1		3
シジュウカラ	7	2	5	2	1	1	2	2	3	1	6	1	33
メジロ	2	1	2		1			1	5	2	4		18
ホオジロ	2		8	2	2			1	2	16	10	8	51
カシラダカ									2	4	5		11
アオジ									1				1
カワラヒワ	83	2	5	2	2		2	27	22	11	8	7	171
マヒワ	28												28
スズメ	34	8	7	6	9	22	3	30	14	14	36	32	215
ムクドリ	6	15		85	3	26				2	48	15	200
オナガ			1										1
ハシボソガラス	5	3	27	2	4	4	1	2	2	5	5	3	63
ハシブトガラス	4	5	2	5	3	6	4	4	4	4	4	6	51
確認総羽数	222	98	136	185	114	128	254	151	496	169	199	154	2,306
確認種類数	29	26	28	25	23	20	19	25	25	25	25	24	294
ドバト	29	7	8		3	15	15	15	25	14	16	14	161
アイガモ	4	2											6
ガビチョウ				3	2				1				6
確認総羽数	33	9	8	3	5	15	15	15	26	14	16	14	173
確認種類数	2	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	3

●多摩川植物調査結果(植物開花調査リスト)

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
トクサ科	イヌドクサ				*									花ではなく孢子茎
	スギナ													
クルミ科	オニグルミ	b	*	*	*	*	*	*	*					
	ヒメグルミ			*	*	*	*	*	*					
ヤナギ科	コゴメヤナギ	○												都・絶滅危惧Ⅱ類
	タチヤナギ	○												
	コゴメヤナギ	○												
ニレ科	アキニレ						○	*	*	*	*	*	*	
	エノキ								*	*	*	*	*	
	ムクノキ							*	*	*	*	*	*	
クワ科	カナムグラ						b	○	*	*	*	*	*	
	ヤマグワ		*	*										
ビャクダン科	カナビキソウ		○											
タデ科	ナガバギシギシ☆	b	○	*	○	*				*	*	*		
	スイバ	○	○											
	ヒメスイバ☆		○											
	オオイヌタデ					*		○						
	アレチギシギシ☆	○	○											
	イタドリ						○	○	*	*	*	*		
	ミゾソバ							○	○					
	イヌタデ					*		○	○					
	ヤナギタデ								*					
	ギシギシ			*	*	*	*		*					
	ミチヤナギ☆						*							
	イシミカワ							*						
スベリヒユ科	スベリヒユ						*							
ナデシコ科	カワラナデシコ	*				○	*	*	*	*	*	*		都・絶滅危惧Ⅱ類
	オランダミミナグサ☆	○	○											
	ノミノツヅリ	○	○	○										
	ウシハコベ		○					○	○	○	*			
	コハコベ	○												
	ショカツサイ☆													
	ムシトリナデシコ☆													
	ミミナグサ	○	○	○										
	ノハラナデシコ☆			○										
アカザ科	シロザ						○	○	*					
	ケアリタソウ☆				b	b		○	*	*		*		
	コアカザ☆													
ヒユ科	ヒナタイノコズチ						○		*	*	*	*	*	
	ホソアオゲイトウ☆							*		*	*	*	*	
キンボウゲ科	ケキツネノボタン		○	○										
	セリバヒエンソウ☆													
	タガラシ	○												
	センニンソウ					b	○	*			*	*	*	
オトギリソウ科	コゴメバオトギリ☆		b	○	○	○								
ケシ科	ナガミヒナゲシ☆		○											
アブラナ科	ミチタネツケバナ☆												○	
	カキネガラシ☆		○	○										
	ナズナ	○									○	○	○	
	セイヨウアブラナ☆	○	○										b	
	セイヨウカラシナ☆	○	○	*										
	オランダガラシ☆	○	○											
	スカシタゴボウ	○	○	○	○				○					
	マメゲンバイナズナ☆		○	○	○	*	*	*	○	○				
	ハタザオ		○	○										都・準絶滅危惧
	イヌガラシ		○							○				
	カキナ	○												
	タネツケバナ	○									○	○	○	
ベンケイソウ科	ツルマンネングサ☆		○	○										
	コモチマンネングサ													
	メキシコマンネングサ☆													
ユキノシタ科	タコノアシ													都・準絶滅危惧
	ウツギ													
バラ科	ヘビイチゴ			*									○	
	ノイバラ		○		*	*		*	*	*	*	*	*	
	ナワシロイチゴ		○	○										
	テリハノイバラ		○	○	○	○	*	○	○	○	*	*		
	カワラサイコ		○	○	○	○								都・絶滅危惧Ⅱ類
	ワレモコウ				○	○	○	○	*	*	*			

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
バラ科	タチバナモドキ☆			○										
	ユキヤナギ													
	キンミズヒキ					○	○							
	ヤマザクラ	○												
	オオシマザクラ	○	*	*										
マメ科	カラスノエンドウ	○	○	○										
	スズメノエンドウ	○	○											
	シロツメクサ☆		○	○	○	○		*	○					
	コメツブツメクサ☆	○	○	○										
	ムラサキツメクサ☆		○	○	○	○	○	○	○					
	コマツナギ			○	○	○	○							
	クララ			○	*	*	*	*	*					
	クズ						○	*	*	*				
	メドハギ					○	○	○	*	*	*	*	*	
	アレチヌスビトハギ☆							○	*	*	*			
	ヤハズソウ							○	*	*	*			
	クスダマツメクサ☆		○	○										
	ハリエンジュ☆	*	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	カスマグサ	○	○	*										
	ナヨクサフジ☆													
	レンリソウ		○	*	*									都・絶滅危惧 I B類
ツルマメ							○			*	*	*		
ヤブマメ								○	*					
マルバヤハズソウ														
カタバミ科	カタバミ	○				○	○		○					
	オッタチカタバミ☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	ムラサキカタバミ☆													
フウロソウ科	アメリカフウロ☆		○	○										
トウダイグサ科	オオニシキソウ☆					○	○	○						
	エノキグサ						○	○	○					
	アカメガシワ			○	○	○								
	コニシキソウ☆						○	○						
ニガキ科	ニワウルシ☆				*	*	*							
センダン科	センダン											*		
ウルシ科	ヌルデ				b	b	○	*	*	*	*	*		
ニシキキ科	マユミ													
ブドウ科	ヤブガラシ			○	○	○	○	○						
スマレ科	タチツボスマレ													
ウリ科	アレチウリ☆						○	○	○		*			
アカバナ科	ユウゲショウ☆		○	○	○	○	○	○	○					
	コマツヨイグサ☆	b	○	○	○	○	○	○	○					
	オオマツヨイグサ☆													
	メマツヨイグサ☆	*			○	○	○	○	○	*	*	*	*	
セリ科	ヤブジラミ			○	○	*								
	オヤブジラミ		○											
	ハナウド													
モクセイ科	イボタノキ		b	○						*	*	*	*	
	トウネズミモチ													
ガガイモ科	ガガイモ				○	○				*	*	*		
アカネ科	ヤエムグラ		*	○										
	ヘクソカズラ				○	○	*	*	*	*	*	*	*	
	オオフタバムグラ													
	ハナヤエムグラ☆		○											
	メリケンムグラ☆					○								
ヒルガオ科	アメリカネナシカズラ☆				○	○	○	○	○				*	
	コヒルガオ													
	マルバアメリカアサガオ☆													
	ヒルガオ			○		○								
ムラサキ科	キュウリグサ	○												
クマツヅラ科	アレチハナガサ☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	
	ハマクマツヅラ☆													
	ヤナギハナガサ☆				○									
	ダキバアレチハナガサ☆													
シソ科	イヌコウジュ								○	*				
	ヤマタツナミソウ													
	カキドオシ	○												
	ヒメオドリコソウ☆	○											○	
	ホトケノザ	○									b	○	○	
	ミゾコウジュ													国・準絶滅危惧
	ニガクサ				b	○		*						

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
シソ科	ヒメジソ													
	メハジキ													
ナス科	アメリカイヌホオズキ☆								○	*				
	イヌホオズキ													
	クコ						○	○	*	*	*	*		
ゴマノハグサ科	オオイヌノフグリ☆	○	○	○							○	○	○	
	タチイヌノフグリ☆	○	○	○										
	オオカワヂシャ☆	○	○	○	○								○	
ゴマノハグサ科	カワヂシャ		○	○	○	○								
	ピロードモウズイカ☆			○	○	○	*							
	トキワハゼ													
	ムシクサ													
マツバウンラン	○													
キツネノマゴ科	キツネノマゴ					○	○	○	○					
ハマウツボ科	ヤセウツボ☆													
オオバコ科	ヘラオオバコ☆	○	○	○	○	○	○	○	○					
	オオバコ		○	○	*	○		○	*	*	*	*		
	ツボミオオバコ☆		○	*										
オミナエシ科	ノヂシャ☆		○											
キキョウ科	ヒナギキョウ													
	キキョウソウ☆			○										
キク科	ハルジオン☆		○											
	オミノゲシ		○	○										
	ヤブタビラコ													
	セイヨウタンポポ☆	○	○						*					
	ノゲシ	○	○	○		○								
	オニタビラコ													
	コセンダングサ☆	b	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	*	
	キツネアザミ		○											
	コウゾリナ		○	○	○						○			
	ウラボシチチコグサ☆													
	ハハコグサ													
	ニガナ		○	○										
	ヒメジョオン☆			○	○	○	○	○	○					
	ハルシヤギク☆			○	○	○	○	○	○					
	オオキンケイギク☆		b			○								
	オオアレチノギク☆				○	○	○	○			○			
	ヒメムカシヨモギ☆					○	○	○	○					
	イヌキクイモ☆					b	○	○	*	*	*	*	*	
	アキノノゲシ							○	○					
	ヘラバヒメジョオン☆								○	○				
	ホウキギク☆										*	*		
	ヒロハホウキギク☆								○			*		
	オオブタクサ☆							○	○	○	○	*	*	*
	セイタカアワダチソウ☆								○	○	○	○	*	*
	アイノコセンダングサ☆							○	○	○				
	ヨモギ							○	○	○	*	*	*	*
	ノコンギク								○					
	ハキダメギク☆								○	○				
	タンポポ(カントウ×セイヨウ)☆													
	エゾタンポポ	○												
	タチチチコグサ☆													
	ノボロギク☆											○	○	○
	チチコグサモドキ☆													
	オオジシバリ													
	アメリカセンダングサ☆								○		○	*		
	アメリカタカサブロウ☆						○	○	○					
	ブタナ☆		○	○			○	○	○					
	ヤナギバヒメジョオン☆													
	オオオナモミ☆												*	
	カモミール☆		○	○										
トチカガミ科	オオカナダモ☆													
ユリ科	ノビル		b	○										
	ノカンゾウ				○									
	ヤマラッキョウ													
	ニラ						○							
	ヤブカンゾウ				○									
	ツルボ					b	○	*	*	*	*	*	*	
	タカサゴユリ☆					b		*						
ヒガンバナ科	ヒガンバナ						○	○						

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
アヤメ科	ニワゼキショウ☆		○	○										
	キショウブ☆													
イゲサ科	スズメノヤリ	○	*											
	クサイ			○										
	コゴメイ☆			○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
ツユクサ科	ツユクサ		○		○	○	○	○	*					
イネ科	オオスズメノカタビラ☆		○	*										
	カラスノチャヒキ☆													
	スズメノチャヒキ☆		*	*										
	カラスムギ☆		○	*	*									
	イヌムギ☆		○	*	*	*								
イネ科	ハルガヤ☆		○											
	オニウシノケグサ☆	b	○	*	○	○					*			
	スズメノカタビラ	○	○	○							○	○	○	
	クサヨシ		○	○										
	ネズミホソムギ☆		○	○	*	○								
	シナダレスズメガヤ☆	*	○	○	*	○	○	○	○	○	*	*	*	
	ムクゲノチャヒキ☆	○	*	*	*									
	アオカモジグサ		○	*	*	*								
	ネズミムギ☆													
	ノシバ			○				○				*	*	
	コバンソウ													
	カモジグサ		○	○				*			*	*		
	セイバンモロコシ☆			○	○	○	○	○	○	○	*	*		
	手ガヤ													
	シマスズメノヒエ☆				○	○	○	○	○	*				
	ヤマアワ													
	ノギナシセイバンモロコシ☆						○	○	○					
	アキノエノコログサ						○	*	*	*				
	カタバエノコ							*	*	*				
	キシウスズメノヒエ☆				○			○						
	オヒシバ						○	○	*	*	*			
	メヒシバ						○	○	*	○	*	*		
	イヌビエ						*	*	*	*	*	*		
	エノコログサ					*		○	*	*	*	*	*	
	ツルヨシ					b	○	○	○	*	*	*	*	*
	トダシバ							○	○	*	*	*	*	*
	キンエノコ							○	*	*	*			
	カゼクサ							○	*	*	*	*		
	ムラサキネズミノオ					*		○	*					
	アキメヒシバ								*					
	手カラシバ							○	*	*	*	*	*	
	メリケンカルカヤ☆													
	オガルカヤ							○	○	*	*	*	*	*
	ススキ								○	○	*	*	*	*
	コメヒシバ													
	ヨシ							b	○	*	*		*	*
	オギ								○	*	*	*	*	*
	カモガヤ			○										
	アンデスカゼクサ☆													
	ミヅイチゴツナギ		*											
	ウシノシッパイ													
	ジュズダマ													
コスズメガヤ☆						*	○							
ヒメイヌビエ														
オオエノコログサ														
ネズミノオ						○	○	*	*	*	*			
イチゴツナギ		*												
ヒゲナガスズメノチャヒキ☆		○												
ヒエガエリ														
メガルカヤ	*						○	○	*	*	*	*	*	
ヤクナガイヌムギ☆														
フシゲ手ガヤ		○	*	*				*						
ナギナタガヤ☆				○										
スズメノヒエ														
タイヌビエ														
オオクサキビ☆														
ホソムギ☆		○			○									
ケイヌビエ					*	*	*	*	*		*			
チヨウセンカリヤス							○	*						

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
イネ科	キツネガヤ													
	スズメヒエ													
	ヒメコバンソウ		○											
	ミノボロ													都・準絶滅危惧
	コツブキンエノコロ						*							
カヤツリグサ科	アオスゲ													
	マスクサ		○	*										
	ハマスゲ						*							
	ミコシガヤ													
	刈ケンガヤツリ☆		○	○	○	○	*	*	*	*	*			
カヤツリグサ科	アゼナルコ		○											
	ヒメクゲ													
	アゼガヤツリ													
	カヤツリグサ					○	*	*						
	コゴメガヤツリ					○	*	*						
	ジュズスゲ													
	ヤワラスゲ		○											
	アオスゲ			○										
	アオガヤツリ		○					*						
ラン科	ネジバナ			○										
確認した開花植物数		40	77	66	39	54	63	57	39	14	7	6	9	

(注) 本リストは月ごとの調査結果(蕾・花・果実)より開花状況にある植物を主体に、一覽にまとめた。  
 蕾・花・果実がある植物のみを調査の対象にしたので、当該河川敷に自生する全植物を把握したわけではない。  
 今回確認できた種は次のとおりである。  
 花を確認できたもの……………203種  
 果実・蕾のみ確認できたもの… 26種  
 合計 229種

種名のあとの☆は外来植物を示す。  
 科名の配列順序は『新高等植物分類表』(伊藤洋著 平成元年)による。  
 表中の○印は開花が確認されたものを示す。(＊印は果実のみ、b印は蕾のみ)  
 20年度以降に開花結実をみたが、22年度の調査で確認できなかったものは、種名のみ記載した。  
 今回の調査ではタコノアシ、カワヂシャ、ミゾウジュなどの希少種を確認できなかった。  
 備考欄の希少植種の記載は「東京都レッドリスト～2010版」の北多摩地域より引用した。



小川の生き物調査<調査結果>

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
実施年月日		14年度 9月15日	15年度 9月14日	16年度 9月12日	17年度 9月11日	18年度 8月13日	19年度 9月16日	20年度 8月3日	21年度 8月1日	22年度 8月1日	23年度 8月7日
参加者数	大人		9人	30人	26人	10人	26人	12人	36人	23人	5人
	子供		9人	20人	20人	8人	14人	9人	15人	13人	7人
	合計	10人	18人	50人	46人	18人	40人	21人	51人	36人	12人
調査場所		上流と下流	上流と下流	下流	下流	下流	下流	下流	下流	下流	下流
魚類捕獲数	カワムツ	7								1	
	オイカワ	54	12	315	126	34	164	33	19	21	16
	アブラハヤ	2	3					45	20	42	
	タモロコ	11	10	37	21	7	86	2	8	7	33
	モツゴ(クチボソ)	2	3	8	8	17	12	1	11	4	7
	コイ			2		3	17	9	5	7	17
	ギンブナ		1	1		1	3	2	6	5	2
	ドジョウ		2	13	5	2	3	2	1	2	17
	シマドジョウ								1	1	1
	ナマズ				1		1				
	トウヨシノボリ	13	18	11	10	3		3			1
	ヌカエビ	1									
	ムギツク				4	2		5	1		
	カマツカ				2	2	14	7			
	ジュズカケハゼ					1				1	
	メダカ								1	1	2
ニゴイ							1	1			
合計		90	49	387	177	72	300	110	74	92	96
その他の生き物	アメリカザリガニ	多数	多数	多数	多数	多数	多数	多数	多数	多数	28
	アマガエル					○		○		5	
	オタマジャクシ							4		ダルマガエル6	ダルマガエル2
	タニシ							多数		10(シジミ1)	
	ハイイロゲンゴロウ							1			
	エビの仲間									12	ヌカエビ18
	トンボの仲間						○		○	○	
ヒガンバナの開花	咲き始め	咲き始め	満開	咲き始め	—	咲き始め	—	—	—	—	

第4回から用水の取水方式がポンプ式となり、捕獲した魚が小型になるとともに数も減っている。

第5回は実施時期がお盆と重なったため、参加希望者が減っている。

第6回は用水の水が止まり、ほとんど水たまり状態になったため、魚が深みに集まりやすく捕獲数が増えた。

第6回のトンボの仲間の種類：アキアカネ、ウスバキトンボ、シオカラトンボ、ハグロトンボ、ナツアカネ  
ミヤマアカネ、マヨタテアカネ、ノシメトンボ

第7回の魚は、時機が早かったためか、ほとんどの魚が小型だった。

第8回のトンボの仲間の種類：ミヤマアカネ、マヨタテアカネ、ハグロトンボ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ

(オ) 大気汚染(NO2)の調査

調査期間:平成23年4月～平成24年3月

NO<sub>2</sub>調査(カプセル方式):6月、9月、12月、3月

NO<sub>2</sub>調査(簡易測定キット):3月1日～2日

参加人数:延べ75名

調査内容:

NO<sub>2</sub>:簡易測定キット(空気のごれはかるくん)で、参加者ごとに住宅等の周辺で濃度を測定(市内23か所)、カプセル方式で交差点付近の濃度を測定(市内17か所)

『天谷式カプセル』によるNO<sub>2</sub>測定結果経年表(測定者:府中かんきょう市民の会)

カプセルNo.	カプセル設置場所 (ランドマーク)	月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	西原町1-17 西原町1丁目交差点	6	18	53	62	62	37
		9	25	53	84	48	33
		12	21	53	29	79	44
		3	20	22	21	34	33
2	栄町3-8 府中刑務所角	6	9	40	24	18	22
		9	26	34	61	-	14
		12	16	40	10	35	-
		3	9	26	22	31	21
3	新町2-77 自治会館小金井街道沿い	6	9	49	49	-	-
		9	39	26	43	-	-
		12	21	31	19	-	-
		3	14	29	17	-	-
4	浅間町1-7 生涯学習センター角	6	4	35	23	-	-
		9	29	33	30	-	-
		12	49	4	2	-	-
		3	13	7	12	-	-
5	日新町2-23 府中西高校入口交差点	6	13	62	-	35	-
		9	44	40	55	26	23
		12	42	35	32	57	17
		3	14	44	30	29	42
6	本宿町2-24 本宿交番前	6	35	75	54	70	38
		9	68	43	60	31	33
		12	36	53	36	63	40
		3	20	44	33	83	44
7	本町1-13 イトヨーカドー駐車場角	6	22	53	43	-	-
		9	44	-	66	-	-
		12	26	35	35	-	-
		3	15	43	36	-	-
8	清水が丘1-4 東府中交番前	6	13	62	51	31	31
		9	13	43	79	26	17
		12	25	44	34	36	39
		3	17	40	49	10	39
9	白糸台2-1 白糸台郵便局前	6	4	35	-	31	-
		9	40	29	40	31	-
		12	25	31	26	54	33
		3	16	37	15	83	21

カプセル No.	カプセル設置場所 (ランドマーク)	月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
10	押立町1-37 車返団地角	6	13	53	37	31	34
		9	39	37	79	48	24
		12	21	35	21	39	33
		3	9	43	21	13	36
11	寿町3-1 寿町3丁目交差点	6	9	84	55	44	51
		9	68	57	69	53	26
		12	32	49	30	56	44
		3	16	-	21	50	39
12	前原町5-8 東八・小金井街道 前原交番前	6	-	-	-	40	40
		9	-	-	-	35	15
		12	-	-	-	36	39
		3	-	-	-	13	26
13	浅間町2-12 新小金井街道・学園通り 浅間町2丁目交差点	6	-	-	-	40	33
		9	-	-	-	53	12
		12	-	-	-	23	36
		3	-	-	-	83	-
14	若松町4-8 新小金井街道 明大グランド西	6	-	-	-	18	22
		9	-	-	-	18	10
		12	-	-	-	30	43
		3	-	-	-	61	27
15	若松町2-12 新小金井街道・20号線 浅間町2丁目交差点	6	-	-	-	35	-
		9	-	-	-	26	18
		12	-	-	-	46	35
		3	-	-	-	22	35
16	緑町1-1 小金井街道・20号線 小金井街道入口	6	-	-	-	31	-
		9	-	-	-	35	21
		12	-	-	-	64	31
		3	-	-	-	70	39
17	幸町1-35 国分寺街道・一本木通り 幸町1丁目交差点	6	-	-	-	18	22
		9	-	-	-	9	-
		12	-	-	-	40	24
		3	-	-	-	24	16
18	栄町1-4 東八・国分寺街道	6	-	-	-	22	31
		9	-	-	-	31	21
		12	-	-	-	48	31
		3	-	-	-	74	21
19	是政5-19 府中街道・多摩川通り 是政橋	6	-	-	-	26	-
		9	-	-	-	35	21
		12	-	-	-	48	26
		3	-	-	-	89	18
20	住吉町4-8 鎌倉街道・四谷通り 中河原駅前	6	-	-	-	53	29
		9	-	-	-	40	18
		12	-	-	-	65	30
		3	-	-	-	25	39

## 『空気のごれはかるくん』による調査結果(測定者:公募市民)

調査地点名(地点住所)		測定値(ppm)	
		3月1日	3月2日
1	押立町1丁目・府中第六中学校	0.03	0.02
2	押立町2丁目	0.02	0.03
3	小柳小学校	0.02	0.02
4	押立町4丁目・中央自動車道高架下	0.03	0.04
5	北山町	0.03	0.02
6	是政・しみず下通り	0.04	0.02
7	是政4丁目	0.04	0.02
8	清水が丘1丁目	0.02	0.02
9	清水が丘2丁目	0.02	0.02
10	白糸台6丁目・旧甲州街道	0.03	0.04
11	白糸台6丁目・南白糸台小学校	0.03	0.03
12	新町1丁目	0.02	0.03
13	浅間町4丁目・浅間町郵便局前	0.04	0.04
14	浅間町2丁目・小金井街道交差点	0.04	0.03
15	東芝町1丁目	0.06	0.04
16	晴見町4丁目・関東医療少年院交差点	0.02	0.03
17	本町2丁目	0.02	0.02
18	武蔵台1丁目	0.02	0.03
19	紅葉丘3丁目	0.02	0.04
20	紅葉丘3丁目	0.02	0.02
21	四谷1丁目	0.03	0.02
22	若松町4丁目・新小金井街道交差点	0.03	0.04
23	若松研修所	0.03	0.03

### (3) 環境啓発事業

#### ● 第6回府中環境フェスタ

6月5日は「環境の日」です。「環境の日」は、環境の保全についての関心と理解を深め、環境に関する活動を行う意欲を高めることを目的に、環境基本法に定められています。府中市では、「環境の日」にあわせて、平成18年度から「環境フェスタ」を実施しており、平成19年度、20年度は府中環境フェスタ実行委員会、平成21年度からは府中環境プロジェクト実行委員会の主催で開催しました。なお、平成19年度からリサイクルフェスタ実行委員会と連携し、「リサイクルフェスタ&環境フェスタ」として共同開催しています。

第6回となる「府中環境フェスタ」では、市民団体、事業者、学校等によるパネル展示や体験型ブースを通して、環境に優しい取組みや製品について紹介したほか、自転車発電機コーナーや緑のカーテンコーナー等の節電に関する催しを実施し、夏の電力不足解消に向けて、省エネ活動を推進していただくよう啓発を行いました。また、自然体験コーナーでは、楽しみながら環境について学べるよう、鳥の巣箱や木の実細工作り等を実施しました。

回	年度	日 時 参加人数	会場	内 容	来場者数 出展団体数
1	H18	6月3日(土) 10:00~18:00	フォーリス前 グリーンプラ ザ分館	「地球にひとしづく わたしにできること」 ブース出展、風呂敷包み講座、キャンドル ナイト等	延べ850人 12団体
2	H19	6月2日(土) 10:00~15:00	府中公園	「地球にひとしづく わたしにできること」 ブース出展、学校展示、環境推進協議会P R等	延べ10,000人 20団体
3	H20	6月7日(土) 10:00~15:00	府中公園	「地球をまもろう！わたしにできること」 ブース出展、学校展示、環境推進協議会P R等	延べ10,000人 18団体
4	H21	6月7日(日) 10:00~15:00	府中公園	「チェンジ！マイライフ ハロー！エコライフ」 ブース出展、スタンプラリー、エコチャレ ンジ、塗り絵等	延べ8,000人 15団体
5	H22	6月5日(土) 10:00~15:00	府中公園	「みんなでつなごう いきもののわ」 ブース出展、スーパーボールすくい、バル ーンアート、塗り絵等	延べ10,000人 18団体
6	H23	6月4日(土) 10:00~15:00	府中公園	「府中発 STOP！！地球温暖化」 ブース出展、節電対策紹介、自転車発電 機体験、自然体験コーナー等	延べ12,000人 17団体

#### ● あきかん～第3回府中エコ博～

6月の環境月間に実施している環境フェスタのほかに、平成21年度から秋の環境イベントは「あきかん～府中エコ博～」を実施しています。

第3回となる「あきかん～府中エコ博～」では、平成23年が、国連が定めた国際森林年であることから、「CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub> (コソコソ)減らそう二酸化炭素～国際森林年～」をキャッチフレーズに、市民団体、事業者、学校等による環境への取組みを紹介する「エコ自慢」展示のほか、忌野清志郎作絵本「ブーアの森」原画展や姉妹都市である長野県佐久穂町との間で締結した「森林の里親」促進事業森林整備協定等のカーボン・オフセット事業の紹介を行いました。また、市内の環境先進企業である(株)東芝、東芝ソリューション(株)、サントリー酒類(株)、日本電気(株)や東京農工大学による環境発表会、

東京農工大学学生サークルによるエコレンジャーショー及び、東京農工大学准教授三浦豊氏による環境講演会「放射能を学ぼう」を実施しました。

回	年度	日 時 参加人数	会場	内 容	来場者数 出展団体数
1	H21	11月23日(月) 10:00~15:00	ルミエール府中	ブース出展、ハンドフルート、エコレンジャーショー、朗読劇等 環境講演会「64億歳の地球に、今、わたしができること」講師 キャスター 生島 ヒロシ氏	延べ2,092人 18団体
2	H22	11月20日(土) 10:00~15:00	府中駅北口広場(講演会場:府中駅北第2庁舎)	ブース出展、エコ自慢展示、映画上映会、バルーンアート教室 環境講演会「未来のためにできること 天気エコライフ」講師 気象キャスター 小越 久美氏	延べ3,017人 16団体
3	H23	11月3日(木) 10:00~15:00	ルミエール府中	環境発表会、エコ自慢展示、国際森林年コーナー、絵本原画展示 環境講演会「放射能を学ぼう」 講師 東京農工大学大学院准教授 三浦 豊氏	延べ2,408人 12団体

## 2 自然環境保全の推進

市民による自主緑化の普及啓発のため、東日本大震災の影響により、例年4月29日に開催していたグリーンフェスティバルの内容について、環境フェスタ内で、緑化活動のPR、鳥の巣箱作り講習会や草花・苗木の頒布、相談員による緑化相談など自然体験コーナーを実施しました。

また、自然への愛着を醸成するため、「水辺の楽校」や「蓮を観る会」などの身近な自然に親しむ事業を実施しました。緑化標語・ポスターづくりを通じて身のまわりの自然を市民の方々に再認識していただくとともに、これら応募作品の展示会を通じて、市民の方々へ広く自然の大切さを呼びかけました。

### (1) 自然保護啓発普及事業

#### ア 鳥の巣箱作り講習会

自然保護に関する意識高揚のために、環境フェスタにおいて、鳥の巣箱作り講習会を行いました。

件 名	参加状況	実施日
鳥の巣箱作り講習会	参加者 23名	6月4日(土)

#### イ 環境週間緑化標語・ポスターコンクール

市民の緑化への意識高揚を図るため、市内小中学校児童及び生徒を中心に緑化標語・ポスターコンクールを実施しました。

##### ○表彰式

日時:平成23年6月22日(水)午後4時~5時

会場:市役所北庁舎3階第1・2階議室

	標 語	ポスター
応募作品数	1,860点	96点
入選作品数	14点	14点

##### ○最優秀賞

標 語:池袋 理緒さん(府中第一小4年)

「みんなでね 緑の下で しんこきゅう」

ポスター:朝倉 楓さん(南町小5年)

## (2) 水辺の楽校事業

子ども達に多摩川などの水辺を活用した自然環境学習、体験活動及び自然環境の啓発活動を行うため、大丸堰周辺の多摩川河川敷において、自然体験プログラムの実施や小学校の総合的学習の時間での自然環境学習に実行委員が協力しました。

### ● 府中水辺の楽校イベント

	実施日	内容	参加者数
1	6月12日	指導者講習会	8人
2	6月18日	「多摩川でガサガサ魚とりと投網」	84人
3	7月23日	「多摩川サマースクール2011」	386人
4	8月8日～9日	「多摩川源流体験教室2011」	36人
5	9月17日	「多摩川でガサガサ魚とりと魚つかみ」	91人
6	11月26日	「多摩川でククイモ探しといも煮」	59人
7	2月5日	「多摩川で石ころウォッチング」	42人
8	2月19日	「府中水辺の楽校活動発表会」	104人
			計 810人

### ● 小学校総合学習協力イベント

	実施日	内容	参加者数
1	6月6日	矢崎小学校（多摩川探検隊①）	56人
2	6月14日	新町小学校（多摩川自然観察 植物、鳥、昆虫の観察）	61人
3	6月20日	日新小学校（大好き多摩川）	76人
4	6月24日	矢崎小学校（多摩川探検隊②）	60人
5	6月28日	日新小学校（大好き多摩）	88人
6	7月15日	四谷小学校（多摩川名人になろう）	100人
7	9月13日	四谷小学校（多摩川名人になろう）	100人
8	10月24日	明星小学校（くぬぎ体験学習）	119人
9	11月8日	日新小学校（大好き多摩川）	76人
10	11月17日	矢崎小学校（多摩川探検隊③）	54人
11	2月2日	武蔵台小学校（多摩川河川敷における冬の植物・野鳥・昆虫の観察）	62人
			計 852人

### (3) 樹木保存事業

みどり豊かなまちづくりのため、一定規模以上樹木や樹林を保存樹木や保存樹林に指定し、奨励金を交付しました。また、台風などによる枝折れや倒木で事故が発生した場合に、市が所有者に代わって賠償金を支払う制度があります。

件名	内容
保存樹木	指定件数210件 本数2,115本
保存樹林地	指定件数 2件 面積829.46㎡
生け垣造成	指定件数 3件 延長28m

注)生け垣造成奨励金は、平成23年度末をもって事業を終了しました。

### (4) 緑の活動推進委員運営事業

公募市民などによる緑の活動推進委員会が、自然観察会や自然保護活動を行うなど、緑化活動や自然環境の保全活動に積極的に取り組みました。

▽活動内容

- 武蔵台公園の山野草の保護及び小学校の総合的学習の時間の支援
- ホテル飼育支援
- 環境フェスタにおける自然体験コーナーの企画・運営
- 水と緑のネットワークウォーキングマップを活用したウォーキングツアーの実施
  - 6月9日(木) 「浅間山と芸術の森を巡る道」参加者43名
  - 11月29日(火)「ニケ村緑道とかぜのみち」 参加者25名
- 緑化講習会の企画・運営
  - 12月11日(日)「身近な木の実や木の葉でリースを作ろう」参加者20名
- 自然観察会及び生きもの調査の実施

### (5) 花蓮保存普及事業

大賀蓮の種を発掘した大賀一郎博士の出身地として、市民に末永く親しまれるよう「蓮を観る会」等を通じて府中の花蓮をPRしています。7月上旬に郷土の森公園修景池にて第51回蓮を観る会を開催し、市内外から多くの方が花蓮を観賞しました。

開催日	会場	内容
7月1日～3日	郷土の森公園修景池	<ul style="list-style-type: none"> <li>○花蓮の解説(7月2日・3日)</li> <li>○花蓮写真講習会の開催(7月1日)</li> <li>○府中市茶道連盟によるお茶会の開催(7月2日)</li> <li>○郷土の森公園修景池へののぼり旗設置による花蓮PR</li> <li>○市民等が撮影した花蓮写真を応募作品の中から選定し、蓮を観る会ポスター写真に採用した。</li> <li>○参加者数…延1,400人</li> </ul>



## (6) 市民花壇運営事業

公園など公共地において、市民参加による花壇づくりを進めることにより、まちに潤いと安らぎのある生活環境を作り出すため、登録した市民団体・グループに草花の苗を提供しました。

○市民花壇…40か所(フラワーポッド92台、421.07㎡)

○配付回数…2回(花苗8,500株)

春:4,250株(5種)

(ポーチュラカ、トレニア、サルビア、マリーゴールド、アメリカンブルー)

秋:4,250株(3種)

(パンジー、ノースポール、ハボタン)

## (7) 緑と花いっぱい運動推進事業

東日本大震災の影響により、例年4月29日にすずかけ公園にて行っていたグリーンフェスティバルの内容を一部見直し、6月4日に府中公園で開催された府中環境フェスタにおいて、自然体験コーナーを実施し、市民意識の高揚に努めました。また、緑の募金活動や落ち葉の銀行事業によって、市民の自主的な緑化活動を支援することによって、緑と花のあるまちづくりを推進しました。

▽府中環境フェスタ(自然体験コーナー)

日時:6月4日(土)午前10時～午後3時

会場:府中公園

内容:木の実細工作りや巣箱作り講習会、草花・苗木の頒布、緑化活動PR、緑化相談など

参加者数…1,078人

▽草花の鉢・苗木頒布

○頒布数…300鉢 草花200鉢(トレニア100、ブルーサルビア100)

苗木100鉢(ブルーベリー)

▽緑の募金

学校、自治会、企業などから緑の募金への協力がありました。緑の募金還元事業として、学校等に花の種子や球根を配付し、身近な緑化活動を推進しました。

募金額 1,045,931円

○種子…2,590袋(3種)(アサガオ、ヒマワリ、ケイトウ)

○球根…1,840袋(4種)(チューリップ、フリージア、ランンキュラス、スイセン)

▽落ち葉の銀行事業

期 間:平成23年11月～平成24年1月(月・木)

登録団体:28団体32か所

回 収 数:1,084袋

### 3 府中市環境保全活動センター

#### (1) 設置の経緯

府中市環境保全活動センターの設置等については、平成15年に策定された府中市環境基本計画に初めて明記されたほか、平成18年3月には、府中市環境基本計画に基づき、市民や事業者及び行政が相互に意見交換し、環境基本計画の進捗状況や計画を推進するための方策について検討するため、府中市環境推進協議会が設置されました。

同協議会ではこの中で、市民や事業者及び行政が、環境基本計画及び環境行動指針を推進するとともに、各主体が環境基本計画を実践するための枠組みとして、環境活動の場を設置する必要があると、平成20年3月に市長へ「環境保全活動の支援センターのあり方について」提言しております。

また、平成23年3月に策定された府中市地球温暖化対策地域推進計画の中でも、個別施策等各般にわたり活動センターの役割が期待されていました。

#### (2) 平成23年度の動き

平成23年度予算に書庫、書籍購入費等の活動センター関係経費を初めて計上するとともに、設置スペースとして府中駅北第2庁舎7階に約20㎡の事務室を確保いたしました。また、開設に向け活動センターの管理運営規則案及び運営委員会に関する要綱案等を協議するため、「府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会」を設置しました。

その後、センターの設置目的を、「環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するもの。」と規則で定めるとともに、懇談会を引き継ぐ形でセンター運営のコアとして、府中市環境保全活動センター運営委員会を設置しました。また併せて、事業の実施に当たりご協力いただくサポーター登録制度を設けました。

こうした経過を踏み、平成23年12月1日に府中市環境保全活動センターを開設し、運営委員会を適宜開催する中で、センターの機能を6事項63項目にするとともに、リーフレットの作成、「かんきょう活動センターだより」を発刊した外、サポーターも23年度末現在、個人登録49名、団体登録は7団体となっております。

このように、センターシステムがおおむね整備されたことにより、次年度以降サポーターのご協力を得る中で、センターとして市民、事業者及び各種団体が行う環境保全活動に、積極的に支援、関与するとともに、センター独自の各種環境イベント等を企画、実施することにより、環境問題に対する普及啓発を図り、府中市環境基本計画にある理念を実践していくものです。

## 4 地球温暖化対策

地球温暖化とは、温室効果ガスの過度な蓄積より、地球の平均気温が長期的に上昇することです。

温室効果ガスが全くないと今の地球の気温は維持できませんが、過度に蓄積すると気温が上昇し過ぎ、地球の気候を大きく変化させ、自然生態系などに深刻な問題を与えます。

主な温室効果ガスとしてCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)があります。CO<sub>2</sub>は有機物の分解・燃焼に伴い発生します。産業革命以降、世界的にエネルギー源として有機物である化石燃料の大量燃焼を続け、一方で森林伐採等でCO<sub>2</sub>の吸収量は減少しています。その結果大気中に過度のCO<sub>2</sub>が蓄積しました。また、ほかの温室効果ガスも私たちの生活に関するあらゆる活動に伴い発生しています。

地球の平均気温は、100年間で0.6度上昇しています。日本の平均気温は約1℃、都市化の著しい東京では約3℃も上昇しています。これはヒートアイランド現象であると考えられ、地球温暖化に影響しているといわれています。

国際的動向として、世界の国々における温室効果ガス排出量の法的拘束力がある数値目標を盛り込んだ京都議定書の批准が進んでいます。わが国においても、平成9年の京都会議以降、地球温暖化対策の推進に関する法律の制定や、地球温暖化対策に関する基本方針の決定などがあり、地方公共団体に温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・公表が義務付けられました。

市では、府中市職員エコ・アクションプランを中心とした環境マネジメントシステムに基づいた環境負荷低減対策をより積極的に推進するため、ISOが定めたISO14001を平成14年に取得しました。平成23年2月には3回目の認証更新をして、環境負荷の低減に努めています。また、市の取組みを年一回「府中市エコレポート」として、公表しています。なお、市民のCO<sub>2</sub>削減活動を支援するため、エコハウス設備設置補助金事業を実施しています。

### ※ ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外部に比べて高くなる現象をいいます。原因として、大量の熱エネルギーを発生させる都市においては、土が露出した地面が少ないため、水の気化による気温の低下が妨げられることがあげられます。また、等温線を描くと都心部を中心とした「熱(=ヒート)」による「島(=アイランド)」のように見えるため、こう呼ばれています。

### ※ 温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ(波長の短い)光は素通りさせますが、地球から宇宙に逃げる(波長の長い)赤外線(熱線)は吸収するため、地球の温度を上昇させる働きのあるガスのことをいいます。

京都議定書及び地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が指定されています。

### ※ ISO

「国際標準化機構(International Organization for Standardization)」の呼称です。スイスのジュネーブに本部を置く非政府組織(NGO)で、工業製品やサービスなどの国際的な規格の制定や標準化を目的として設立された国際機関です。

### ※ ISO14001

ISOが定めた環境に配慮するための仕組みを定めたシステムの規格です。PDCAサイクル(計画→実施→点検→見直し→計画のサイクル)を回すことで環境負荷低減行動の進行管理を行い、継続的な改善を進めます。これを認証取得した組織は、その環境に配慮した仕組みが国際規格に適合しているということの証明になります。日本では、JISQ14001として発効しています。

## 市職員の取り組み項目

府中市職員エコ・アクションプランは平成13年3月に策定され、市職員はこのプランに基づいて省エネルギー、省資源、ごみ減量などに努めています。平成23年3月には第3次府中市職員エコ・アクションプランを策定し、第2次に比べ日常取組項目を2つ追加、一部取組項目の修正を行い、より一層の環境負荷低減行動を実践していきます。

### 【日常取組項目】

- 1 レジ袋は受け取らない。
- 2 昼休み、就業前後及び残業時の不必要な照明は消灯する。
- 3 OA機器の未使用時は電源を切るか、省エネモードにする。
- 4 毎週水曜日はノーカーデーを実施し、水曜日以外にもできる限り車を使用しない。
- 5 車のアイドリングは止める。
- 6 車を使用する際には、エコドライブを実践する。
- 7 片面使用済紙の再利用や両面コピーを徹底し紙の使用量を削減する。
- 8 必要最低限の枚数しかプリントアウトしない。
- 9 使用済み封筒を再利用する。
- 10 ごみ減量やリサイクルのルールを徹底する。
- 11 階数の差が3階までは上りのエレベータに乗らない。
- 12 下りのエレベータには乗らない。
- 13 トイレの便座シートやウォシュレットの温度設定は色目盛りの下端を最大とし、夏はさらに低くする。
- 14 トイレのウォシュレットの電源は、土日等使用しない時は切る。
- 15 湯水を流しながら使用しない。
- 16 環境にやさしい商品を購入する。
- 17 物品購入は必要最低限にする。
- 18 必要以上の印刷、コピーはしない。
- 19 コピー機の未使用時は電源ボタンを押し省エネモードに設定する。
- 20 退庁時はコピー機の主電源を切る。
- 21 使い捨ての箸、スプーン等は使わない。
- 22 シュレッダーの未使用時は電源を切る。
- 23 会議室の冷暖房温度は、夏28℃以上、冬20℃以下に設定する。
- 24 クールビズ、ウォームビズなど快適に過ごせる服装を心がける。
- 25 会議室の冷暖房や照明は会議開始の10分前までは使用しない。
- 26 ブラインドやカーテン等の利用により照明・空調の効率化に努める。
- 27 ファイリングシステムの徹底により、必要以上の資料を印刷しない。
- 28 イベントを開催する際の電力は、グリーン電力を使用する。
- 29 各自の取組

## 市民の取り組み[環境家計簿]

日常生活において環境に負荷を与える行動や、環境に良い影響を与える行動を記録するために使用するもので、電気や水道使用量などの項目ごとに必要に応じて点数化し、一定期間の集計を行って、家計簿のように記録できることをめざしたもので、環境とのかかわりを再確認するための試みです。

府中市でも平成15年12月に環境家計簿を作成しました。各家庭でも、電気、ガス、水の使用量をチェックし、排出される二酸化炭素量を把握して、省エネ、省資源を心がけてもらうことが目的です。

### (1) エコハウス設備設置助成事業

地球温暖化防止対策の一環として、個人住宅の環境に配慮した住宅設備設置費用の一部を助成することにより、自然エネルギーの有効活用の促進をするため、平成17年11月9日付で「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」を施行し、実施しています。 (平成23年度実施概要)

対 象 設 備	補 助 率
太陽光発電システム	1kwあたり3万円で上限9万円
太陽熱高度利用システム	3万円
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	3万円
ガスエンジン給湯器	3万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	5万円
雨水浸透施設	標準工事費の5割で上限10万円
雨水貯留槽	本体と架台の購入に要する費用の5割で上限2万5千円

#### ※ 太陽光発電システム

太陽電池を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換して発電するシステムです。

#### ※ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)

都市ガス・LPガス・灯油等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させることにより発電するシステムです。同時に発電時に発生する排熱で給湯などに利用することができます。

コージェネレーションとは、1つのエネルギーから、熱や電気など複数のエネルギーを取り出し活用することをいいます。

#### ※ ガスエンジン給湯器(エコウィル)

都市ガスやLPガスを燃料とするガスエンジンで発電し、その際に発生する排熱で給湯などに利用できる給湯器です。

これらは、火力発電所の稼働率を下げ、間接的にCO<sub>2</sub>排出量を抑制する効果があります。また、電気の消費場所の近くで発電することになりますので、送電ロス(=送電線の電気抵抗等で失われる電力)も少なくなります。

#### ※ 太陽熱高度利用システム

集熱器を用いて、太陽の熱を集めて利用するシステムです。

※ **二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)**

二酸化炭素を冷媒とし、空気の熱を利用した給湯器です。

これらは、従来の給湯器よりも熱エネルギーを得る際のCO<sub>2</sub>発生を抑制する効果があります。

※ **雨水浸透施設**

雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養を図る施設です。

※ **雨水貯留槽**

雨水を溜め、洗車や庭の水まきに使用できるようにするタンクです。水資源の有効利用が図れます。

年度別交付件数推移

対 象 設 備	17	18	19	20	21	22	23	計
住宅用太陽光発電システム	9	17	6	17	44	89	173	355
太陽熱高度利用システム	0	0	3	0	3	5	2	13
潜熱回収型給湯器	10	126	90	47	17	43		333
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	6	56	38	38	22	54	20	234
ガスエンジン給湯器	0	0	5	8	1	2	0	16
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	0	0	0	0	0	1	33	34
雨水浸透施設	1	3	0	0	0	3	3	10
雨水貯留槽	2	0	2	0	3	4	15	26

(2) **カーボンオフセット**

ア **カーボンオフセットとは**

地球温暖化は、人間の諸活動の中で排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって引き起こされ、人類の生存基盤や自然の生態系にも悪影響を及ぼすに至りました。そこで、温室効果ガスの排出量を減らすための国際的な取組みが行われ、平成9年(1997年)の京都議定書では、我が国に6%の削減の目標が定められました。今、国を挙げての低炭素社会の構築に向けた行動・実践が求められています。

このような中で、注目を集めているのが、「カーボンオフセット」です。カーボンとは「二酸化炭素」、オフセットは「埋め合わせる」という意味を表わします。まず、諸活動の中で排出をしている二酸化炭素などの温室効果ガスの量を認識(見える化)し、削減努力を行うことが必要です。そして、どうしても削減できない部分を、他の場所でのクリーンエネルギーの導入や二酸化炭素を吸収する森林整備など、排出削減、吸収プロジェクトに投資を行い、それによってもたらされる温室効果ガスの排出削減量や二酸化炭素吸収量で、削減しきれなかった部分を埋め合わせる、これがカーボンオフセットです。

イ **姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施状況**

平成23年7月26日に佐久穂町と締結した「府中市と佐久穂町との地球環境保全のための連携に関する協定」、「長野県の森林の里親促進事業森林整備協定」に基づき、平成27年度までの5年間、市の家庭ごみなどの市指定有料袋を焼却することで排出されるCO<sub>2</sub>相当量の一部を、姉妹都市である長野県佐久穂町において森林整備を実施することで相殺させるカーボンオフセット事業を行います。

平成24年3月23日に長野県庁で「森林の里親促進事業」CO<sub>2</sub>吸収量認証書の交付を受け、平成23年度の実施状況は、佐久穂町の町有林19.86ヘクタールの間伐で二酸化炭素吸収量は73.4トンとなりました。

## VI 工場・指定作業場の設置状況

### 1 工場数

(各年度末現在)

業種		年度							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市所管分	食料品製造業	54	54	54	54	56	50	50	51
	飲料製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	繊維工業	7	7	7	7	7	6	5	4
	衣服・繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業	30	30	30	31	31	30	30	29
	家具・装備品製造業	13	13	13	13	13	14	14	14
	紙加工品製造業	2	2	2	2	2	3	3	3
	出版・印刷業	16	16	16	16	16	18	18	18
	化学工業	3	3	3	3	3	3	3	3
	舗装材料製造業	2	1	1	1	1			
	プラスチック製品製造業	12	12	12	13	13	11	11	11
	ゴム製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	皮革製品製造業								
	石油・石炭製品製造業	1	1	1	1	1	2	2	2
	窯業・土石製品製造業	21	21	21	21	20	18	17	18
	非鉄金属製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	金属製品製造業	54	54	54	54	54	52	52	52
	一般機械器具製造業	27	27	26	27	27	27	27	27
	電気機械器具製造業	71	70	70	69	67	67	67	67
	輸送用機械器具製造業	19	19	19	19	19	19	19	19
	精密機械器具製造業	19	19	19	19	20	19	19	16
	その他の製造業	3	3	3	3	3	6	6	7
	電気・ガス	14	14	14	14	14	4	4	4
	自動車整備業	114	115	116	116	116	117	115	115
	クリーニング業	19	18	18	18	18	19	19	19
	廃棄物処理業	4	4	4	4	4	5	5	5
その他の業種	7	7	7	7	7	9	9	9	
合 計	518	516	516	518	518	505	501	499	
留保分	飲料製造業	1	1	1	1	1	1	1	1
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	合 計	3	3	3	3	3	3	3	3

## 2 指定作業場数

(各年度末現在)

業種		年度							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市 所 管 分	自動車駐車場	307	312	317	323	327	349	354	358
	自動車ターミナル	10	10	11	11	11	10	10	10
	ガソリンスタンド(ガス)	28	27	25	24	26	28	27	23
	自動車洗車場	6	7	7	7	7	6	6	6
	ウエストスクラップ処理場	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃棄物の積替え場所	5	6	6	7	8	5	5	6
	材料置場	70	70	70	70	70	69	69	69
	畜舎	2	2	2	2	2	2	2	2
	めん類製造所	2	2	2	2	2	2	2	2
	豆腐又は煮豆製造所	4	4	4	4	4	4	4	4
	洗濯施設を有する事業場	63	63	63	63	63	62	62	62
	ガスタービンディーゼル機関 ガス機関、ガソリン機関								1
	暖房用熱風炉・ボイラー	38	36	36	36	37	43	44	44
	焼却炉を有する事業場	8	8	8	8	8	6	6	7
	設備用揚水施設を有する事業場								
	病院	1	1	1	1	1	1	1	1
	地下水揚水施設		1	1	1	1	1	1	1
	水道施設、工業用水道施設	1	1	1	1	1	1	1	1
	合 計	545	550	554	560	560	589	594	598
留 保 分	下水処理場	1	1	1	1	1	1	1	1
	合 計	1	1	1	1	1	1	1	1

これらの工場・指定作業場は東京都環境確保条例別表第1及び同第2(条例第2条第7・8項)に規定されているものです。

該当する工場・指定作業場を新たに設置する場合、設備の変更をする場合は事前に府中市へ届け出ることが義務付けられています。

平成21年度から算出方法を変更したことにより、平成20年度以前と比べ数が大幅に増減している項目があります。



## 府中市の環境の歴史

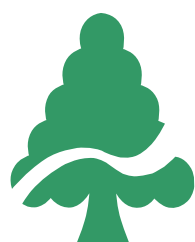
昭和 29年 (1954)	府中市制施行
35年 (1960)	新市庁舎完成
36年 (1961)	ラジオ・テレビ雑音防止協力会を設置
44年 (1969)	衛生課公害係を設置
45年 (1970)	衛生課から環境整備課に名称変更 市内で光化学スモッグ被害が初めて発生する 東京都公害防止条例が委任される 市内大工場(6企業)と公害防止協定を締結 市内の産米中にカドミウムを検出 府中保健所がカドミウム住民検診を実施 府中市公害対策本部要綱を制定
46年 (1971)	水質分析室を設置 大気汚染測定車による測定開始
47年 (1972)	「府中市自然環境の保全および育成に関する条例」制定 「府中市中高層建築物に関する指導要綱」制定 「府中市開発行為に関する指導要綱」制定 「府中市公害防止資金融資措置要綱」制定 府中市に東京都の大気監視測定局を設置
48年 (1973)	「府中市公害防止要綱」制定
49年 (1974)	府中市が引き続きカドミウム住民検診を実施 環境整備課から自然環境課に名称変更 第1回多摩川清掃市民運動始まる
51年 (1976)	第1回府中をきれいにする市民運動始まる
55年 (1980)	公共施設での有リン洗剤を使用中止
57年 (1982)	市内水道用井戸からトリクロロエチレンを検出
58年 (1983)	自然環境課から環境保全課に名称変更 市内事業所(26か所)と環境保全協定を締結
59年 (1984)	四谷小、第八中でイネ科の植物による花粉症が発生 デポジット・リファイル・システムの導入
60年 (1985)	大気汚染測定車を購入
平成 2年 (1990)	押立町、武蔵台に大気汚染測定局を設置 「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導要綱」 制定に伴い、市に委託される 市民による酸性雨調査を実施
3年 (1991)	教育センターに酸性雨自動測定機を設置 東京農工大学と酸性雨共同研究を実施 東京都より大気汚染同時通報受信装置37台を移管される

平成 3年 (1991)	大気汚染同時通報受信装置15台を購入
4年 (1992)	四谷に大気汚染測定局を設置 第1回ラブリバー多摩川実施 飼い犬、飼い猫の去勢、不妊手術費の一部助成制度施行
5年 (1993)	朝日町に大気汚染測定局を設置 雨水浸透施設70基を市内に設置
6年 (1994)	雨水浸透施設88基を市内に設置 地下水のばっ気処理装置を設置し浄化開始
7年 (1995)	雨水浸透施設設置助成制度開始
11年 (1999)	「府中市環境基本条例」制定 府中市環境審議会設置 大気汚染測定車を購入
12年 (2000)	府中市環境基本計画素案検討会設置
13年 (2001)	府中市職員エコ・アクションプラン策定
14年 (2002)	ISO14001の認証の取得(府中市役所本庁舎、 府中駅北第2庁舎、府中市立中央図書館)
15年 (2003)	府中市環境基本計画策定 「府中市まちの環境美化条例」制定
16年 (2004)	府中市環境行動指針策定
17年 (2005)	ISO14001の認証を更新 府中市エコハウス設備設置助成制度開始 (同時に、雨水浸透施設設置助成交付要綱廃止)
18年 (2006)	第1回「府中環境フェスタ」の実施 府中市環境推進協議会設置
19年 (2007)	「リサイクル&環境フェスタ」(第2回環境フェスタ)の実施
20年 (2008)	ISO14001の認証を更新 環境保全課から環境政策課に名称変更 お瀧湧水復活事業で、雨水浸透施設109基を市内に設置(公園に8基) 西府駅公衆トイレ設置
21年 (2009)	「～あきかん～第1回府中エコ博」の実施
22年 (2010)	庁用車として電気自動車(愛称:エコちゅう)を導入 第1回市民セミナー「地域で考える～飼い主のいない猫」の実施
23年 (2011)	府中市地球温暖化対策地域推進計画策定 ISO14001の認証を更新 第3次府中市職員エコ・アクションプラン策定 組織改正によって環境政策課に自然保護係が編入される 府中市環境保全活動センターを府中駅北第2庁舎環境政策課事務室に併設 東日本大震災に伴う放射能測定 姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施

## 府 中 の 環 境

---

発行日/平成24年11月 編集・発行/府中市環境安全部環境政策課  
〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地  
電話 (042)364-4111(代表)、335-4195(直通)  
FAX (042)361-0078  
ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>  
Eメールアドレス [kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp)



① ほっとするね 緑の府中

府中市

環境にやさしいまち



JQA-EM2175  
府中市役所で実施する事務